HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化 ： 韓国への移動を中心に
Author(s)	李, 雪蓮
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第13268号
Issue Date	2018-06-29
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k13268
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90158
Type	doctoral thesis
File Information	Li_Xuelian.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化

―韓国への移動を中心に―

北海道大学　大学院農学院

共生基盤学専攻　博士後期課程

李　雪蓮

中国朝鮮族出稼ぎ労働者の性格と母村の変化
―韓国への移動を中心に―

共生基盤学専攻　共生農業資源経済学講座
地域連携経済学　李　雪蓮

目次構成

序　章　課題と方法 1
第 1 節　問題意識と課題 1
第 2 節　既存研究の整理 3
第 3 節　分析視角と論文の構成 9

第 1 章　朝鮮族の形成・分布と国内移動 14
第 1 節　本章の課題 14
第 2 節　農村部を拠点とする朝鮮族 14
第 3 節　中国における人口移動 20
第 4 節　吉林省における出稼ぎの特徴 24
第 5 節　朝鮮族の中国出稼ぎのケーススタディ 30
第 6 節　小括 33

第 2 章　韓国における労働力不足問題と外国人労働力の受入政策の展開 35
―中国朝鮮族出稼ぎ労働者の就業を中心に― 35
第 1 節　本章の課題 35
第 2 節　韓国における労働力不足問題と中国朝鮮族の受入 35
第 3 節　1991 年からの外国人労働力受入政策の形成と中国朝鮮族 40
第 4 節　2007 年の訪問就業制の導入と中国朝鮮族の受入実績 43
第 5 節　小括 47

第 3 章　中国朝鮮族の韓国出稼ぎとその性格 49
第 1 節　本章の課題 49
第 2 節　出稼ぎ労働者の概要 49
第 3 節　出稼ぎ労働者の韓国への移動理由とその経路 51
第 4 節　出稼ぎ労働者の就業と生活 54
第 5 節　出稼ぎ労働者の今後の展開方向 68
第 6 節　小括 72

第 4 章　中国東北地方における朝鮮族出稼ぎによる集落の農地移動調整 74
第 1 節　本章の課題 74
第 2 節　吉林省における出稼ぎの実態と調査対象地 74
第 3 節　官馬山村における離農跡地の移動形態 76
第 4 節　茂盛村における離農跡地の農地移動調整 82
第 5 節　小括 86

終　章　総合考察 88
第 1 節　各章要約 88
第 2 節　考察 89

引用・参考文献 91

図表目次

図序-1　朝鮮族の国家と地域間移動による身分変化 2

図 1-1　LZ氏の家系図 18
図 1-2　JQ氏の家系図 19
図 1-3　中国における都市・農村人口の推移 21
図 1-4　中国における地域別域内総生産額の推移 23
図 1-5　吉林省における農業人口の推移 25
図 1-6　吉林省における産業別従業員数の推移 25
図 1-7　中国全国および吉林省からの移動先地域別人口 28
図 1-8　吉林省からの移動元・移動先別人口 28
図 1-9　吉林省への移動元別流入人口 29

図 2-1　韓国事業体数と従業、失業変化 37
図 2-2　朝鮮族の韓国入国者、滞在者数の変化 38
図 2-3　滞在資格別朝鮮族の滞在人数変化 39
図 2-4　産業研修制による朝鮮族入国数 41

図 3-1　中韓両国の一人当たり国民総収入 51
図 3-2　出稼ぎ者の月給(単位:万ウォン) 59
図 3-3　出稼ぎ労働者の分類と展開 68

表 1-1　中国総人口に占める朝鮮族の割合 15
表 1-2　地域別朝鮮族の人口の推移 16
表 1-3　センサスからみた人口指標の変化 20
表 1-4　中国における戸籍所在地外での在住者数 22
表 1-5　中国における戸籍登録類型による所在地外での在住者数 22
表 1-6　出身地域別出稼ぎの男女別・年齢層別・学歴別比率 23
表 1-7　地域別の農村からの出稼ぎ先および産業 24
表 1-8　地域別農村労働力の性別・年齢別・学歴構成比率 24
表 1-9　吉林省における農村からの出稼ぎ人数および比率 26
表 1-10　吉林省における出稼ぎ先産業別従業員人数 26
表 1-11　吉林省における農村住民による出稼ぎ先別人数 27
表 1-12　吉林省における期間別出稼ぎ人口 27
表 1-13　吉林省からの自治体区分別移動先・移動元人口 29
表 1-14　吉林省内での自治体区分別移動先・移動元人口 29
表 1-15　調査対象者の属性 30
表 1-16　中国での出かせぎ状況(40 歳台以上) 31
表 1-17　中国での出かせぎ状況(40 歳台未満) 32

表 2-1 産業別労働力不足率(1988－2007) 36
表 2-2 韓国労働経済主要指標 37
表 2-3 外国人労働者受入政策の概要 40
表 2-4 就業管理制による朝鮮族の入国と不法滞在 42
表 2-5 一般雇用許可制と特例雇用許可制の比較 43
表 2-6 訪問就業制による朝鮮族受入人数の推移 44
表 2-7 在外同胞資格所持者の入国数 45
表 2-8 朝鮮族滞在資格別区分(2016 年) 46
表 2-9 朝鮮族の年齢別滞在人数(2016 年) 47

表 3-1 調査対象者の滞在形態(2016 年 3 月現在) 49
表 3-2 調査対象者の学歴(2016 年 3 月現在) 50
表 3-3 調査対象者の戸籍地と現住地(世帯別) 50
表 3-4 滞在経歴(40 歳台以上) 52
表 3-5 滞在経歴(40 歳台未満) 52
表 3-6 チェーンマイグレーションの効果 53
表 3-7 出稼ぎ者の業種変化(男性) 54
表 3-8 出稼ぎ者の就業期間(男性) 55
表 3-9 出稼ぎ者の業種変化(女性) 56
表 3-10 出稼ぎ者の就業期間(女性) 57
表 3-11 求職方法別の就業人数 60
表 3-12 出稼ぎ者の住居状況 61
表 3-13 保険加入状況 63
表 3-14 出稼ぎ資金の利用状況と財産保有 66

表 4-1 朝鮮族村の転出率と事例 75
表 4-2 調査対象地における朝鮮族の構成(2012 年) 76
表 4-3 集落内の農地の移動状況 77
表 4-4 借地農家の農地集積状況(貸付農家数) 77
表 4-5 官馬山村における調査農家の家族の性格(2012 年) 78
表 4-6 官馬山村における調査農家の経営(2012 年) 79
表 4-7 官馬山村の調査農家の借入先別の借地料水準 81
表 4-8 茂盛村 E 社の農地調整 83
表 4-9 茂盛 F 社における農地賃貸 83
表 4-10 茂盛村における調査農家の就業(2012 年) 84
表 4-11 茂盛村における調査農家の経営(2012 年) 84
表 4-12 調査農家の借入先別借地料水準 85

序　章　課題と方法

第 1 節　問題意識と課題

中国の朝鮮族は、朝鮮半島から一部の朝鮮民族が東北部（旧満州地域）に移住したことによって形成された。その移住の開始時期については様々な説があるが、本論文においてはその多くが移住し始めたとされる 19 世紀の半ばからの経過を整理する。移住の要因は時期によって様々であるが、経済、政治等に対する能動的、あるいは受動的な要因を挙げることができる。

朝鮮からの移民に対しては、中国政府は徐々にその対応を変化させてきた。初めは清王朝時代から引き継いだ排斥であり、その後は条件付きの受入れであり、そして積極的な入籍勧誘などを経て、中国政府成立後には国内の少数民族として認定している。現在、朝鮮族は「北朝鮮軍以外の東北に居住している朝鮮人は中国内の少数民族と看做される」（崔[314]、pp.28)とされ、漢民族と同じく平等な権利と義務が与えられ、正式な中国国民として認められている。しかし、第二次世界大戦の終結後に韓国、北朝鮮政府が設立されたことから、戦前やむを得ず満州に移住していた朝鮮族の一部およそ 70 万人が朝鮮半島に引上げ、一方 100 万人ほどが中国の朝鮮族として残ることとなった。中国国内に残った朝鮮族は主に東北部に多く分布し、各農村地域におよそ 50 の朝鮮族自治郷（900 の朝鮮族村、注1）を設立し、朝鮮族として生活している。そして稲作の発展に寄与しながら農村部の中核として活躍してきたのである。

中国では、1970 年代末から国内体制の改革および対外開放政策が行われており、農村地域の住民が経済発展している沿海都市や大都市の出稼ぎをする機会が増えつつある。

中国における農村からの人口移動は、労働力移動の側面から量的・質的な評価がなされてきた（大島[4]、厳[20]など）。このなかで注目すべき点は、東北部を拠点とする朝鮮族の出稼ぎ現象である。国内の動向と同様に中国沿岸部への出稼ぎもあるが、韓国との国交樹立を契機に、韓国や日本を始めとした諸外国への海外「移民」となる朝鮮族の農民が多く存在するのである。韓国へ出稼ぎに行った者は、農村部ではなく韓国都市部での3D 産業に従事しており、韓国の経済成長に伴う労働力不足を解消する役割を担っている。そのため、韓国政府が許容業種を増加させるなど受入政策を緩和し、在韓朝鮮族は増加の一途を辿っている。

一方、高度経済成長に伴う労働力不足の問題に直面していた韓国政府は、朝鮮族に限らず低熟練の外国人労働者の受入を進めていた。それが 1991 年の「海外投資企業向け産業研修制度」と 1993 年の「300 人以下中小企業対象の産業研修制度」である。特に後者は研修生を対象としたものであるが、実質的には労働力不足への対応策であり、外国人研修生を 1 年間（1 年延長可能）雇用することが可能になった。その後、研修生の労働問題の解決のため、2000 年には「研修就業制」が打ち出され、研修 2 年目を迎えると従業員として 1 年働くことが可能となった。この制度は 2002 年には研修 1 年から就業 2 年に変更され、外国人労働者が「研修生」ではなく「労働者」として働く体制として整備されるようになった。

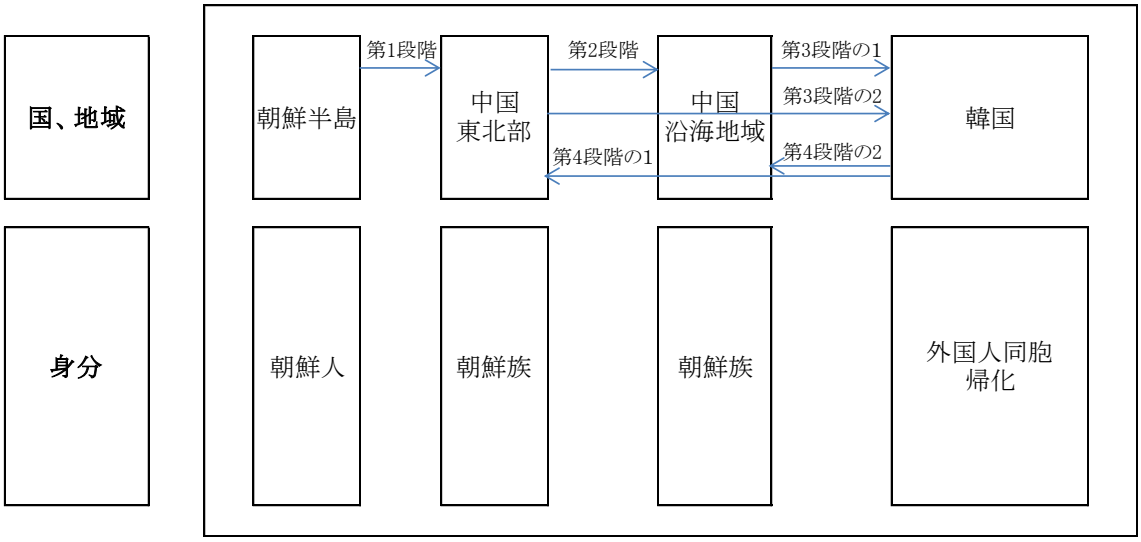
また、当時の「産業研修制度」下では研修生の就業先は製造業や建設業など特定分野に限定されていたが、実際には多くの外国人労働者、特に朝鮮族がサービス業などの分野での不法就労を行っていた。2002 年 3～5 月に行われた「不法滞在者就業実態調査」によると、不法滞在者 256,000 人のうち 40%にあたる 103,000 人がサービス業に従事していることが示された。特にサー

ビス業ではコミュニケーション能力が必要とされるため、半分近くである5万人以上を中国朝鮮族が占めていた。この実態に合わせて 2002 年、韓国では外国人労働者の就業機会の拡大とサービス業の労働力不足の解決を目的とした「就業管理制」を導入した。これは実質的に朝鮮族を対象とした初めての政策であった。

本格的な低熟練労働者のための受入制度の整備として最初に施行された制度が、「雇用許可制」(2004 年施行)である。そして、その一環として打ち出された「訪問就業制」は、中国及び旧ソ連地域の朝鮮族に韓国を訪問させるための門戸開放制度となった。約 30 万人を上限としてはいるものの、現行の政策の中で韓国に出稼ぎに訪れる朝鮮族に最も利用されている。

韓国では朝鮮半島外への移住者とその子女を「在外同胞」(注2)と呼ぶ。韓国の在外同胞の現況(2014 年末現在)をみると、世界 181 カ国に 718 万 4,872 人が居住しており、これは韓国の総人口 5,158 万 4,349 人(2016 年 4 月)の約 14%にも及ぶ。2012 年と比べて 17 万 1,955 人増加していることから、増加傾向にあることが読み取れる。その内訳を見ると中国 258 万 5,993 人、アメリカ 223 万 8,989 人、日本、85 万 5,725 人、カナダ 22 万 4,054 人、ウズベキスタン 18 万 6,186 人、ロシア 16 万 6,956 人となっており、中国に在住する者が一番多い。韓国からの移住時期と原因を見ると、中国やウズベキスタン、ロシアなどの共産圏にいる在外同胞は戦前に移住した者が多い。一方、韓国政府成立後は、アメリカやカナダなどの先進諸国への経済的な目的での移民が多い。

2016 年時点で韓国に滞在する朝鮮族は 60 万人を超え、就業範囲は広くなり、個人事業主となった者など、その収入格差の幅が広くなっている。彼らは今後の韓国の労働市場、中国東北部の農村に多大な影響を与えることは間違いない。



図序- 1　朝鮮族の国家と地域間移動による身分変化

注:矢印は時系列の移動段階を示す。第 3 段階の移動は中国沿海地域から韓国に移動する場合(第3段階の1)と中国東北部から直接に韓国に向かう場合(第3段階の2)があり、同じ時期に両方向への移動を示している。第 4 段階も同じく両方向への移動を示し、韓国から中国東北部に行く場合(第4段階の1)と韓国から中国沿海地域(第4段階の2)に行く場合がある。

上述のような歴史的な移動とそれによる朝鮮族の身分の変遷を図序-1 に示した。中国政府の成立以前の移住者については、「朝鮮人」と取り扱われ、中国政府による承認後は、中国国籍の「朝

鮮族」と看做された。また、今日では朝鮮族が韓国に出稼ぎに向かい、滞在時期および滞在資格によってさまざまな身分として滞在している。朝鮮族は約 150 年にわたり国家や地域を超えて移動し続けてきた。国から国(第 1 段階、第 4 段階)、農村から農村、農村から都市(第 2 段階、第 3 の 2 段階)、都市から都市(第 3 の 1 段階、第 4 段階)へと移動し続けているうちに、彼らの身分も変化し続けている。このような移民は「ディアスポラ」、「マージナル・マン」(注3)とも呼ばれる。

朝鮮族は韓国と中国の双方に血縁、地縁を持ちながら、今日においても両国家間の移動を続けている。こうした彼らのアイデンティティーに関しても議論が行われてきた。第1段階と第2段階では中国に居住する朝鮮族の意識、第3段階では韓国に居住している中国出身の朝鮮族の意識に関する議論が続けられてきた。また当然、朝鮮族の中でもアイデンティティーに関する意識はそれぞれ異なるが、これまでの議論のなかからその特徴が指摘されている。1つは境界人という地位である。彼らの祖先は朝鮮半島から中国への移民であり、文化的にマージナルな地位で、つまり中国で漢民族文化と接しながら朝鮮族として生活を続けてきた。また韓国への出稼ぎにより地理的に中国と韓国の間の往復を繰り返すことになったが、このことは中国の漢民族を中心とする文化と中国で朝鮮族として祖先から引き継いできた文化、韓国の朝鮮族文化の3つの文化の中でマージナルな地位に置かれている。

2 点目は年代別にアイデンティティーに差がみられるという点である。特に年長者は血統を重視し、故郷への思いなどから韓国へ帰還したがる人が多い反面、若い人はそういったアイデンティティーに拘らない傾向があるとされる。若い人は住みやすいところ、個人の成長を重視して住居を選ぶ傾向が強いとされ、この点に関しては本論文でも 3 章で検討を行う。

また、朝鮮族出稼ぎ労働者の多くは農村部出身である。中国の都市部と農村部の格差は激しく、農村部は戸籍制度、教育、医療保険など社会保障に於いて都市部と区別され、保障内容も異なる。そのため、年代を問わず中国の農村部からの出稼ぎ労働者は韓国においても医療保険資格の獲得など社会保障への意識が希薄である。この意識が希薄であるという点は中国農村部の出身であることの影響であるといえよう。

なお、朝鮮族の移動は、送出側である中国の農村部に様々な社会的影響をもたらしている。また、出稼ぎの主体である朝鮮族自身も、生活の場や就業の場が変わることによって問題を抱えることとなる。送出側の中国では、出稼ぎ労働者の移動によって手放され賃貸に出された離農跡地を吸収した大規模な農家が成長を見せており、農業構造政策と関連しいくつかの事例研究がみられる。董[51]は、黒竜江省の稲作大規模借地経営の存立条件として、朝鮮族出稼ぎによる農地移動と村による借地関係への介入に注目している。

以上を踏まえて、本論では朝鮮族に焦点を当て、1990 年代以降における中国朝鮮族の国内移動と韓国への移動の出稼ぎ像を示し、「朝鮮族」という「マージナル・マン」の移動を動態的に捉え、出稼ぎによる離農がその送出元である農村・農業に及ぼす影響を明らかにする。

研究手法として、文化人類学と農業経済学の方法を融合している。出稼ぎ労働者に関しては(3章)、文化人類学のアプローチを行い、出稼ぎ者の移住過程をより深く把握してその様相を描き、彼らが手放した農地の移動状況(4 章)に関しては農業経済学の視点によりアプローチする。

第 2 節　既存研究の整理

近代の朝鮮族の移動問題は、歴史学や社会学、民俗学、人類学(李[78])等多方面にわたって研究されている。特に、中国、韓国、日本の研究者によって盛んに研究されており、その研究成果も多く蓄積されている。本論に入る前にまずその研究を整理しながら、中国の朝鮮族の形成過程を見てゆく。

1)朝鮮半島から中国への移住に関する歴史研究

(1)日本における朝鮮族歴史研究

日本における朝鮮族歴史研究は、特に 19 世紀から 1945 年までの時期を扱った研究がその歴史的背景から多く存在する。主な内容は移住の背景や定着、彼らに対する施策などを取り上げたものであり、外務省亜細亜局や朝鮮総督府、内務省などの政府機関によるものが多かった。この時代を対象とした研究で、注目されるのが松村[68]である。1945 年以前の日本帝国主義の支配下において、植民地であった朝鮮から「満州」へ移動する朝鮮人の歴史的過程を明らかにした。「満州国」成立前と、設立後に分け、成立に至るまでの朝鮮人の移動政策を紹介し、在満朝鮮人の出身地を考察している。ここでは「満州国」設立後の移民計画の作成に至るまでの経過と実施状況も整理された。

1990 年代以降には、研究者による研究がなされるようになった。鶴嶋[49]は、清時代の満州封禁時からの朝鮮人の移住人口と分布状況、移住要因を整理した。その中でも、特に延辺自治州の成立過程を描き、中国の少数民族政策を延辺朝鮮族自治州に即して考察を行った。また、高崎 [39]は、中国に居住している朝鮮人の移民の始まりと水田開発、帰国と現状を簡潔に紹介した上で、延辺の 7 県(市)、延辺を除いた東北 3 省の 24 県(市)の朝鮮族の歴史、生活、文化、民族教育と内モンゴルや北京、その他地域の朝鮮族についても概観している。

李[79]は、第二次世界大戦終了後の中華人民共和国が成立し、朝鮮戦争を経て、中国の少数民族政策の中心である「民族区域自治」政策が中朝・中ロ辺境に位置する延辺で実行されるまでの期間を対象に研究している。中国居住朝鮮人が「満州国」臣民から、中華人民共和国の一少数民族である中国朝鮮族となっていく過程を解明することを研究課題としており、大戦終了後の中国朝鮮族の形成・成立過程を歴史的に明らかにした。

また、中国朝鮮族の若者が朝鮮半島から移民した一世の移住、定着、新生活創造の過程を当事者から聞き取り、整理も行っている。

その他、朝鮮族を概観する著書では鄭[47]など、朝鮮族の起源を述べる部分で歴史に触れているものがある。

(2)中国における朝鮮族の歴史研究

中国での民族歴史、特に朝鮮族の歴史に関する研究では、朴昌昱が第一人者である。中国の歴史学界から認められている功績の一つとして、朝鮮族の満州への移住の始まりを「明末清初」と規定した点が挙げられる(戸田[53])。

1980 年、国務院公安部の国家民族委員会によって「民族成分を回復もしくは改正する処理原則に関する通知」が公表された。それまで清政府の民族圧迫と同化政策により、漢族など他民族の中に隠れていた人々が「朴姓」(**註4**)だと主張し、朝鮮族への族籍の改正を希望した。「中国朝鮮族の遷入及其歴史上限問題」(朴[321,322])によると、1980 年代初頭に行われた社会歴史調査によって、彼らの祖先は 17 世紀に朝鮮半島から中国に移住してきたことがわかった。調査当時の「朴

姓」人々は朝鮮語を話すことはできなかったが、朝鮮族の風俗（家屋、食習慣など）と民族意識を保持していることが確認できたためである。そこで、朴[321]は中国朝鮮族の移住開始年代を17世紀とし、移住は明末清初にすでに始まっていたと主張した。これは中国歴史学界、特に朝鮮族歴史研究者の中で激しい議論を起こした。

「朴」の姓を名乗る人々は長い間、統治政権の民族圧迫と同化政策に怯え、やむを得ず民族と名字を隠し生活を続けてきた。中国政府設立後、政府の政策転換により、ようやく朝鮮族の族籍が付与され、朝鮮族として生活することができるようになったと盧[325]は主張している。

これを受けて黄[298]は朝鮮族移民を①17世紀の早期移民　②19世紀後半の移民　③1910年以後の移民　④1920年―1945年の移民の4段階に分けている。その原因を戦争移民(war migration)、自由移民(free migration)、流亡移民(exiled migration)、植民政策移民(impelled migration)と分類した。

これに対して反論も挙げられてきた。金([289,290])は中国朝鮮族の移住の始まりを明末期から清初期と決めつけるのは妥当ではないとしている。金によると、満州に行った「朴氏居民」はほんの一部に過ぎず、350年もの歳月の中で漢族、満族に同化されてしまったとするからである。

また、上述のような移住時期、動機など全般を取り上げるほか、ある特定の時期や地域への移住を取り上げた研究も見られる。特に間島問題(現在の延辺地域)を巡る研究が多く存在する。

周[299]は清末期の朝鮮人が東辺道に移住した動機、経過と移住後に直面した問題と清政府による政策調整を論述し、その特定の歴史条件の中でいかにその民族文化の継承を行ったかを確認した。また朴[323]と姜[294]は清朝の封禁時期に満州に越境してくる事例を取り上げている。趙[304]は1912年から1931年の間、延辺地域の朝鮮族に対して行われた。中国政府による積極的な入籍勧誘政策や、それに併せて行われた防御処置、およびその後の帰化制限政策について述べている。

移住者の国籍問題についても研究されている。孫[306－309]は清末時代に越境した朝鮮人に対する土地政策と「中国民」と認められるまでの過程を解説した。姜[293－297]は19世紀末から20世紀20年代までの間の間島に居住する朝鮮人への中国と朝鮮、日本の3カ国の政策を研究している。趙[318]は19世紀半ばから中国政府確立までのおよそ100年間の各政権による朝鮮族政策を紹介している。他にも朱[310]、張[317]などがある。

稲作への貢献に関わる視点の研究もあり、衣[311,312]と宋[313]が挙げられる。衣[311,312]は朝鮮移民が東北地域の水田開発に特殊な役割をし、高緯度地帯での稲作技術を普及させ寒冷地での稲作経験を積んできたと述べている。さらに清の末期、民国時期の朝鮮移民による東北地区での水田開発を中心に、朝鮮移民の歴史的背景、移住過程と地域分布、朝鮮移民の水田技術と経営について研究し、近代の朝鮮移民の水田開発史の全貌を明らかにした。

(3)韓国における朝鮮族の歴史研究

韓国における朝鮮族の移民史研究は、韓国史の範疇に入る。玄ギュフアンは『韓国流移民史』上巻(1967)に続き1976年に下巻を出版している。また総10巻におよぶ『世界の韓民族』(韓国統一院、1996)は、各国の韓民族の歴史、生活などについて総括的に紹介している。高スンゼ『韓国移民史研究』[1973]は朝鮮半島を離れた人々を韓国史の範疇とし、彼らの海外への移住について概観している(イ　グァンギュ[2005])。

また、朝鮮族に関する歴史上限研究は中国の研究成果に基づいている。イ[129]は中国の歴史

学者による朝鮮族土着民族説、遷入民族説などを説いた多くの歴史学者と同様に、清末の封禁政策の解除によって大量移住が開始されたと主張する。金[167]も中国歴史研究家たちの間で論議された中国朝鮮族歴史の上限線問題を再検討し、移動の開始時期を明末清初とみるべきだと主張している。

その他、金など[180]は 1930 年代における朝鮮人マウルの形成と性格を、居住している人の記憶を用いて考察した。

(4)その他の国による研究

イギリスの歴史学者F. C. Jonesは 1949 年に『1931 年以後の満州』[328]を発行し、1931 年「9.18 事変」後の日本人の東北部での動きを紹介している。その時すでに見られていた東北部在住の朝鮮族を含む少数民族についても言及しており、「朝鮮農民の東北への移入は、少なくとも 17 世紀の前半から始まった。中国政権は朝鮮移民を制限し、朝鮮当局も移出を禁止したにもかかわらず、移入は増加し続けていた。最初の動機は経済的なものだったが、1910 年以後は政治的要因も加わっていった。」と述べている。

また、彼は同著の中で、1931 年に起きた満州事変の直前までの満州の経済的、社会的事情も紹介している。満州に居住していた 201 戸の朝鮮人農家を訪問し、移住の理由と移住後の経済、社会状況を聞き取り、その環境に置かれた朝鮮人の様子を叙述している。これは「満州事変」直前までの朝鮮移住民を取り上げたものである。

上述のように、中国朝鮮族の移住起源については各国の学者により研究されてきた。本論でもこれに則り、朝鮮半島から中国への移住開始時期は明末清初であるとする。しかし、大規模な移動が起こった戦時中の朝鮮族の動向ついては、本論では大戦期間中に満州に移住した分散移民を対象に考察することとする。朝鮮半島からの移住後しばらくは中国東北の農村部に定着していた朝鮮族が、現在中国沿海地域及び韓国に移動しているのは、経済性のほか受入側の韓国の制度に深くかかわる問題である。次は韓国における朝鮮族の労働力受入に関する制度研究を概観する。

2)韓国への朝鮮族の受入制度研究

この内容については、春木[63, 64]による政策背景を紹介したもの、白井[32]による関連法の紹介、外国人受入れの実態と関連法との関係から受入政策を述べた宣[36, 38]がある。これらの政策に関する研究を踏まえ、白井[33, 34]はこれらの動きを多文化社会の構築として捉えている。また、佐野[27−30]は、「雇用許可制」に注目してその評価を行い、雇用許可制を利用した外国人労働者の導入による社会的・経済的影響を明らかにし、日本の外国人労働者の受入政策に対する示唆をまとめている。鄭[48]は朝鮮族労働者に焦点を当て、受入政策を「訪問就業制」に至るまでの過程として整理したうえ、2005 年時点での朝鮮族の就業状況と在外同胞移住労働者の受入に関する朝鮮族と産業界双方の立場を検討した。このように、韓国の外国人労働力に関する政策研究は多いものの、朝鮮族に注目した研究は緒に就いたばかりであり、本格的なものはない。

3)朝鮮族労働者の移動に関する研究

(1)日本における研究

日本における朝鮮族労働者に関する研究として、文[72]が挙げれらる。文[72]は中国黒竜江省綏化市の朝鮮族の移動に着目し、移動を実現した綏化朝鮮族たちが綏化、北京、天津、ソウルに再移動する中で、朝鮮族の社会がどのように変容し、新しい社会関係を形成していくかを考察した。事例からは1990－2000年代の移動は親戚・同級生・同郷人の紹介で移住地や就職先まで決定されていた。このような絆で移動の規模が拡大し、新居住地に於いてもある程度同郷人たちのつながりが形成されている。中国国内と韓国の移住地でいずれも強い絆のある状態を目指して努力しており、「郷友会」等を通して故郷にあったコミュニティに近似したものを再現することに成功していると指摘している。

李[78]は中国吉林省延辺朝鮮族自治州の一村落と都市部における朝鮮族家族の事例を基に、韓国への出稼ぎ移動に伴うトランスナショナルな朝鮮族家族の形成とそのあり方を民族誌的に記述・分析した。具体的には、海外への出稼ぎを伴うトランスナショナルな家族における家計の成り立ち、子供の養育と教育、老親扶養などが、「家族」間の緊密な協力関係によって遂行されている状況について記述した。また夫婦関係、親族間の付き合いなどについて考察を行った。

蔡[21]は韓国で出稼ぎをしている中国朝鮮族10名に対し2005年と2011年の2回のインタビュー調査を実施した。出稼ぎの形態を初め、夫婦の問題や子育て、季節労働、中国国内での投資、祖父母を含めた親族関係の変化、他国での出稼ぎの動機などの生活に関するものが中心である。その結果、10名のうち4名は訪問就業ビザを所持しており、2名が訪問就業ビザ申請中と、訪問就業制を利用する人が多かった。彼らは訪問就業制により短期間の出国労働が可能となる反面、永住希望がある労働者にとっては、生活面での保障はないままであるため、この制度だけでは不満が窺えると蔡は指摘している。

許[6]は中国朝鮮族を取り巻く移民政策を含めた国際情勢を3つの時代にわけ、移動を図る人々の動向からその移動パターンを明らかにした。移動パターンは1970年代から80年代、90年代、2000年代と分けられ、変遷が分析されている。また許[5]による女性問題に注目したライフヒストリーに関する研究もある。

一方、権[16]は、「従来、朝鮮族の移動というテーマを取り上げてきた先行研究では、一部の例外を除き、改革開放という中国の政策変化や、中韓国交樹立という国際関係の変容による動因の把握・説明が行われてきた。その結果、1990年代以降のグローバル化に連動する現象として朝鮮族の移動が位置づけられてきたものの、移住民としての移動の歴史を踏まえた総体的な分析には至っていない。とりわけ、地域構造やエスニック・アイデンティティと関連付ける考察は皆無で、朝鮮族の移動に関する全体像の把握は、いまだ不十分である。」と指摘した。このような認識を前提に、権[16]は朝鮮半島からの移住者が朝鮮族になる移動プロセス、さらにはその後の再移動のプロセスを、前近代、近代、現代という、マクロな視点から「事実的な移動」として考察しつつも、地域的ダイナミズムと関連付ける方法と、一個人に内在する「身体的な移動」を帰納的に捉えるミクロな視点による方法とを組み合わせることで、朝鮮族の移動を総体的に把握するよう努めた。

そのほか、朝鮮族教育の教育問題を扱った趙[44]、花井[62]と高学歴者の移動についての趙[45]が挙げられる。

(2)韓国の外国人移住労働者問題に関する研究

韓国における外国人労働者に関する研究としては、移住女性に関する研究が多く行われてきた。移住の女性化(イ[124]、イ[126])についての研究が多く、イ[109]は移住女性の家事労働について、ウ

[138]は既婚女性の超国籍移住と生涯過程変動について考察している。

また、朝鮮族の韓国移住による集居地形成と成長に関する研究がイ[93]、イ[115]、金[171]、シン[211]によって行われている。

外国人労働者とりわけ在外同胞の就労状況についての具体的な調査は1990年代以来ほとんど行われてこなかったため、労働部は2005年になってソウル首都圏を中心に中国朝鮮族500名(有効回答数462のうち、およそ3分の2が合法在留者、3分の1が不法在留者)を対象にした比較的詳細な就業状況設問調査を行った(鄭[48])。

また政府機関による調査も行われているが、雇用労働部の「外国国籍同胞訪問就業制雇用管理改善方案」(2014.11)は訪問就業制度の制度化の過程とその内容を紹介、そして対象者である同胞(入国経路、就業過程、求職過程、採用関連届、事業所移動等)、事業所、民間雇用サービス機関、雇用センターを対象にインタビューしたうえ、訪問就業制の改善事項について提言している。

4)離村による農村変貌に関する研究

郭[143]は吉林省、黒竜江省、遼寧省そして内モンゴルの地域から109の村を対象として調査し、人口変動、朝鮮族学校および学生数変化、農地耕作と管理実態、朝鮮族村住民の民族意識と伝統文化の保存実態等を通して、朝鮮族村の変化の実態を解明しようとした。他の研究に比べ、非常に多くの村の調査を行ったが、インタビュー内容に限った報告となり、調査項目の内容にも限界が見られる。

廉[326]は吉林省舒蘭県朝鮮族村の農業生産の現状とその問題、労務輸出の現状と影響を述べた上、朝鮮族農村経済の発展対策を提示している。

董[319]は黒竜江省の朝鮮族農村人口の移動による朝鮮族村の変化について、農村都市化、観光型の新農村、農業機械化、民族型生態型都市型新農村に分類できると分析している。

朝鮮族農村地域を事例として取り上げた研究は、主に朝鮮族が最も多く集居する吉林省延辺自治州の各農村地域を研究対象としているものが多い。勿論、その他の農村地域を対象とする研究も行われているが(廉[326]、董[319]など)、小規模朝鮮族農村の出稼ぎ問題を解明するには不充分である。

上述のように、日本、韓国、中国では、さまざまな分野から朝鮮族問題を取り上げている。とりわけ韓国において積極的に扱われ、幅広く研究されている。ただし、これまでの朝鮮族の移動に関する研究は、アイデンティティーを解明するための歴史研究が多い。移動現象そのものについては、女性の移住と移住三代目の高学歴者の移動に注目しており、断片的であるうえに調査時期も限定的である。現段階の移住者の中国国内出稼ぎを含めた移動全過程の解明についてはまだ研究されていない。また、それらと排出側である中国の農村変貌、土地移動と結び付た研究も見られない。

5)本論文の研究意義と調査対象の選定理由

上述のとおり、中国朝鮮族に関する研究は日中韓および他国において注目されている。

朝鮮族を対象とする研究は多いが、歴史的研究・現在の問題のどちらにおいても、間島問題と延辺地域を巡る問題が関心の主流となりつつあり、他の地域に関する研究は乏しい。勿論、延辺

地域が地理的にも朝鮮と隣接し、重要であることは否定できない。また、朝鮮族全人口の 3 分の 1 の人口が集居している地域でもある。だが、3 分の 2 の 100 万人以上の人口が延辺を除く吉林省、黒竜江省、遼寧省とその他地域に散在し小さい共同体（朝鮮族村）を形成し、生活し続けてきた。しかしこのような散在地域の朝鮮族共同体に関する研究は未だに足りない状況である。

彼らは中国東北で独特の朝鮮族移民社会を形成し、荒地であった土地を開墾し、水稲技術を漢民族に普及しながら農村地域に定着してきた。しかし、移住者とその後代は新たに韓国に出稼ぎを繰り返し、韓国で新たな移民社会―朝鮮族社会を形成しつつある。散在地域の中で共同体を形成してきた朝鮮族の移動を把握することは、中国農村部の農地、韓国の労働市場においても重要な研究であり、意義がある。

本研究では、彼らの出稼ぎ像を把握しながら、現時点に置かれている状況とこれからの方向性を把握することで、一人ひとりの以前、現在、未来を描く。朝鮮族の出稼ぎは現在も進展している問題である。出稼ぎによる移動は移住先(韓国)は勿論、移出元（中国）にも影響を及ぼしている。韓国での出稼ぎが長引く、または定住化に進む場合、朝鮮族の生活は韓国側に偏り、社会生産は勿論、生活全般に伴う経済活動が活発に行われる。また、移出元に長時間の不在による農地移動を促すこととなる。したがって、朝鮮族の出稼ぎの性格を把握し、それによる農村の変貌を把握することは非常に重要なテーマである。

第 4 章で調査対象とした朝鮮族村は延辺等の朝鮮族が多く集住する地域ではなく、漢民族との混住が比較的少ない散在地域から 2 つを選定した。延辺などでは朝鮮族が多数派を占めているため、日常的な少数民族意識が薄い。これに対し、散在地域では多数の漢民族に囲まれ、日常的な漢民族との接触が多いことから、小民族共同体的な意識が見られるからである。また、比較のために（1）村内にはほぼ朝鮮族住民のみが住む朝鮮族村と、（2）村内に漢民族が混住しており朝鮮族の住民割合がやや低い準朝鮮族村を選定した。

一方、第 3 章で調査対象とした出稼ぎ者については、第 4 章で調査対象とした準朝鮮族村からの出稼ぎ者を起点としたスノーボール・サンプリング法により対象を選定している。つまり、調査の順序としては朝鮮族村の農地移動状況についての調査を実施し、その後村出身の出稼ぎ労働者へインタビューを実施、さらに次の調査対象者を紹介してもらうことを繰り返して出稼ぎ労働者へのインタビュー調査を行った。

第 3 節　分析視角と論文の構成

「人口移動」は人間の移動という運動現象である。それはまた、移動という運動と、移動を起こす動機・背景・移動の過程、移動の結果としての状況など諸指標間の循環あるいは円環的な複合関係でもある（重松[31]pp.265　参考）。朝鮮族は前述のように中国と韓国の間を移動し続いている。本論では、その移動の契機と背景となるプッシュ―・プル要因、移動の過程、そしてその結果となるマージナル地位と母村への影響について考察する。

1)プッシュー・プル理論

R.Cohen[335]は母国を離れる動機によりディアスポラを迫害逃避型、植民地移住型、労働移動型、商業的移住型、文化移住型と分類した。それに対し、ゼン[218]は現段階の国際環境により「自由型

移住」も追加すべきだと主張している。その上、元の移住地から母国又は第三国に再移動する現象に対する分類が必要だという。母国に労働力として移住する形態を「帰還型労働移住」または「逆移住」とし、第三国への移住を「三角移住」定義した。

今日では古典理論と看做されているラヴェンスタイン（Ravenstein）のプッシュ―プル理論は、労働市場理論と密接に結びついている（重松[31]pp.268）。ラヴェンスタイン[329]は 1871 年と 81 年の人口調査を利用して出生地人口を分析した結果、人口移動には幾多の法則、ことに移動量と移動距離の関係には一定の法則があることを発見した。さらに 1889 年にはイギリスを含む約 20 カ国の人口移動の事実を分析して論証した結果を発表した。要点は①人口移動の大部分は短距離移動である②急激に成長する都市の周辺の農村の住民はその都市に流入する③人口が分散する過程は人口が吸引される過程とは逆に進行し、パターンは同じものとなる④人口移動の主な流れは必ず反対流を伴う⑤長距離の移動者は一般に商工業の大中心に向かう⑥都市生まれの人は農村生まれの人よりも移動性は低い⑦女子は男子よりも移動性が高い。

移民の送出要因と受入要因から人の移動を説明するこの議論は、経済的な格差が人の移動を生み出す主要な要因であり、また移動は個人的な動因によるものであるとする。しかし、このようなプッシュープル理論の欠点は二単位間の相関性及び賃金一元論を強調しすぎる点にある。移動は単に労働力の需給、賃金格差によるものではなく、賃金以外の諸要素によっても生じる。例えば、地域の社会基盤、住み心地のよさ、居住地からの距離、移住先の文化的イメージ、政治状況、自然環境などがあげられる。そこでこれらの多様な経済的・非経済的変数を取り込んだ、修正的なプッシュープル理論を打ち出したのがリンド[1969]のモデルである（重松[31]pp.268）。

人口移動の要因は単一の理由ではなく、複合的な要因による場合が多い。ラヴェンスタイン[329]の研究のように経済的要因が挙げられるが、賃金だけでは説明しにくい部分が多くあげれる。非経済的要因として、生態的圧力、追放、強制移動、開拓移住、信仰の自由を求めた移動などなどがあげられる。朝鮮族の移動も、経済的格差以外にも様々な要因がある。朝鮮族の移動の出発地のプッシュと目的地のプルの力が複合的に稼働し、さらに他動的な要因だけではなく、移動の主体である朝鮮族自身の意思決定によって移動現象が発生する。

2)マージナル・マン理論(徳田[52]など参考)

朝鮮半島以外の地域に移住し、生活している韓民族の人々は「ディアスポラ」とも呼称される。ディアスポラはユダヤ人の経験だけではなく、他の民族の国際移住、亡命、難民、移住労働者、民族共同体、文化的差異、正体性等を含む包括的概念として広く使用されている。R.Cohen（Cohen[335]）と W.Safan（Safran[336]）によるディアスポラの定義を要約すると、①同一な民族が 2 か所以上の地域に離散経験したり(離散性)、②祖国に対する集合的記憶と神話を保有し(母国神話)、③居住国社会での差別的経験とその過程で形成する種族集団意識(除外感、種族正体性)、④祖国に帰ろうとする心(帰還意識)、⑤祖国発展に集団的に参与、献身しようとする動機(母国に対する集団的献身)、⑥母国とのつながりをもち、母国と相互作用をしようとする点(母国連係性)にまとめられる(ゼン[218])。ディアスポラは大きい概念であり、朝鮮族に係る問題を「ディアスポラ」と置き換える研究が多い。その概念は網羅的な大きい概念であるため、マージナル・マン視点で検討したい。その理由として、朝鮮族は地理的に、文化的に、出稼ぎに繰り返すことからマージナル的な位置に置かれているからである。

マージナル・マンの研究は歴史的には主としてヨーロッパとアメリカに開花した。ヨーロッパでは

ユダヤ人問題が、アメリカでは異民族、異人種との接触がマージナル・マン論を展開させた土壌であった。

パーク(ジンメル[330]、パーク[334])はマージナル・マンを「二つの世界に住むが、どちらにも安住しない人」、「二つの文化、二つの世界に住むことを予定された人」、「二つの文化の周縁に生まれ、そこで生活することが彼の運命である人」、「二つの相異なる民族の文化と生活と伝統の中で、両者に緊密に関与しつつ生活している文化的雑種で、彼の過去と伝統との関係に立ち入ることが許されても自発的にそうしようとせず、自分の場所を見出さねばならない新しい社会に、人種的偏見のゆえに、全く受入られない人間」などと呼んでいる。例えば、白人と黒人との間に生まれたムラト―は両親の異なる文化、価値観、規範の間に同時に挟まれて生活しなければならない。このことから「人種的雑種」に独特なパースナリティー自我の分裂、不安定な行動、強い自己意識、激しい内面的緊張、客観性が生ずることを述べている。そして、このような「人間的雑種」に典型的に現れる独特のパースナリティの持ち主を、マージナル・マンとパークは呼んだ。すなわち、パークのマージナル・マンは「決して完全には浸透し合わず、融合もしない二つの文化と二つの社会のマージンに立つ人間」なのである。

このようなマージナル・マン理論はジンメルの「異邦人論」から由来している。上述のパークの概念は、1898 年よりベルリン大学において指導を受けた、ジンメルの影響が顕著である。古代や中世の社会のように、ほとんどの人が何代にもわたって同じ土地に住み続けるような社会ではよそ者は見知らぬ、ものめずらしい、怪しげでどこか危険な空気を身にまとった人間として、ホスト社会の人々には「ゲスト」であれ、撃退すべき「外敵」であれ、よそ者は我々とは違う存在であり、あくまで非構成員として取り扱われる。それに対して、よそ者独特の社会的地位と役割について、とりわけその積極的意義を示したのが G・ジンメルであった(徳田[52])。

ジンメルはよそ者を「今日訪れ来て明日去り行く放浪者」ではなく、「今日訪れて明日もとどまる者」である、「潜在的放浪者」として位置づけている。こうした概念規定によって、ジンメルは「移動性という特殊な性格」を保ちながらホスト社会にとどまる者というよそ者観を提示する(徳田[52],pp.14)。ジンメルが「よそ者」について考察を試みている背景には、ドイツで生活するユダヤ人という自身の「よそ者」的経歴がある。それによるものか、ジンメルの「よそ者」観は、「よそ者」の持つ知的優位性と被差別性が強調されている反面、「よそ者」の感情的、情緒的な面は捨象されており、また文化との関連も述べられていない。これらの点を補った上で、その発展線上に「マージナル・マン」の概念を設定したのが R.E.パークである。

パークは短い論考において、マージナル・マンという人間的類型の特徴とその背景となる文化的・社会的状況について論じたが、ここではマージナル・マンに関する理論化や具体的な事例を検証にまでは踏み込んでおらず、あくまで問題提起のレベルにとどまっていた。このテーマを受け継ぎ、その理論化と事例検証を試みたのが、弟子のひとりであった E・V・ストーンクィストである(徳田[52],pp.38 参照)。

ストーンクイスト[332]は、マージナル・マンは副文化的、または多文化的な状況において生ずるとした。そしてこのような状況を(1)文化的差異が人種的、生物的差異を伴う場合　(2)文化的差異のみの場合との2つに分けた。前者の場合として人種的雑種を上げ、後者の場合として故国の文化から離れ、新しい文化状況に未だ同化しきっていない移民を上げている。ストーンクイストのマージナル・マン論の特徴は、マージナル・マンの内的葛藤が状況とともに変化し、個人の経験も状況とともに変わるとみるライフサイクルの観点からとらえようとするところにある。ライフサイクルは3つの段

階に分かれる。第1段階は個人が2つの文化の中に導入された準備段階であり、この段階では個人はパーソナリティーの問題として認識していない。第2段階は危機のそれであり、個人が経験によって文化的葛藤を自覚する段階で、個人の生活はみだされ、「個人は二つの集団の態度を二つの集団に対しても、また自分自身に対してもとり、分裂したパーソナリティーとなる」。第3段階は状況に対する個人のより持続的な対応から成り立っている(倉橋[12])。本論ではこのような3段階の方向がどのような要因によって分かれていくのかを歴史を踏まえてプッシュープル理論で検証していきたい。

3)朝鮮族による意思決定

上述の移動契機に関連するプッシュープル理論と朝鮮族のアイデンティティーに係るマージナル・マン理論に基づき、本論では以下のような枠組みで分析を行う。

本論で考察する朝鮮族移動現象は、1990 年代以降の中国の東北部からの移動を対象とする。移動の推引力は経済的要因もあれば非経済的要因も含まれている。つまり、韓国に渡航するのは、①都市部での就業のチャンスが多い、②生活水準・文化水準の高さと利便性、③情報の速さと量の豊富さが原因としてあげられる(倉田[11])。

韓国への移動は、中国と韓国の間に国交樹立してから 26 年が経ち、朝鮮族出稼ぎ者の一部は韓国で定住し、大多数が中国と韓国を往復しながら、出稼ぎ行為を続けている。また、かつて朝鮮半島から「満州」へ移動した移民の第 3 世、4 世のジェネレーションに移り、1 世と 2 世のような「郷愁の念」が少ない中で、出稼ぎ主体による意思決定は従来より複雑な環境の中で行われる。1990 年代の出稼ぎが単なる金銭的な理由であるとすれば、近年の出稼ぎ及び定住は非経済的要因が絡み合ってくる。例えば、①就業のチャンス、②就学のチャンス、③生活・文化水準のチャンス、④環境・衛生面のチャンス、⑤情報の速さ、⑥家族の事情、⑦住宅の事情などの要因から、移動者本人の⑧学歴・職歴・技能と⑨コネクションに制約されながら出稼ぎ移動、韓国での定住、中国へのリターン、繰り返し移動(一時的なマイグレーション)などの意思決定が行われる。

4)論文の構成

本研究では、中国朝鮮族の出稼ぎとそれによる母村の変化を性格づけることを目的とする。事例は韓国へ向かった朝鮮族出稼ぎ者とその母村である東北部農村地域である。韓国への出稼ぎについては、2つの親族集団 28 人と個別対象者 22 人を対象として扱う。朝鮮族出稼ぎ者 50 人を 1 年半にかけて数回インタビューし、その前史として朝鮮から中国東北への移動事例と中国での出稼ぎ、韓国での出稼ぎについて考察した。母村の研究については朝鮮族が出稼ぎにより流出した後の母村の農地移動と賃貸借関係を 2 つの調査地を選定し、調査した。出稼ぎ事例者が居住していた永豊村を手掛かりに分析したが、漢民族村に統合され、今後の方向が懸念される。それでもう一つの朝鮮族村も対象と調査した。

以上に基づいて課題に応えるため、本論の構成は以下のようである。

第 1 章では、朝鮮族の中国における分布と朝鮮人の移住事例を紹介したうえ、中国全体と朝鮮族の多くが住む吉林省の出稼ぎの概況を整理し、朝鮮族の出稼ぎの背景と事例を紹介する。

第2章では、韓国において外国人労働者の中でも圧倒的に多い朝鮮族の出稼ぎ労働者を中心に、その受入政策の背景とその内容を整理し、政策変化の要因を分析し、現在の到達点を示すこととする。

第3章では、朝鮮族の出稼ぎ行為を事例と取り上げ、外国人労働者に対する韓国側の政策の変化に対応した朝鮮族の韓国への移動、出稼ぎの実態を把握することを目的とする。

第4章では朝鮮族の離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に則して明らかにし、放出された農地を集積する借地農家はどのような性格を持っているのかを課題とする。

つまり、「移動」をキーワードとし、移動者の出稼ぎ像を描き、朝鮮族の移動はいかなる様子を呈し、どのような性格を持ち、それが朝鮮族村と周辺にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることである。

以上を踏まえ、終章では各章を要約し、朝鮮族の越境移動に関する総合的考察を行う。

注

(注1) 1985 年 9 月、中国国家民族事務委員会は一部地方の質疑に対する答申に”民族区域自治の民族比率は総人口の中で多い比率を占める必要がある。しかし、一部の特殊地方は多数を占めていない場合でも 30%以下は承認できない”と説明している。(www.seac.gov.cn/gimw/w)

(注2)「在外同胞」は、世界 181 カ国に 718 万 4872 人が居住している(外交通商部『在外同胞現況』2014 年末現在)。在外同胞では、在外同胞を「在外国民」と「外国国籍同胞」に区分している。「在外国民」は大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者、又は永住する目的で外国に居住している者を指し、「外国国籍同胞」は、韓国の国籍を保有していたもので外国国籍を取得した者、および父母又は祖父母の一方が韓国の国籍を保有していたもので、外国国籍を取得した者を指す。但し、法務部長官が告示する不法滞留が多い国、つまり中国などの「外国国籍同胞(朝鮮族)」に対しては、追加資料を提出し、これが認められた場合に在外同胞法の適用が受けられる。

(注3) 「マージナル・マン」はマージナル・マン境界人とも呼ばれ、人間生態学の創始者 R.E.パークの造語である。一人の中に二つ以上の文化があり、多重のアイデンティティーを持ち、自らがそれを整理しようとする人々である。

(注4) 1982 年に「河北督 青龍縣 八家子鄉 塔溝村」と「大杖子鄉 孟家窩鋪」の 380 人の朴氏、「遼寧省 蓋縣 陳屯鄉 朴家溝」の 270 人の朴氏、「本溪縣 山城子鄉 朴堡・久才・化皮等村」の 1234 人の朴氏が漢族または満族から朝鮮族と民族を変えたことが歴史業界において注目された。

第 1 章　朝鮮族の形成・分布と国内移動

第 1 節　本章の課題

本章では、第 2 章以下の前提として、朝鮮族の現状とその形成過程段階における農村からの住民移動に関する考察を行う。第 2 節では、中国における朝鮮族の少数民族としての承認、その分布を明らかにする。そして本論で対象とする農家群の事例から朝鮮半島から中国東北部への移住の要素を明らかにしておく。第 3 節と第 4 節では、中国ならびに吉林省における農村からの人口移動の特徴を主に人口センサスや農業センサスを用いて明らかにする。そして第 5 節に於いては本論で対象とする 50 人の対象者について、中国国内における移動のケーススタディを行う。この節は、第 3 章の前提として位置付けている。

第 2 節　農村部を拠点とする朝鮮族

1）中国の少数民族としての承認

中国において、中国居住の朝鮮人が「満州国」の人民から中華人民共和国の一少数民族である「朝鮮族」として位置づけられた過程を解明する研究として李[79]がある。

中国の東北地域である吉林省南部に位置する間島(現延辺地域)は、地理的に北朝鮮と隣接し、朝鮮半島からの移住民が多数居住していた。1909 年に結ばれた日清間の「間島条約」によって、日本は、間島在住の朝鮮人に対する領事裁判権を主張していた。それに対し、東北部の共産党にとって延辺地域は主要な戦略要地となっており、中国と日本の間に紛争が多発した。その結果、間島の朝鮮人は二重国籍を持つ状態に置かれ、中国・日本双方の支配を受けることとなった。このような状況下で、日本国籍を求めず、また中国の民族同化政策も拒否した「無国籍」人として生活する者も多かった。そのため、1928 年の中国共産党第 6 次全国代表大会の「民族問題に関する決議」においては、“東北の高麗人は中国の少数民族の一つである”と決議されたのである。

第 2 次大戦後、東北地区をめぐる中国共産党と国民党の対立が発生した時点で、軍事的に劣位にあった共産党は、東北地区に居住する朝鮮からの移民を国民党に対抗するための重要な要素とみなしており、早くも「1945 年 9 月、中共東北局は東北の朝鮮民族に注意し、. . . [中略]. . . 東北居住の朝鮮居民は一般的に中国境内の少数民族と同一視すべきだ」という方針をとった。

その後、1946 年 12 月には、吉林省の民族工作会議において「朝鮮人は延辺等東北地区の開拓事業に貢献し、中国の民族として遜色がない」と明確に示された。

さらに 1947 年 7 月には全国土地会議が開催され、均分政策と貧雇農路線を公式の政策として採用した。2 月には、東北行政委員会は「東北開放地区で土地法大綱を実施するための補充的方法」を公布したが、その第 13 条では、「東北開放区内の各少数民族は漢人と同じく土地を分配されるべきであり、所有権を有するべきである」と規定しており、ここで、移住民族としての朝鮮人の少数民族としての地位、つまり国籍に関する問題が実質的に提起されることになった。当時延辺の責任幹部であった劉俊秀は、土地所有権の取得にあたって東北居住朝鮮人が「中国国籍がないため中国公民としての待遇を受けることが困難」であることが実務的な問題であったとしている。さらに劉は、朝鮮人に性急な国籍選択を迫ることの難しさを考慮し、より柔軟に「彼らの二重国籍を承認

することで、当面の緊迫した問題も解決でき、彼らの感情も害さずに済むのではないだろうか」との意見を出した。この意見は吉林省党書記の同意を経て中央に報告され、即時許可が下りた。その結果、中国共産党は 1948 年 8 月までの間、東北居住朝鮮人を二重国籍所持者として扱うことになった(李[80])。そして 1948 年 12 月には少数民族の一つ「朝鮮族」として承認されるにいたった。

「在満」朝鮮人の正確な数字については日本、中国、韓国各機関により数値が異なり、210 万人から 300 万人までと幅がある。その理由としては朝鮮人の頻繁な移動と、各自の政治観念により国籍の登録機関の選択が異なったという事情がある。最終的に、戦後におよそ 100 余万人が朝鮮半島へ引上げた。

引き続き東北で生活をする朝鮮人に対しては、1949 年の末、「北朝鮮軍以外の東北に居住している朝鮮人は中国内の少数民族と看做される」(崔[314],pp.28)と中国政府は発表した。朝鮮族は中国の少数民族として認定され、漢民族と同じく平等な権利と義務が定められた。

また中国の「中華人民共和国国籍法」は 1980 年に初めて公布された。この中では朝鮮族の法的地位が確立され、移住年代に関係なく移住時から中国国籍を所有しているととらえられると徐[300]は主張している。

2)朝鮮族の分布

第二次世界大戦終了後の韓国、北朝鮮政府の樹立に伴い、中国東北地域に移住していた朝鮮人の約半数が朝鮮半島へと引き揚げた。1953 年の第 6 次全国人口センサスによると、朝鮮族の人口は 1,111,275 人であった。中国の総人口に占める割合は 1964 年の 0.2%がピークであったが、人口増加率の低下と海外への人口流出により 2010 年に減少し始め、6 次センサスでは 0.14%にまで低下した（表1-1)。2000年の第五次人口センサスデータによると吉林省朝鮮族の出生率（注1）は 0.56%（1990 年の人口センサスより 1.1%低い）と、吉林省全体の平均より 0.31%低い値となっている。朝鮮族出生率低下の 1 つの原因は、教育水準の向上と社会経済への参与による経済的・社会的地位の向上である。朝鮮族は中国政府が主導する「一人っ子政策」を自発的に実行したのであった。2 つ目の原因は、出稼ぎによる結婚年齢の上昇である。改革開放以前の都市と農村間の人口移動は主に統一購売、統一販売制度、人民公社制度、都市労働就業と社会福祉保障制度の 4 つの制度で制限されていたが(崔[314],pp.65)、改革開放後、食糧の国家管理と人民公社制度が廃止され、都市労働就業制度もある程度緩和されたことで、都市と農村間の人口の自由移動の可能性を開けた。

しかし、戸籍制度および社会福祉保障制度は計画経済期のまま緩和されなかったため、都市農村間の人口移動は制限されたままとなり、大規模な移動は行われなかった。本格的に移動が始まったのは 1990 年代からであるが、朝鮮族の出稼ぎ者も漢民族と同様に「農民工」として取り扱われ、教育、労働保障、医療、年金等のあらゆる面で区別された。

表 1-1　中国総人口に占める朝鮮族の割合

単位：人、%

年次	人口		割合
	合計	うち朝鮮族	
1953年	577,856,141	1,111,275	0.19
1964年	691,220,104	1,348,639	0.20
1982年	1,003,913,927	1,765,204	0.18
1990年	1,130,510,638	1,923,361	0.17
2000年	1,242,612,226	1,923,905	0.15
2010年	1,332,810,869	1,830,929	0.14

資料：『中国全国人口センサス』各年度

第 6 次人口センサス(2010 年)によると朝鮮族の人口は 1,830,929 人、漢民族を除いた 55 の少数民族で 14 番目(1953 年は 10 番目の人口規模)である。彼らは吉林省 1,040,167 人(56.81%)、黒竜江省 327,806 人(17.9%)、遼寧省 239,537 人(13.08%)と山東省 61,556 人 (3.36%)等に居住している。

ここからわかるように、朝鮮人は旧満州地域に移住した後も移動し続けていた者もいるが、多くは間島(現延辺地域)周辺から離れず、現在朝鮮族の約 9 割が吉林省、黒竜江省、遼寧省の東北三省に分布することとなっている。また、第 4 次(1990 年)から第 6 次(2010 年)センサスまでのその推移をみると、全国の朝鮮族に対する東北三省の朝鮮族の割合は、第 4 次では 97%、第 5 次では 92%、第 6 次では 88%となっており、減少していることがわかる(**表1-2**)。1990 年代からは東北三省における朝鮮族の割合の減少が見られる一方で、2010 年には北京(37,380 人)、山東(61,556 人)、広東(28,444 人)などの経済発展地域を含むその他地域においてはその割合が 9%も増加している。特に流出が激しいのは吉林省と黒竜江省で各 5%、6%ずつ減少している。

表 1- 2 地域別朝鮮族の人口の推移

単位：人

地域	1990年		2000年		2010年	
	人口	割合	人口	割合	人口	割合
吉林省	1,183,567	61.5	1,145,688	59.6	1,040,167	56.8
黒竜江省	454,091	23.6	388,458	20.2	327,806	17.9
遼寧省	230,719	12.0	241,052	12.5	239,537	13.1
その他	54,984	2.9	148,707	7.7	223,419	12.2
合計	1,923,361	100.0	1,923,905	100.0	1,830,929	100.0

資料：『中国全国人口センサス』各年度

中国政府成立後の 1954 年には初めて憲法が公布された(1975 年廃止)。憲法 53 条では中国の行政区域区分が規定され、全国を省・自治区・直轄市、省・自治区を自治州・県・自治県・市、県・自治県を郷・民族郷・鎮に分けることとなった。そして、「各少数民族集居地方では区域自治を実行し、自治区、自治州、自治県、自治郷に区分する」と規定された。

憲法 53 条に基づく政策として、1955 年に国務院が公布した「区に相当する民族自治区変更に関する指示(1987 年廃止)」および 1956 年の「区と郷に相当する民族自治区変更に関する補足指示」により、黒竜江省政府は条件を満たした地方に 30 カ所の朝鮮族郷を設立し、吉林省では7カ所の朝鮮族郷と1カ所の満族朝鮮族連合郷を設立した。また、遼寧省と内モンゴル自治区でも朝鮮族郷を各 3 カ所設立した。その結果 1958 年には全国に1つの自治州、1つの自治県、43 の朝鮮族郷が設立された(文[72])。

人民公社(1958-1982 年)の解体後、1982 年に公布された憲法は、郷鎮政府を改めて作り上げると提起している。農村経済体制の改革により、当時の「政社合一」(注2)体制は適さなくなったため、1983 年に中国中央政府、国務院は「政社分離し、郷政府を構築する通知」を公布した。続いて当年度末には国務院により「民族郷を建立する通知」が公表され、民族郷設立に関する詳細が決定された。

延辺朝鮮族自治区は 1952 年に設立され(1955 年には延辺朝鮮族自治州に改称)、中国で唯一の朝鮮族自治州となった。1958 年には吉林省長白朝鮮族自治県が設立され、中国で唯一の朝鮮族自治州・自治県となっている。その他、朝鮮族郷または朝鮮族と満族、シベ族連合民族郷(第

4 次人口センサス)が 50 カ所設立された（金[292]）。黒竜江省には 21 カ所の民族郷鎮があり、そのうち 18 カ所が単独の朝鮮族郷鎮、3カ所が朝鮮族満族連合郷である。また吉林省には延辺を除いて 11 カ所の朝鮮族郷鎮(うち単独の朝鮮族郷鎮 7 カ所、朝鮮族満族連合郷1カ所、満族朝鮮族連合郷 3 カ所)である。遼寧省には朝鮮族民族郷鎮が 17 カ所であり、そのうち単独の朝鮮族郷鎮は 2 郷 3 鎮、満族およびシベ族との連合郷鎮が 12 カ所である。また、内モンゴル自治区にも黒竜江省寄りの地域に一つの朝鮮族郷がある。なお、各地域に分散された朝鮮族雑居地域に関する統計データは存在しないが、東北三省では 3000～4000 個の朝鮮族‘自治村’があるとされている(鄭[229],pp.110)。

1993 年 9 月に施行された「民族郷工作条例」は、国家の民族政策の指針となり、その実施に貢献した。また、1997 年 2 月施行の「吉林省民族郷行政工作若干規定」の第 2 条では、少数民族の民族郷の設立は、当該少数民族が郷全体人口の 30%以上で可能と定められている。現在、吉林省には総計 33 カ所の民族郷(鎮)があり、うち朝鮮族郷が 6 カ所、満族朝鮮族郷 4 カ所、朝鮮族満族郷 1 カ所である（吉林省資料[286]）。

3)朝鮮半島から中国への移動と対象世帯の事例

朝鮮半島から中国東北部への移動は朝鮮半島北部に住む人々から始まった。近代に入って起こった移動は 1860 年代の朝鮮半島北部の自然災害に因るものであった。隣接している現在の延辺地域に移住し耕作をする者や、中には昼間は延辺地域で耕作し、夜になると朝鮮半島北部の家に戻る者もいた。

朝鮮半島の南部、北部に関係なく、中国への最も大規模な移動は「日韓併合時期」(1910－1945 年)に起こった。飢えと貧困にあえぐ人々、そして政治的主権の奪還を目的とする独立運動家たちが朝鮮半島を離れ海外に向かったが、その多くが中国に移動した。延辺など現吉林省南部地域ではすでに朝鮮半島北部の農民が農耕を開始していたため、後から移住したこれらの人々は徐々に現東北三省の北部へと移動したのである。

朝鮮人の実質的な移動の手段は鉄道であった。1906 年 4 月 3 日に京義線（注3)全線(龍山駅－新義州駅)が開通し、1908 年 4 月には釜山駅－新義州駅間に急行列車「隆熙号」が運行を開始した。1911 年 11 月には安東駅(中国遼寧丹東駅)～新義州駅間の鴨緑江鉄橋(初代中朝友好橋)が完工したことによって、京義線(現在のソウルと朝鮮新義州)と安奉線(中国遼寧丹東市と瀋陽)(南満州鉄道)が接続された。

このように交通手段が確保する中で、朝鮮人は満州に移動したが、その後も流動性は非常に高いままであった（徐[301]）。当時の政権による民族差別や封建地主による圧迫は、移動先で朝鮮人を苦しめ、さらに移動せざるを得なくした。以下では第 3 章で分析対象とする事例の祖先の移動類型を紹介する。

(1)プル型－経済的原因の移動(LZ 氏、HJ 氏)

LZ 氏は慶尚北道金泉市出身の男性(1913-1989 年)である。韓国では経済的に生活が困難であったため、「満州では豊かに過ごせる」という噂を頼りに、30 歳(1944 年)の時に先ず一人で様子見に行ったが、その間に第二次世界大戦が終結して韓国へ復路が封鎖されてしまったため、残存することになった。吉林省蛟河県天北村、金州、二道村、孤店子村の順に移動しながら生活を続け、最終的には孤店子村に定着した。妻と娘は韓国で生活を続けており、1987 年ごろに韓国法務

部に韓国の家族との往来を依頼しだが、実現できなかった。

HJ 氏は慶尚道出身(1931-1995 年)の女性である。貧困のため、両親に背負われて 1936 年に満州に渡った。戸籍の所持は韓国側の親戚等により確認された。幼い頃に移住したため、移住経路の記憶がないため検証は難しいが、吉林省の孤店子村近くに定着したことは確かである。近隣に住んでいたLZ氏と 1949 年に結婚し、中国人として生涯を過ごしている。図1-1は LZ 氏と HJ 氏の中国での家族関係を示している。娘 4 人と息子 1 人がおり、その子供たちは各自結婚し家族を作っている。これら人々の生活、中国内の移動、韓国への再移動については後述する。

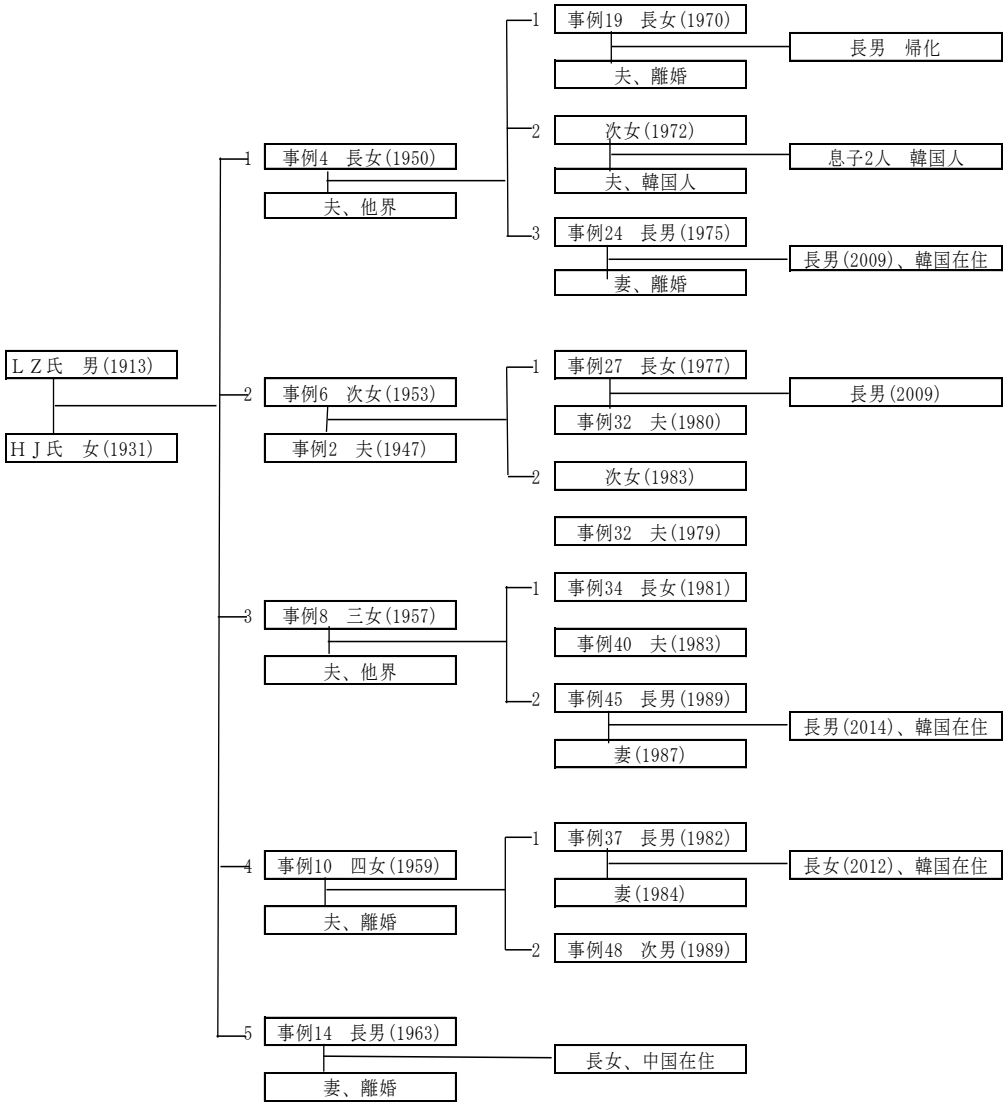


図 1- 1　LZ氏の家系図

(2)プッシュ型―社会的原因の移動(JQ 氏、SR 氏)

JQ 氏(1906-1976 年)は男性で、1931 年(26 歳)に当時 18 歳の SR 氏(1914-1994 年)と結婚した。2人は韓国慶尚南道の近隣の村で知り合って結婚、息子を出産したが、すぐに亡くなってしまった。

その後、1935 年に夫婦2人で鉄道によって満州に行くことと決定する。原因は経済的原因もある

が、長年間子供ができなかったことが大きいという。「満州地域に行くと資源が多く、生活もいいし、土地がいいから子供ができる」と噂を聞き、盲信していた。

黒竜江省の阿成区、ハルビン市において 6 年近く小銭を稼ぎながら暮らしていたが、ついに生計が立たなくなり、1942 年ごろに吉林省の華甸市の八道河子村、官馬山村まで移動した。

1945 年にSR氏と長男2人で故郷の慶尚南道に行き戸籍を整理した際に、長男を韓国の家譜に登録している。つまり、慶尚南道に戸籍登録し、「遠い地域」である満州に住んでいるだけという認識であった。しかし、その後の政治的原因で親戚とは連絡が途絶えてしまうこととなる。

その後、香港経由で韓国との連絡が可能であることを噂で知り、1986 年から手紙によって韓国の親戚と連絡ができるようになった。当初居住していた慶尚南道の住所に手紙を送ったところ、近隣在住の親戚が手紙を受け取り、往来することになったのである。しかし、手紙の往復には3ヶ月も要し、また、訪問を2回招聘されたが、厳格な手続きを潜り抜けられず断念するなど、連絡は困難なものであった。結局故郷への訪問は叶わず他界してしまった。

図1-2に示したように、息子2人と娘2人を育て、各自家族を作り、農村または近い鎮内で暮らしていた。営農および国内出稼ぎ、韓国出稼ぎなどの動きは後述する。

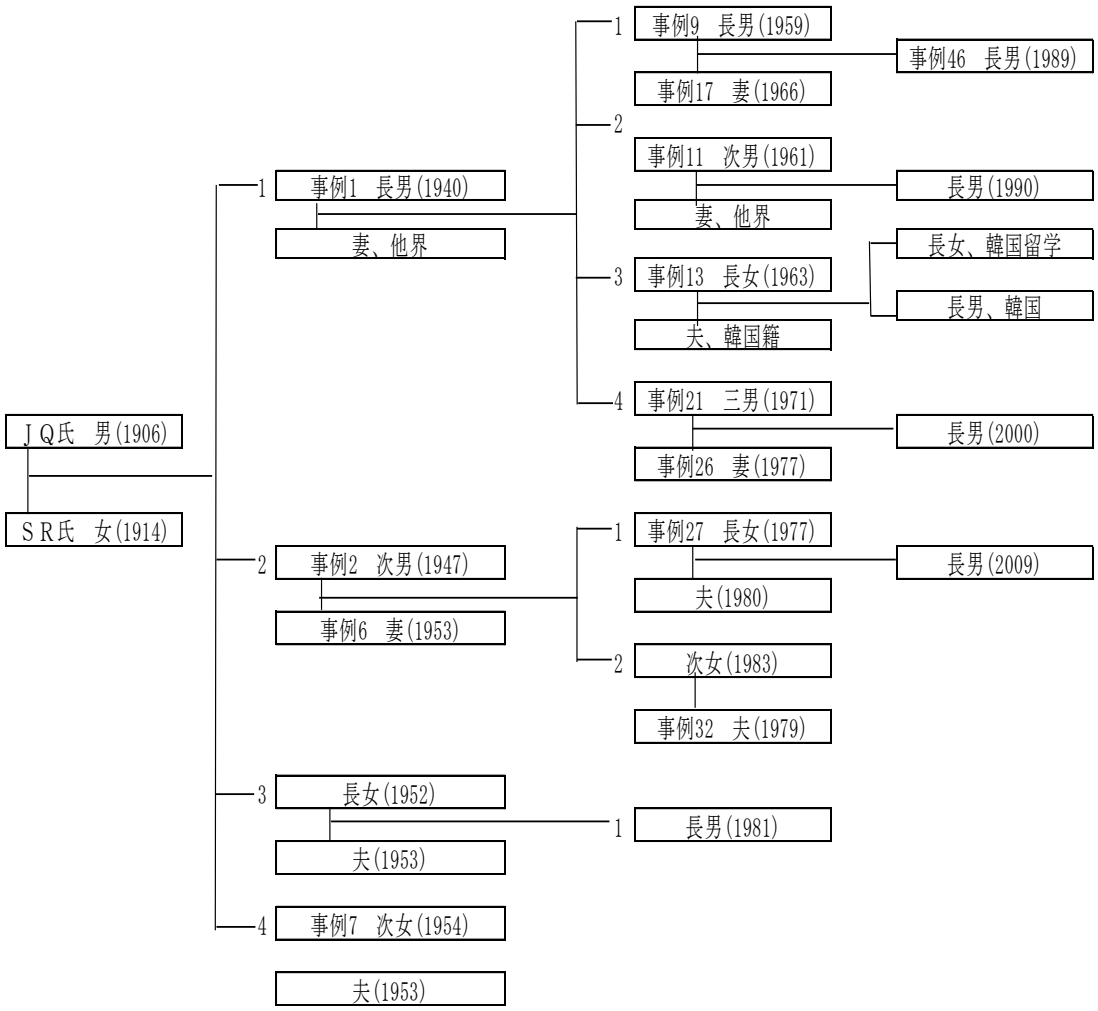


図 1-2　JQ氏の家系図

(3)プッシュ型－政治的原因で移動(№31)

孫(№31)への聞き取り調査によると、彼女の祖父は独立運動のために満州に向かったという。詳細は不明だが、祖父は韓国政府が承認して満州へ渡り、その後満州で生まれた№31は韓国への渡航および韓国の国籍申請の際に、出入国管理局長から優遇を受けたと話す。書類が不十分であるにも関わらず、迅速に入国処理および国籍許可を得ることができた。

第 3 節　中国における人口移動

1）中国全体の人口構成の変化

(1)2010 年人口センサスにみる中国

表1-3のように 1953 年に第1回が行われた全国人口調査(人口センサス)は、2010 年の第 6 回まで行われている。この間、中国の人口は 5 億 8 千万人から 13 億人まで倍増し、男女別にみても共に 3 億 8 千万人ほど増加した。一戸当りの人数は 4.3 人から 3.1 人となり、一人っ子政策以降、世帯規模が小さくなった。民族別に状況をみると、大多数を占める漢民族人口は 7 億人増加したが、総人口に占める比重は2ポイント低下している。また、急激な人口増加の中で都市人口が6億人に達し、1953 年には 13.7%であった都市人口率が、2010 年には 49.7%と、中国国民のおよそ半分を都市住民が占めるに至った。1982 年から 1990 年の8年間には都市人口率は6ポイントの増加であったが、その後 1990 年から 2000 年の 10 年間には 10 ポイントと急速に増加している。さらに 2000 年から 2010 年の間にはおよそ 13%増加を見せており、その傾向は続いている。これは 1983 年の個人農家農地請負制実施、および市場経済化へと転換した後の人口移動緩和等に伴う結果であるといえる。

表 1-3　センサスからみた人口指標の変化

指　　標	1953年	1964年	1982年	1990年	2000年	2010年
総人口　（万人）	58,260	69,458	100,818	113,368	126,583	133,972
男　（人）	30,190	35,652	51,944	58,495	65,355	68,685
女	28,070	33,806	48,874	54,873	61,228	65,287
性別比	107.6	105.5	106.3	106.6	106.7	105.2
家庭户規模　（人/户）	4.3	4.4	4.4	4.0	3.4	3.1
民族人口						
漢民族　（万人）	54,728	65,456	94,088	104,248	115,940	122,593
総人口に占める比重	93.9	94.2	93.3	92.0	91.6	91.5
少数民族　（万人）	3,532	4,002	6,730	9,120	10,643	11,379
総人口に占める比重	6.1	5.8	6.7	8.0	8.4	8.5
都市と農村人口						
都市化率　（%）	13.3	18.3	20.9	26.4	36.2	49.7
都市人口　（万人）	7,726	12,710	21,082	29,971	45,844	66,557
農村人口　（万人）	50,534	56,748	79,736	83,397	80,739	67,415

資料：『中国統計年鑑』2011年度

注１）1953年、1964年、1982年及び1990年全国人口調査の標準時点は当該年度の7月1日零時である。2000年と2010年全国人口調査標準時点は当該年度11月1日零時である。

注２）歴次センサス総人口には現役軍人が含まれ、都市人口として統計されている。

注３）1964年文盲人口は13歳及び13歳以上の文字が読めない人口、1982年、1990年、2000年、2010年文盲人口は15歳及び15歳以上文字が読めない人口である。

(2) 農村と都市の人口構成

つぎに、1990 年から 2010 年までの都市人口および農村人口の推移をみてみよう(図1－3)。都市人口および総人口は 20 年間増加し続けているが、農村人口は一貫して減少を続けている。そのため総人口に占める農村人口の割合は 74%から 50%まで減少し、都市農村間の人口比率の差は約 25 ポイント縮小した。これは都市人口における自然増加も原因であるが、農村人口の都市への移動および 1990 年代以来の政策的な行政区域の変更、例えば都市内部の行政区画の調整(例えば、「市」または「県」を「市轄区」に変更する)、郷鎮規模の調整(郷鎮を市の「街道」に変更する)等が大きな要因の一つである。

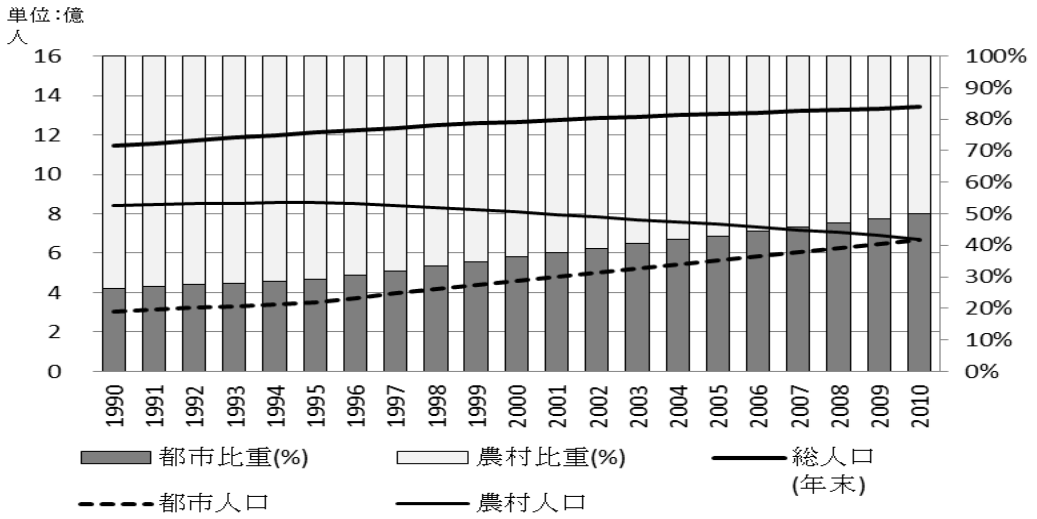


図 1-3　中国における都市・農村人口の推移

資料:『中国統計年鑑』2011 年度
注:1)1990、2000、2010 年度データは当年度人口センサスデータよりの推算数値;その他の年度データは当年度人口サンプル調査による数値である。
2)総人口には現役軍人が含まれ、都市人口として計算する。
3)都市人口は都市範囲内で住んでいる全ての常住人口、それ以外の全てを農村人口とする

2) 農村住民の流動化

(1)2010 年人口センサスによる人口移動の

2010 年の全国人口調査によると、現在の居住地と戸籍登録した郷鎮が異なる者、または戸籍登録地を半年以上離れている者は 2 億 6 千万人である。市内での移動人口はおよそ 4 千万人で、その他の地域からの流入者が 2 億 2 千万人である。2000 年の第5回全国人口センサスの時点では、戸籍登録地を半年以上離れている人口は 1 億 1700 万人であり、81%の増加となっている。表1-4は戸籍登録地を離れた人口(流動人口)の現住地を東部、東北部、中部、西部の 4 地域に別けてしてしてある。戸籍登録地が省内か省外かによって区分して示してある。これによると流動人口は、東部沿海地域に 50%が集中しており、全国の省外からの流動人口 8,587 万人のうち、6,813 万人、79.3%が東部に集中している。

表 1-4　中国における戸籍所在地外での在住者数

単位：人、％

区分		戸籍登録地		
		合計	省内	省外
東部	在住者数	137,983,715	69,847,333	68,136,382
	割合	52.9	26.8	26.1
東北部	在住者数	19,330,063	16,580,637	2,749,426
	割合	7.4	6.4	1.1
中部	在住者数	46,080,659	41,500,873	4,579,786
	割合	17.7	15.9	1.8
西部	在住者数	57,543,505	47,132,762	10,410,743
	割合	22.1	18.1	4.0
全国	在住者数	260,937,942	175,061,605	85,876,337
	割合	100.0	67.1	32.9

資料：『中国人口人口センサス』2010年度
注：「地域協調発展戦略」（2003年から）による地域区分は東部（北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南）、東北部（遼寧、吉林、黒竜江）、中部（山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南）、西部（内蒙古、広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘粛、青海、寧夏、新疆）である。

表1-5は 2010 年センサスの 10%サンプリング調査であるが、表1－4の内訳に加え、省外からの流入先を全国 4 地域に区分して示したものである。全国で合計 2,435 万人が戸籍登録地を離れて生活しており、特に内陸である中部および西部から東部の沿海地域および経済発展地域への移動が多くみられる。なかでも中部地域から東部地域への移動が最も多く、約 315 万人に達し、全体の 13%を占めている。西部地域からの移動者が次いで多く、およそ 194 万人と 8%を占めている。

表 1-5　中国における戸籍登録類型による所在地外での在住者数

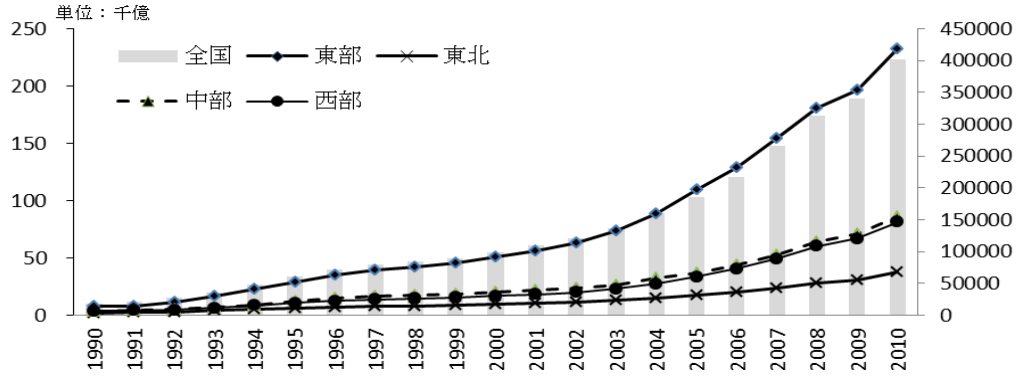
単位：人、％

現住地	区分	合計	省内	省外				
				小計	東部	東北部	中部	西部
東部	在住者数	13,045,960	6,678,322	6,367,638	999,856	279,057	3,149,124	1,939,601
	割合	53.6	51.2	48.8	7.7	2.1	24.1	14.9
東北部	在住者数	1,853,810	1,597,637	256,173	54,082	118,658	39,426	44,007
	割合	7.6	86.2	13.8	2.9	6.4	2.1	2.4
中部	在住者数	4,192,005	3,808,715	383,290	126,531	14,237	139,751	102,771
	割合	17.2	90.9	9.1	3.0	0.3	3.3	2.5
西部	在住者数	5,263,599	4,341,768	921,831	164,726	43,047	262,360	451,698
	割合	21.6	82.5	17.5	3.1	0.8	5.0	8.6
全国	在住者数	24,355,374	16,426,442	7,928,932	1,345,195	454,999	3,590,661	2,538,077
	割合	100.0	67.4	32.6	5.5	1.9	14.7	10.4

資料：『中国人口人口センサス』2010年度
注１）「地域協調発展戦略」（2003年から）による地域区分は東部　（北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南）、東北部（遼寧、吉林、黒竜江）、中部（山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南）、西部（内蒙古、広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘粛、青海、寧夏、新疆）である。
注２）合計の割合は縦で100％であり、全国の在住者数を割り合っている。二重線右側は省内と省外を合わせて100％である。

図1-4は中国の GDP および地域別域内総生産の推移を示した図である。4大経済地域に分けると、GDP の上昇は主に東部の域内総生産に依存したものである事がわかる。これは 1990 年代以

降、経済的有利な位置にある東部沿海地域が最も早く発展したことによるものであり、これを背景として東北部、西部、中部から東部へ人口の移動が起きたものと考えられる。



資料：2011年度中国統計年鑑
注）折れグラフは左軸、棒グラフは右軸である。

図 1-4　中国における地域別域内総生産額の推移

(2)2006 年農業センサスによる出稼ぎの実態

中国第二次農業センサスによると、2006 年の農村住民の出稼ぎ労働力は 1 億 3,181 万人である。そのうち、男性出稼ぎ労働力は 8434 万人(64%)、女性は 4747 万人(36%)である。また東北地域は出稼ぎ人口のうち男性が 7 割を占め、全国平均に比べ 6 ポイント高いことも特徴である。また、年齢層別にみると出稼ぎ人口のうち 8 割以上が 40 歳以下の青壮年層が占めている(表1-6)。

表 1-6　出身地域別出稼ぎの男女別・年齢層別・学歴別比率

単位:万人、%

地域分類	性別構成		年齢構成					学歴構成					合計
	男性	女性	20歳以下	21-30歳	31-40歳	41-50歳	51歳以上	小学校以下	小学校	中学	高校	大学以上	
全国	64.0	36.0	16.1	36.5	29.5	12.8	5.1	1.2	18.7	70.1	8.7	1.3	13,181
東部地域	65.8	34.2	14.2	36.1	27.3	15.4	7.0	0.9	15.0	70.9	11.4	1.8	3,846
中部地域	62.8	37.2	17.6	36.6	29.3	11.9	4.6	1.1	16.5	73.0	8.4	1.0	4,918
西部地域	63.1	36.9	16.1	36.7	32.2	11.1	3.9	1.7	24.9	65.5	6.9	1.0	4,035
東北地域	70.2	29.8	16.7	35.4	25.4	15.3	7.2	0.5	20.1	71.8	5.9	1.7	382

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

さらに、2006 年末の農村住民による出稼ぎ先は省外への出稼ぎが最も多く、およそ半分を占める。特に内陸部の中部地域および西部地域では省外への出稼ぎの比率が圧倒的に高く、その比率はそれぞれ 7 割および 6 割を占める。出稼ぎによる就業先の産業は第二次産業が最も多く、第三次産業とあわせて 95%に達する。食糧産地といわれる東北地域では農業が盛んであり、農業への出稼ぎが他の地域に比べ若干高い。出稼ぎ先は全国と異なり、省外への出稼ぎは少なく、省内への出稼ぎが中心である(表1-7)。

表 1-7　地域別の農村からの出稼ぎ先および産業

単位：万人、％

地域分類	合計	出稼ぎ先				産業構成		
		郷外県内	県外市内	市外省内	省外	第一産業	第二産業	第三産業
全国	13,181	19.2	13.8	17.7	49.3	2.8	56.7	40.5
東北地域	3,846	29.9	18.4	33.1	18.6	2.5	55.8	41.7
中部地域	4,918	13.5	9.9	9.0	67.6	2.2	57.1	40.7
西部地域	4,035	15.2	12.4	12.8	59.6	3.6	58.4	38.0
東北地域	382	26.9	31.5	24.2	17.4	4.2	44.3	51.5

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

以上の結果から、農村労働力の特徴をみると、2006 年末の農村の労働力人口は 5.3 億人であり、男性労働力は 2 億 6989 万人(50.8%)、女性は 2 億 6111 万人(49.2%)で、男女比率はほぼ半々である。前述したように、20 歳台と 30 歳台の出稼ぎ率が高い一方、50 歳台以上の高年齢層は在村率が比較的高く、彼らが農村部の中心産業である農業を支えていると考えられる。また、2006 年末の農村労働力のうち学歴が小学校卒と中学卒である割合が 8 割を越え、最も多いことも指摘できる(表1-8)。

表 1-8　地域別農村労働力の性別・年齢別・学歴構成比率

単位：万人、％

区分		全国	東部地域	中部地域	西部地域	東北地域
農村労働力		53,100	19,828	14,582	15,142	3,548
性別構成	男性	50.8	50.9	50.4	50.9	52.0
	女性	49.2	49.1	49.6	49.1	48.0
年齢構成	20歳以下	13.1	13.2	13.8	12.8	11.1
	21～30	17.3	18.8	15.4	16.9	18.4
	31～40	23.9	23.4	23.7	24.5	24.6
	41～50	20.7	21.4	20.9	19.1	23.5
	51歳以上	25.0	23.2	26.2	26.7	22.4
学歴構成	小学校以下	6.8	4.6	6.7	10.7	2.6
	小学校	32.7	28.3	29.8	41.0	33.2
	中学	49.5	53.9	52.0	39.7	56.7
	高校	9.8	11.8	10.4	7.5	6.4
	大学以上	1.2	1.4	1.1	1.1	1.1

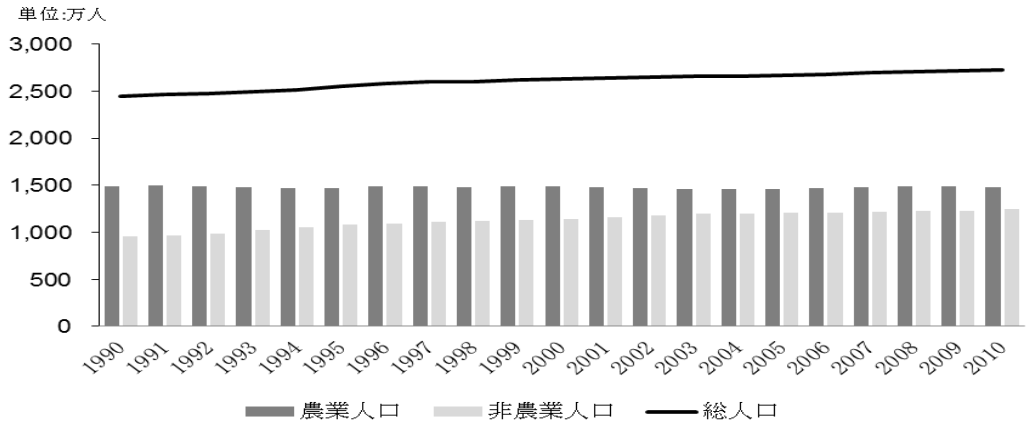
資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

第 4 節　吉林省における出稼ぎの特徴

1）吉林省の農業人口の動向と就業構成

図1-5では 1990 年から 2010 年度までの吉林省の人口の推移を示している。総人口は 2,440 万

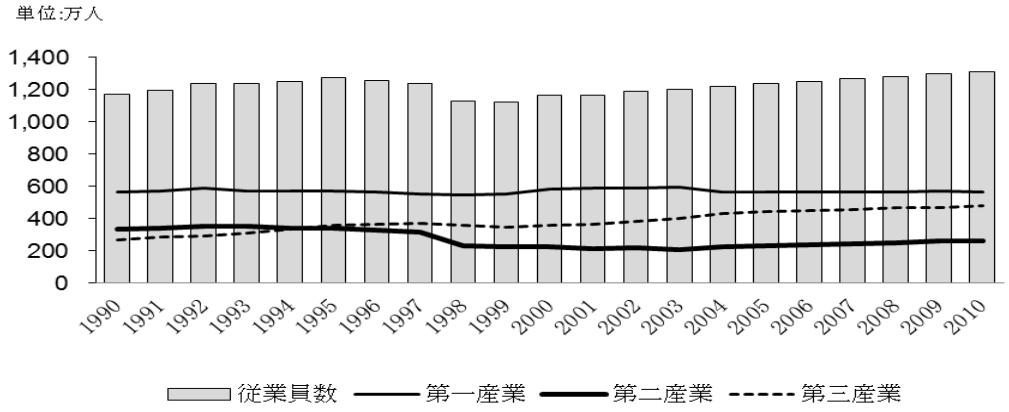
人から 2,723 万人まで増加し、なかでも非農業人口が 39%から 45.6%まで増加している。



資料：吉林省統計年鑑2011

図 1-5　吉林省における農業人口の推移

吉林省の産業別従業員数を図1-6で示した。全体の従業員数がやや増加傾向にある中、第一次産業に従事する人数はほぼ横ばいである。一方、第三次産業従事者は 270 万人から 480 万人まで増加しており、都市部の第 3 次産業へ労働力が集中していることから、生活の場が農村を離れ、都市部へ移動していることが推察される。



資料：吉林省統計年鑑2011

図 1-6　吉林省における産業別従業員数の推移

2)出稼ぎ現状

2006 年の中国第二次全国農業センサスによると、吉林省における出稼ぎ人口は 84 万 5,469 人である。出稼ぎ者の年齢、性別を見ると、男性の出稼ぎ割合は全国に比べやや多く、およそ 7 割(580,110 人)を占める。また 40 歳以下が 8 割近くにのぼり、壮青年層の男性を主体として出稼ぎに出ていることが分かる。これは農村部における高齢化、女性化の一つの重要な要因となっている。出稼ぎ者の教育水準を確認すると小学校卒、中学校卒が圧倒的に多いが、農村部全体の学歴水準も決して高いとはいえない。(表1-9)。

表 1- 9　吉林省における農村からの出稼ぎ人数および比率

単位：人、％

項目		吉林省	構成比
性別構成	男性	580,110	68.6
	女性	265,359	31.4
年齢構成	20歳以下	148,551	17.6
	21～30	304,194	36.0
	31～40	210,220	24.9
	41～50	122,617	14.5
	51～60	52,573	6.2
	60歳以上	7,314	0.8
学歴構成	小学校以下	4,908	0.6
	小学校	191,918	22.7
	中学	580,437	68.7
	高校	55,124	6.5
	大学以上	13,082	1.5
	合計	845,469	100.0

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

次に出稼ぎ先の産業を表1-10から確認する。出稼ぎを行っている 84.5 万人のうち第三次産業が 50.1 万人と最も多く、次いで第二次産業の 30.8 万人が続く。第一次産業は 3.7 万人であり、ごく少数に限られている。第二次産業と第三次産業では約 20 万人の差があるが、この差はほとんどの部分が女性の従業員数の差であり、男性の第 2 次産業と第 3 次産業への出稼ぎはほぼ同数である。

表 1- 10　吉林省における出稼ぎ先産業別従業員人数

単位：人、％

項目	男性	女性	計	割合
第一産業	23,858	12,765	36,623	4.3
第二産業	276,184	31,996	308,180	36.5
第三産業	280,068	220,598	500,666	59.2
合計	580,110	265,359	845,469	100.0

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』2006年

出稼ぎ先は郷外県内、県外市内、市外省内、省外国内、海外と分けられるが、吉林省の出稼ぎ者は遠方へは移動せず、省内での出稼ぎが 74%を占めている(表1-11)。全体的に未だ農外就業にとどまり、実家からあまり離れない地域で農外収入を獲得し、営農生活をメインとしていることが分かる。一方、吉林省には人口 100 万人を越える朝鮮族が住んでいる。また、海外への出稼ぎが 3.8%とやや高い数値を示しており、朝鮮族の韓国への出稼ぎの影響があるもの考えられる。

表 1- 11　吉林省における農村住民による出稼ぎ先別人数

単位：人、％

区分	人数	割合
郷外県内	213,427	25.3
県外市内	259,837	30.7
市外省内	153,804	18.2
省外	184,553	21.8
香港、マカオ、台湾	1,588	0.2
海外	32,260	3.8
合計	845,469	100.0

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

出稼ぎの期間としては10ヶ月以上の長期にわたって出稼ぎしている者がほぼ半分を占めている（表1-12）。

表 1- 12　吉林省における期間別出稼ぎ人口

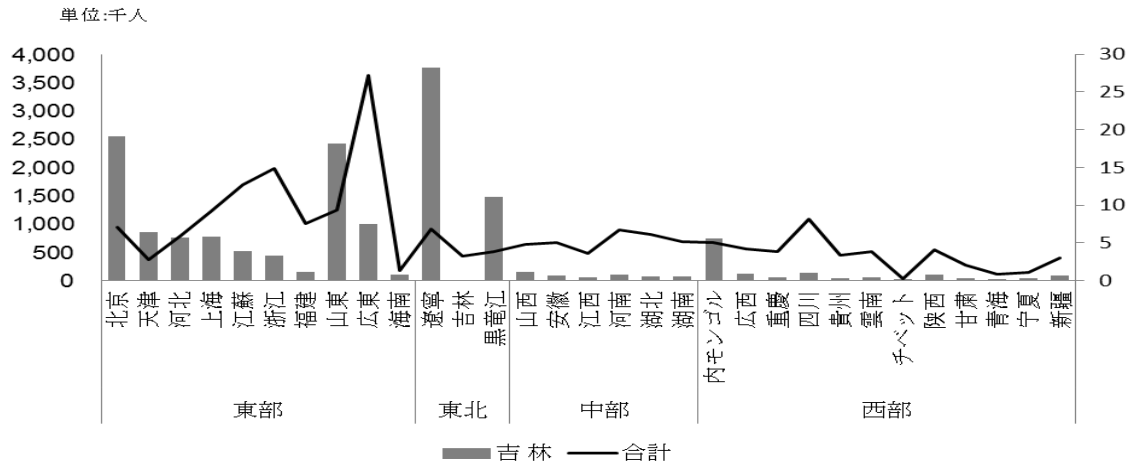
単位：人、％

期間	人数	割合
1ヶ月	9,322	1.1
2～3ヶ月	66,207	7.8
4～6ヶ月	223,246	26.4
7～9ヶ月	162,915	19.3
10ヶ月以上	383,779	45.4
合計	845,469	100.0

資料：『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』

次に 2010 年に行われた全国第 6 次人口センサスによるデータから説明を試みる。中国の総人口は 13.4 億人、そのうち吉林省の人口は 2,746 万人で、第 5 次人口調査が行われた 2000 年の 2,727 万人から 18 万人が増加している。

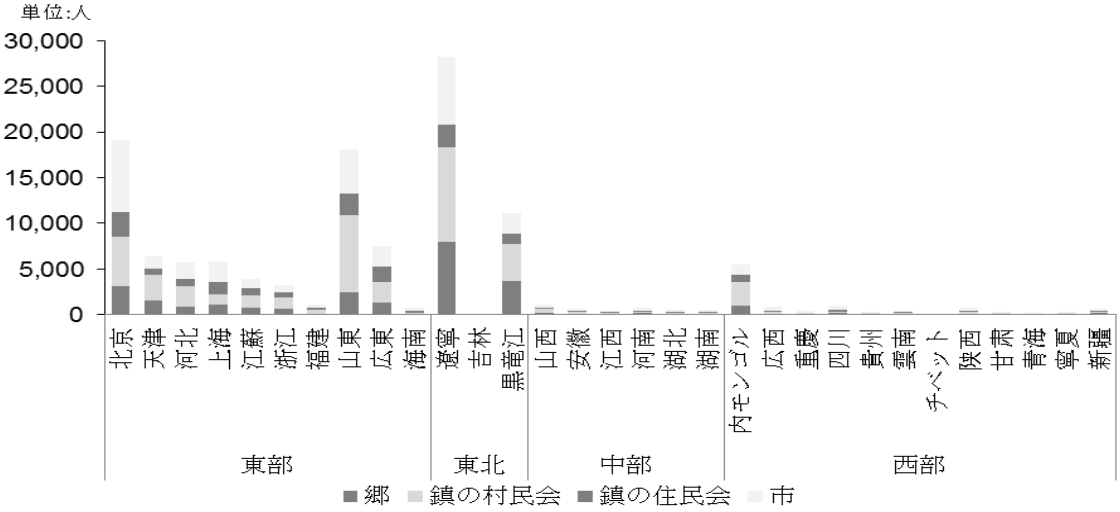
全国的に、出稼ぎ先として多くの出稼ぎ者が集中する省は広東、浙江、江蘇、上海、山東などの沿海地域である。しかし、吉林省から省外への出稼ぎ先としては近隣の省が多く、上位から遼寧、北京、山東、黒竜江、広東、天津、上海、河北、内モンゴルと並び、沿海地域または近隣の都市への出稼ぎが多いことが分かる（図1-7）。



資料：中国2010年人口センサス資料

図 1-7　中国全国および吉林省からの移動先地域別人口

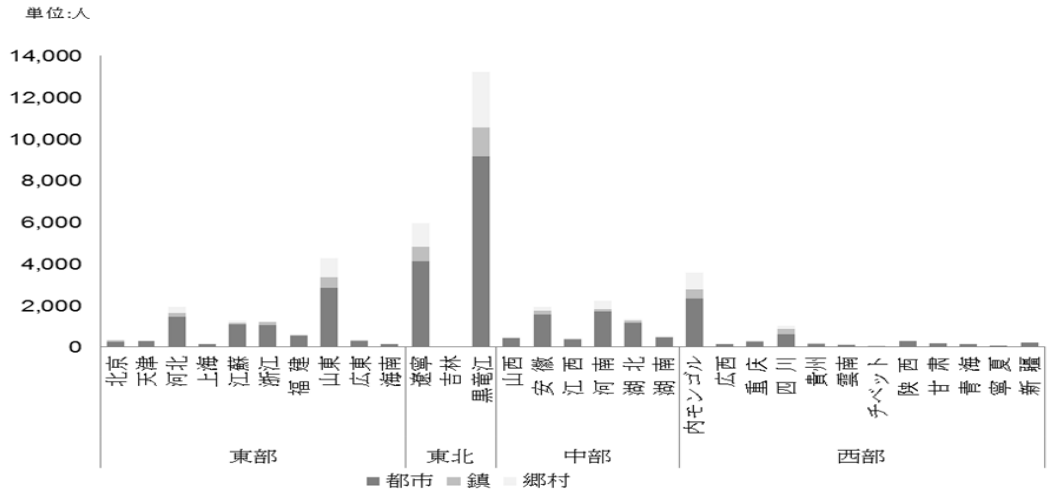
遼寧省および黒竜江省などの近隣の省へは市部より郷鎮への移動が多く半数を越えている。これらの移動人口は主に短期的な季節作業を行う出稼ぎの為だと考えられる。吉林省への移動元の人口を省別に検討した場合も、近隣の竜江省および遼寧省からが上位となっている(図1-8)。



資料：中国2010年人口センサス資料

図 1-8　吉林省からの移動元・移動先別人口

吉林省への流動元人口を省別にみても近隣の竜江省及び遼寧省からが上位に並んでいる(図1-9)。



資料:中国2010年人口センサス資料

図 1-9 吉林省への移動元別流入人口

吉林省の省外への流動人口を示したのが表 1-13である。全体の流動人口が 125,651 人であり、それぞれ都市へ 9.3 万人、鎮へ 1.6 万人、郷村へ 1.6 万人という内訳となっている。郷と鎮の村民会の村からの移動者が 8 万人程度で、多数を占めている。

また、吉林省の出稼ぎのうち吉林省内での移動は省外への移動よりはるかに多く、およそ 39 万人である。そのうちほぼ 8 割が都市への移動であり、農村から市部だけでなく市部から市部への移動も少なくない(表1-14)。

表 1-13 吉林省からの自治体区分別移動先・移動元人口

単位:人

現住地	郷	鎮の住民会	鎮の村民会	市	小計
都市	18,535	13,317	29,187	32,215	93,254
鎮	3,170	2,674	6,789	3,013	15,646
郷村	4,225	1,507	8,754	2,265	16,751
全国	25,930	17,498	44,730	37,493	125,651

資料:『中国人口センサス』2010年
注:横が移動先である現住地、縦が移動元を示す

表 1-14 吉林省内での自治体区分別移動先・移動元人口

単位:人

現住地	郷	鎮の住民会	鎮の村民会	市	合計
吉林	53,382	34,536	79,568	221,288	388,774
都市	31,174	18,551	38,970	196,580	285,275
鎮	9,217	10,698	18,369	9,776	48,060
郷村	12,991	5,287	22,229	14,932	55,439

資料:『中国人口センサス』2010年
注:横が移動先である現住地、縦が移動元を示す

第 5 節　朝鮮族の中国出稼ぎのケーススタディ

第3章、第4章において、中国全体と吉林省における流動人口の性格付けを行ってきた。人口センサスにおいては海外への移動を捉えられず、かろうじて農業センサスにおいて吉林省への海外出稼ぎ者数 32,260 人という数字が得られている（2006 年）。これが、吉林省の朝鮮族の韓国への出稼ぎ動向の一部を捉えたものであろう。

こうした統計分析の限界を踏まえ、朝鮮族の韓国への出稼ぎ形態をフィールドワークにより把握することとし、50 人に対してインタビューを行った（韓国：2013 年 10 月～2015 年 3 月、2016 年 3 月）。ここでは、第3章での韓国での出稼ぎ実態に関する分析の前提として、韓国の出稼ぎ者がそれに先立って行った国内出稼ぎの内容を検討することにする。対象者は表 1-15に示す 50 人であるが、ここでは便宜的に 40 歳以上（24 人）と 40 歳未満（26 人9に区分して分析を進めることとする。

表 1- 15　調査対象者の属性

単位：歳

番号	年齢	性別	学歴	現在滞在形態	番号	年齢	性別	学歴	現在滞在形態
1	76	男	小卒	国籍	26	39	女	中卒	永住権
2	69	男	高卒	Ｆ4高齢者	27	39	女	短大卒	訪問就業
3	67	男	小卒	Ｆ4高齢者	28	39	男	高卒	訪問就業
4	66	女	小卒	国籍	29	39	女	中卒	永住権
5	64	男	小卒	Ｆ4高齢者	30	38	女	中卒	国籍
6	63	女	小卒	Ｆ4高齢者	31	38	女	中卒	国籍
7	62	女	中卒	Ｆ4高齢者	32	38	女	中卒	永住権
8	59	女	高卒	永住権	33	37	男	大卒	Ｆ4事務職
9	57	男	中卒	永住権	34	37	女	中専卒	訪問就業
10	57	女	中卒	不法滞在	35	35	女	高卒	訪問就業
11	55	男	小卒	訪問就業	36	35	女	大卒	訪問就業
12	54	男	小卒	国籍	37	34	女	大学中退	結婚移民
13	53	女	中卒	国籍	38	34	男	中卒	Ｆ4資格証
14	53	男	小卒	Ｆ4製造業	39	33	女	短大卒	訪問就業
15	52	女	高卒	国籍	40	33	女	大卒	Ｆ4事務職
16	51	男	中卒	国籍	41	33	男	中専卒	訪問就業
17	50	女	小卒	永住権	42	33	男	中卒	訪問就業
18	47	男	小卒	Ｆ4資格証	43	33	男	中卒	訪問就業
19	46	女	中卒	永住権	44	31	女	中専卒	訪問就業
20	46	男	中卒	F4貿易	45	31	女	中卒	訪問就業
21	45	男	中卒	永住権	46	27	男	高卒	永住権
22	45	男	中卒	国籍申請中	47	27	男	大卒	Ｆ4事務職
23	44	女	中卒	訪問就業	48	27	女	大卒	Ｆ4事務職
24	41	男	中卒	永住権	49	27	男	中卒	訪問就業
25	39	女	中卒	国籍	50	24	男	中卒	Ｆ4資格証

資料：筆者作成
注１）中専とは専門学校とし、中学校卒業の際、高校代わりに選択する学校で、専門技術を学ぶ。
注２）Ｆ4は在外同胞資格を示す。

40 歳台以上の対象者 24 人中、No.1，3，5，7，15，19 を除いた 18 人は営農以外に出稼ぎの収入で家計を充足させていた(表1-16)。出稼ぎ先を見ると鎮内が 7 人(No.2，11，13，16，17，20，21)、省内が 4 人(No.8，12，18，23)、省外が 9 人(山東省No.4，6、20，21、大連市No.9，17，21、天津市No.14、瀋陽市No.16)で、述べ 20 人となる。省内外の比率は半々であるが、事例No.4、No.14、No.24 は出稼ぎ先の省外でマンションを購入し、生活の基盤を整えている。その他は出稼ぎ先と生活の拠点を韓国あるいは故郷へと移している。職業は事務職 2 人(No.2，24)、飲食業 8 人(No.4，6，8，11，17，18，21，23)、商売 6 人(No.11，13，16，17，20，21)、サービス業 3 人(No.12，14，16)、漁業 1 人(No.9)であり、述べで 20 人となる。飲食業が 40%で最も多く、事務職と商売においては韓国語の会話ができることで優位性をもっている。出稼ぎは 1980 年代から始まり、主に村を巡る移動販売や隣村での農業補助など鎮内での就業を主にしていた。市外あるいは省外への進出は早くても 1994 年であり、中国に進出した韓国系企業への就職である。この中で最も早く韓国出稼ぎをしたのはNo.21 であり、1993 年に韓国漁船の船員として従事しており、2番目はNo.11 が 1994 年に産業研修で韓国に行っている。

表 1- 16　中国での出かせぎ状況(40 歳台以上)

番号	年齢	就業経験	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
2	69	有	営農					鎮内の紡織会社事務職、営農													
4	66	有	営農		青島市韓国系紡織会社/食堂																
6	63	有	営農				青島市韓国系紡織会社/食堂														
8	59	有	吉林市在住/料理屋																		
9	57	有	営農手伝い		大連市魚とり																
10	57	有	営農、市内飲食店																		
11	55	有	アイスクリーム移動販売、隣村で養鶏場設立		秋、研修	釜山			秋、帰国	鎮内で料理屋オープン											
12	54	有	農業手伝い、市内でサービス業など短期就業																		
13	53	有	農業手伝い	鎮内で餅の移動販売																	
14	53	有	天津市でサービス業等																		
16	51	有	郵便局配達員				瀋陽市/キムチ商売				営農										
17	50	有	鎮内で餅の移動販売		大連市/料理屋																
18	47	有	農業手伝い	長春市で料理屋経営						営農	営農	長春市で料理屋経営									
20	46	有	鎮内で養蚕	山東省高密市	莱陽市	膠南市				青島市											
21	45	有	農業手伝い	5月/遠洋漁船労務	8月/帰国	青島市/数か月	大連市/数か月	鎮内串屋経営		5月/慶尚北道高霊郡	韓国		年末帰国	羊の商売	鎮内料理屋経営						
23	44	有	農業手伝い	長春市で料理屋経営						営農	営農	長春市で料理屋経営				飲食業就業					
24	41	有	青島市韓国系会社/事務職																		

資料：筆者作成

40 歳台未満の対象者 26 人のうち、中国国内の出稼ぎ経験がないのは4人(No.29，33，36，50)のみで、いずれも高校または大学を卒業してすぐに韓国あるいは日本へ出国している(表1-17)。その他の 22 人はすべて中国国内での出稼ぎを経験している。出稼ぎ先は吉林省内は 9 人であり、鎮内がNo.26，41，43，45，46、吉林市がNo.35、長春市がNo.26，30，32 である。吉林省外は述べ 35 人で、広東省は 7 人、そのうち広州市No.27，40，41、深圳市No.28，37，40、中山市No.37 である。山東省は 10 人、そのうち威海市がNo.27，41，44、煙台市がNo.28，43、青島市がNo.34，41，43，44，45 である。北京市についてはNo.32，34，39，40，43，47，48，49 の 8 人である。その他は、河北省がNo.25、内モンゴルがNo.35、黒竜江省がNo.41、瀋陽市がNo.31，32，43、天津市がNo.35，41，43、上海市

がNo.39 の 10 人である。この 35 人の内、広東省が 7 人、山東省が 10 人、北京市が 8 人でこの三都市で大半を占めるが、韓国系会社が立地することが原因である。このように 22 人が省内外延べ 44 か所で働き、流動性が極めて高いことがわかる。

職業は事務職が 8 人(No.27, 34, 37, 40, 41, 44, 47, 48)、飲食業が 11 人(No.25, 26, 30, 31, 32, 35, 38, 41, 43, 45, 49)、商売が 3 人(No.28, 35, 42)、製造業が 2 人(No.28, 42)、その他が 2 人(No.39, 46)で、延べ 26 人である。飲食業が最も多く、中卒で年長者に多く見られる。また事務職も多いが、これは高校または大学卒の学歴を持つ若年層に多く見られる。出稼ぎは 1990 年代から始まり、年齢層によって時期は異なるが、卒業後省外への出稼ぎに向かっているが、これはすでに出稼ぎに出ている親戚または知人の伝手によるものと思われる。40 歳台以上と同様に韓国系企業での就職が多くみられ、学歴が高くなっても、韓国語の会話能力や同一民族としての存在が大きくなっている。

朝鮮族の農外所得は初期においては在宅のまま農業と兼業する形態と別の農村に移住する形態を取った。また、移住後営農活動を止め、沿海都市で長期間働くケースも見られる。以下では中国内出稼ぎ事例を各類型に沿って紹介しよう。

表 1- 17　中国での出かせぎ状況(40 歳台未満)

	年齢	就業経験	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
25	39	有	中国河北省料理屋																			
26	39	有	長春市で飲食業に就く						実家で母親の介護				鎮内で飲食業運営									
27	39	有	在学					広州市日本系会社事務職			在宅		威海市韓国系会社就職									
28	39	有	在学				深圳で事務職、煙台でパソコン商売															
30	38	有	長春市で飲食業に就く																			
31	25	有	瀋陽市で飲食業に就く																			
32	38	有	在学		長春、北京等で飲食業に就く			瀋陽市在住、飲食業従事														
34	37	有	在学								青島市の韓国系会社で事務職											
35	35	有	在学				天津、吉林市、内モンゴル等地で飲食業のサービス、オープン、保険品商売等															
37	34	有	在学									広東省中山市	深圳市韓国系会社事務職									
38	34	有	在学							北京市にて飲食業												
39	33	有	在学											上海、ディザイン職				北京、韓国系会社にてディザイン職				
40	33	有	在学													広州で韓国系会社事務職		深圳	北京			
41	33	有	在学									広州	天津	黒竜江省	天津				観光	鎮内で飲食業経営		
42	33	有	在学							青島市韓国系会社製造職					威海市韓国系会社製造職、商売							
43	33	有	在学		中退	瀋陽、北京、天津、山東喫煙台市、青島等地の料理屋で働く														鎮内で料理屋経営		
44	31	有	在学									7月/卒業後、青島市韓国系会社事務職			威海市韓国系会社事務職							
45	31	有	在学									鎮内の飲食業				青島市在住						
46	27	有	在学													鎮内でパソコン修理業						
47	27	有	在学																	北京の韓国系会社		
48	27	有	在学																	北京の韓国系会社		
49	27	有	在学													北京で調理師						

資料：筆者作成

1)在宅兼業タイプ

No.2は 1947 年 8 月生まれの男性である。戸籍は農村戸籍で農地を保有している。高校卒業後、学校からの推薦により黒竜江省の辺境地域で働き、2 年後に実家に戻り農業に従事するようになった。それと同時に隣村の郷鎮企業で働き、企業が倒産する1994年まで働いていた。1996年から鎮内にある紡織企業において 2000 年上半期まで働いている。農作業は 1999 年まで従事し、2000

年 7 月に韓国へ初めて渡航した。

2)農村から農村への移動タイプ

№11 は 1961 年 8 月生まれの男性である。中卒後両親の農作業を手伝い続けている。1993 年までの 4 年間は毎日アイスクリームの移動販売を行い、各村を回り続けた。しかし、家族 3 人の生計を立てることは困難を極め、韓国渡航する 2 年前の 1994 年と 1995 年の 2 年間は隣村で養鶏場を開くために隣村に移住した。

3)農村から都市への移動タイプ

№9 は 1994 年と 1995 年の 2 年間、夫婦二人で遠く大連市まで出稼ぎをした経験がある。息子を農村にいる両親に頼み、大連市まで漁撈作業に向かったが、収入を得られなかったため農村に戻り、引き続き農作業の手伝いを行っている。

№21 は数回農外就業を行ったことがある。遠方の場合では 1995 年に山東省の青島市の韓国系会社で働いたことがある。また、青島市と同様に友人の誘いで大連市でも数か月間働き、韓国へ研修に行くまでになっている。韓国から帰国してからは両親は営農せずに農地を賃貸していたため、羊の販売などの商売を試みたが成功せず、鎮内で飲食店を 2 年間経営することになった。しかし、飲食店の経営が未熟であったため貯金を使い切ってしまい、再び韓国行きを決定した。

№24 は国内移住を比較的成功させたケースである。中卒後、すぐ山東省青島市に転出し、韓国系の会社で通訳や総務、資材購買など、数社にわたって転職しながら多種類の職に就き、安定的に青島市に滞在した。2000 年代初めからは青島市でマンションを 3 軒購入し、戸籍も青島市の戸籍に変更した。両親(事例 4 番)も韓国に渡航する以前は青島市の韓国系会社の厨房で働いており、一緒に戸籍を移転している。

第 6 節　小括

本章では第2章から第4章までの本論文の中心となる章のための前提として、主に3つの問題の整理を行った。第一に、朝鮮族が中国の少数民族として位置づけたれた経緯と現状の民族の地理的分布を整理した。また、本論が大きく依拠しているフィールドワークの対象者の2家族について、東北部への移住とその要因について明らかにし、朝鮮族形成に関する補足とした(第2節)。第二に、主に人口センサスと農業センサスを利用した流動人口の分析を行ったが、対象は全国と朝鮮族が多数居住する吉林省とした(第2節、第3節)。

朝鮮族の 9 割は東北三省の吉林省、黒竜江省、遼寧省に分布していたが、1990 年代から東北部の朝鮮族の流失が見られ、北京、山東、広東等経済発展地域を含むその他地域の割合が 9%にまで増加している。特に流失が激しいのは吉林省と黒竜江省でそれぞれ 5%、6%の減少となっている。朝鮮族総人口も 2010 年度に初めて減少に転じており、その原因は出生率の低下と海外流失などが要因と考えられる。

このような人口流失は中国全体の出稼ぎ環境と関連付けられる。2010 年の流出人口は 2 億 6 千万人にも上る。農村労働力においては 20 歳台と 30 歳台の出稼ぎ率が高い一方、50 歳台以上の高年齢層の在村率が比較的高く、50 歳台以上の高年齢層が農村部の中心産業である農業を支

えていると考えられる。

一方、吉林省は 1990 年から 2010 年の間に総人口が 2,440 万人から 2,723 万人へとわずかに増加しているが、非農業人口比率は 39%から 46%まで増加している。産業別従業員者数も、第一次産業はほぼ横ばいであるが、都市部に需要の多い第三次産業が増加しており、農村を離れ都市部へ移動する人口が多数に上ると推察される。

吉林省の出稼ぎ者は省内での出稼ぎが 74%を占めている一方で、海外への出稼ぎが 3.8%とやや高い数値を示しており、これは朝鮮族の韓国への出稼ぎの影響を一部反映していると考えられる。

そこで、第三に、以上の統計分析の限界を踏まえ、朝鮮族の韓国への出稼ぎ形態をフィールドワークにより把握することとし、50 人に対するインタビュー結果を分析した。ここでは、第3章での韓国での出稼ぎ実態に関する分析の前提として、韓国の出稼ぎ者がそれに先立って行った国内出稼ぎの内容を検討した。

これによると、50 人のうち、直接韓国出稼ぎを行った 10 人を除く 40 人が中国内での出稼ぎを行っており、出稼ぎは段階的なものであった。その延べ人数は 64 人であり、韓国出稼ぎを開始する前の短期間でもかなり流動的な就業状態にあったこと、韓国系企業への就職を契機に韓国への稼ぎに向かったケースもあることが明らかになった。

注

(注1) 「出生率」は一定期間内(普段は 1 年)に平均千人ごとの間に出生した人数の比率である。計算式は出生率＝年出生人数/年平均人数×1000‰

(注2) 人民公社が設立される以前、中国の農村は郷社が分離された管理体制であった。郷は行政組織、社は合作社で農業経済組織である。ただし、人民公社が設立以後、農村地域の人民公社は経済組織でもあり、行政組織でもある統合された管理組織である。

(注3) 京城(現・ソウル)の「京」と新義州(北朝鮮)の「義」を取って京義線と呼んだ。

第 2 章　韓国における労働力不足問題と外国人労働力の受入政策の展開
―中国朝鮮族出稼ぎ労働者の就業を中心に―

第 1 節　本章の課題

韓国の国民平均所得は朝鮮戦争直後であるの 1954 年の 60 ドルから、「漢江の奇跡」を通じて大きく上昇し、1995 年には 1 万ドルまでに達した。特に、この増加傾向は 1988 年のソウルオリンピックを契機に進展した。しかし、その裏面では 3D産業 において労働力不足が現れはじめた(注1)。

この解決のために、韓国では1990年代から海外労働力を導入するようになった。この中心となったのが中国朝鮮族の出稼ぎ労働者である。彼らの韓国での就業のためにはそれを許容する在留資格に関わる制度が重要であり、当初は比較的慎重に行われ、徐々に開かれたものになっていった。

この内容については、春木[63、64]による政策背景を紹介したもの、白井[32]による関連法の紹介、外国人受入れの実態と関連法との関係から受入政策を述べたもの宣[36、38]がある。これらの政策に関する研究を踏まえ、白井[34]はこれらの動きを多文化社会の構築として捉えている。また、佐野[27－30]は、「雇用許可制」に注目してその評価を行い、雇用許可制を利用した外国人労働者の導入による社会的・経済的影響を明らかにし、日本の外国人労働者の受入政策に対する示唆をまとめている。鄭[48]は朝鮮族労働者に焦点を当て、受入政策を「訪問就業制」に至るまでの過程として整理し、韓国産業界や労働界の「在外同胞」労働者に対する姿勢と朝鮮族労働者の現状を分析している。このように、韓国の外国人労働力に関する政策研究は多いものの、朝鮮族に注目した研究は緒に就いたばかりであり、本格的なものはない。

そこで本章では、外国人労働者の中でも圧倒的に多い朝鮮族の出稼ぎ労働者を中心に、その受入政策の背景とその内容を整理し、政策変化の要因を分析し、現在の到達点を示すこととする。

第 2 節　韓国における労働力不足問題と中国朝鮮族の受入

1)韓国における労働力不足問題の発生

韓国における労働力不足は 1980 年代末に顕在化した。「職種別事業体労働力調査」によると、1988－2003 年の期間中、最も深刻化した 1991 年には不足率は 5.5%(250,108 人)に達した。その後、労働力不足は徐々に緩和し、通貨危機が発生した 1998 年には 0.7%(32,007)まで減少している(表2-1)。

業種別にみると、建設業と製造業での労働力不足は 1994 年まで深刻な状況が継続した。こうした建設業の労働力不足状況にも関わらず、1988 年には「住宅 200 万戸建設計画」が発表された。これは 1992 年を目途に住宅 200 万戸を建設する計画であった。製造業については 1991 年が 7.0%と労働力不足のピークであり、「生産および関連職従事者」(注2)の不足率は 9.1%に達している。従業員規模別の会社の労働力不足率は 30 人未満で 17.7%、30～100 人で 15.4%、100～300 人で 10.7%となっており、規模が小さいほど労働力不足が深刻であった。

表 2-1 産業別労働力不足率(1988－2007)

単位：%

年次	全産業	生産関連職	単純労務職	サービス販売職	製造業	生産関連職	単純労務職	建築業	生産関連職	単純労務職
1988年	3.5	5.2	−	−	4.7	5.9	−	1.4	3.4	−
1989年	3.2	4.9	−	−	4.2	5.5	−	2.1	4.3	−
1990年	4.3	6.9	−	−	5.6	7.4	−	5.1	9.0	−
1991年	5.5	9.1	−	−	7.0	9.6	−	3.2	4.1	−
1992年	4.3	6.8	−	−	4.9	6.4	−	3.2	5.3	−
1993年	3.6	6.0	−	−	4.4	5.9	−	3.3	6.4	−
1994年	3.4	5.3	2.0	−	4.1	5.2	3.9	4.6	6.4	7.4
1995年	3.6	5.5	2.9	−	4.3	5.3	5.0	4.0	4.5	8.4
1996年	2.9	4.6	3.3	−	3.8	4.7	5.5	3.1	8.6	3.7
1997年	2.4	3.7	1.9	−	3.0	3.7	4.3	2.5	4.0	0.0
1998年	0.7	1.0	0.9	−	0.7	0.8	2.5	0.5	0.8	8.3
1999年	1.1	1.8	0.9	0.8	1.3	1.6	1.6	1.4	3.4	0.9
2000年	1.3	2.1	0.9	1.4	1.7	2.3	1.8	0.8	1.5	0.0
2001年	1.3	1.9	0.9	1.5	1.6	2.0	1.6	1.3	1.3	0.1
2002年	2.4	4.0	2.3	2.8	3.3	4.3	4.3	1.9	2.8	1.1
2003年	2.1	3.8	2.2	1.7	2.9	3.6	4.1	1.6	1.0	8.0
2004年	2.5	−	−	−	3.0	−	−	1.8	−	−
2005年	3.1	−	−	−	3.5	−	−	1.9	−	−
2006年	2.7	−	−	−	3.0	−	−	2.9	−	−
2007年	3.2	−	−	−	3.4	−	−	2.9	−	−
2008年	2.1	−	−	−	2.3	−	−	2.1	−	−
2009年	2.7	−	−	−	3.5	−	−	2.6	−	−
2010年	3.1	−	−	−	4.1	−	−	2.1	−	−
2011年	3.0	−	−	−	3.7	−	−	2.1	−	−
2012年	2.9	−	−	−	3.5	−	−	2.0	−	−
2013年	2.7	−	−	−	3.0	−	−	2.1	−	−
2014年	2.4	−	−	−	2.6	−	−	1.3	−	−
2015年	2.4	−	−	−	2.4	−	−	1.9	−	−
2016年	2.6	−	−	−	2.7	−	−	2.1	−	−

資料：韓国雇用労働部『職種別事業体労働力調査』各年度
注１）不足率＝不足人数/(現就業人数＋不足人数)＊100である。
２）1999年からは調査対象拡大、常用労働者10人以上企業から常用労働者5人以上の企業に拡大すした。
３）2004年よりは、常用労働者から労働者全部にし、常雇、臨時、外国人労働者を含め、外国人雇用許可制などの外国人雇用許可人員算定するために活用されている。
４）2008年からは、調査周期を半年ごとにし、本表では後期データを利用する。

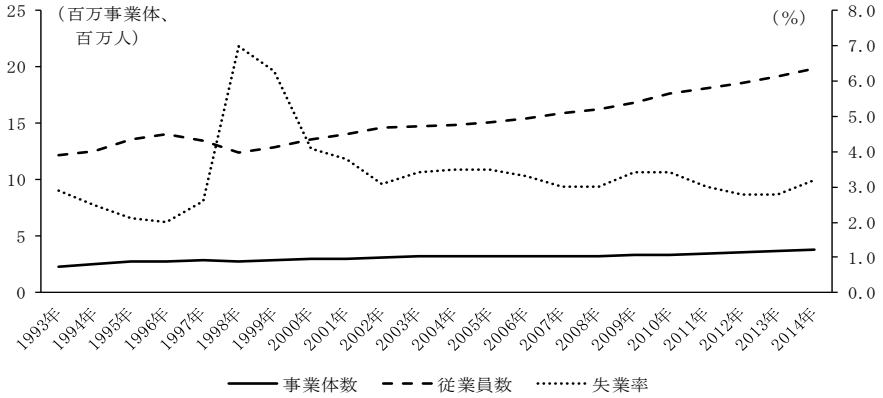
1996 年までの韓国の経済成長は好調であったが、1997 年後半からのアジア通貨危機により景気が悪化し始め、1998 年には経済成長率がマイナス 6.7%まで下落した。またその他の指標についても経済人口活動が前年より 1.6%、就業者数は 6%、家計所得率は 6.7%それぞれ下落した(表2-2)。この結果、2001 年までの経済危機の影響により、多くの企業が倒産した。1997 年から 1998 年にかけて事業体数は 68,014 減少し、1998 年 1 月だけで企業倒産数は 3,323 に達している(注3)。1997 年の失業率は 2.6%であったが、翌 98 年には 4.4 ポイント上昇して7%となった。失業者総数は 1998 年 1 月の 96 万人から増加し続け、1999 年 2 月に 181 万人余りとほぼ 2 倍になった(図2-1)。失業率は 1999 年 2 月の 8.8%をピークに減少を見せ、2000 年には景気回復の影響を受けて 3%台にまで落ち着いている。

表 2-2 韓国労働経済主要指標

単位：ウォン、％

年次	国内総生産（10億）	経済成長率	経済活動人口前年比	就業者前年比	家計所得前年比
1995年	377,350	8.9	2.4	2.9	12.3
1996年	402,821	6.8	2.1	2.2	12.6
1997年	423,007	5.0	2.3	1.7	6.3
1998年	394,710	−6.7	−1.6	−6.0	−6.7
1999年	437,709	10.9	1.1	1.8	4.3
2000年	478,533	9.3	1.9	4.3	7.3
2001年	493,380	3.1	1.6	2.0	10.0
2002年	642,748	7.0	2.1	2.8	6.4

資料：韓国『労働統計年鑑』2003、2004年度



資料：『韓国経済活動人口調査』各年度および、『韓国全国事業体調査』各年度により作成

図 2-1 韓国事業体数と従業、失業変化

この期間の労働力不足人数の推移を見ると、1995 年に「生産および関連職」の不足人数は 125,397 人(不足率 5.5%)と、全産業の不足人数 182,662 人(不足率 3.6%)の 69%も占めている。96 年からは生産関連職、単純労務職と全体の不足人口および不足率は低下している。1998 年の不足率は生産および関連職が 1.0%、単純労務職が 0.9%、全産業では 0.7%となり、経済危機の影響から労働力不足率は大きく低下している(前掲表2-1)。

1999 年から 2003 年にかけては経済が徐々に回復し、全産業の労働力不足率は 1999 年の 1.1%から 2003 年の 2.1%まで上昇している。なかでも 2002 年の不足率は 2.4%)で最も高く、そのうちサービス販売職が 2.8%、生産関連職が 4.0%、単純労務職が 2.3%の不足となっている。しかし 2003 年にはサービス販売職の不足率は 1.7%まで低下しており、これは後述するように、2002 年に導入された就業管理制度により朝鮮族の労働力が導入された成果の現れと考えることができる。2001 年に経済危機が収まった後、韓国人が忌避する「3D 産業」は再び労働力不足に陥り、中小企業の労働力不足も深刻な状況を迎えた。例えば、2002 年の製造業の不足率は前年度の 2 倍の 3.3%、2003 年の建設業単純労務職の不足率は 8.0%であり、同年度の全産業不足率 1.6%、建築業不足率 2.1%との差は広がっていた。このことが、「3D 産業」の労働力不足を外国人労働力の導入によって補完する政策が行われた背景である。

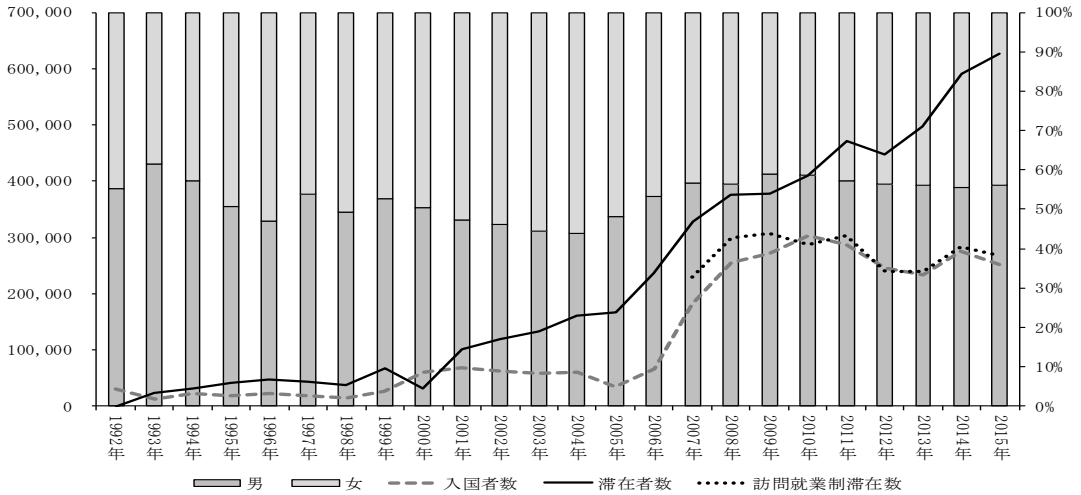
2)中国朝鮮族の受入状況

それでは韓国における中国朝鮮族の「導入」はどのように進んだのであろうか。その契機はやは

り 1992 年の中韓国交樹立である。国交樹立以前にも一部の朝鮮族は親戚の招聘によるビザ発給を利用して韓国に滞在することができた。この 3 ヶ月ビザの韓国滞在中に朝鮮族が稼ぐ金額は当時の中国農村部の平均年収の 20 倍にも及んでいた。中韓両政府によって朝鮮族の韓国での親戚訪問が許可されたのは 1984 年であり、その年の 8 月末には 400 人余りの朝鮮族が韓国を訪問した。訪問の際に漢方薬等を持ち込み、親戚への贈り物とするほか、販売することで高額の収入を得たものもいた。こうした韓国での経験や見聞にもとづき韓国の経済発展の状況や居住環境等が帰国後に伝えられ、朝鮮族の韓国への出稼ぎを促進する要因となった(金[288])。

図2-2は中国朝鮮族の韓国入国者・滞在者数の推移を示している。1994 年以降は漢方薬の売れ行きは悪化したが、訪問者の増加傾向は継続している(曹[315])。朝鮮族の入国者数は 1992 年は 31,005 人であったが、2016 年は 267,130 人となり、25 年間で 8 倍近く増加している。男女間で入国者数に大きな違いはない。後述する訪問就業制のスタートを契機に朝鮮族の韓国への入国は爆発的に増加し、初年度の 2007 年の訪問就業資格滞在者数は 228,686 人で、2006 年度の入国者数 65,355 人の 3 倍近くとなった。翌年からも入国者数は増加し 2 年目の 2008 年度で 20 万人を超え、それまでとは異なる水準にまで拡大した。

朝鮮族の滞在者数は 2004 年には 161,327 人と前年度から 3 万人の大幅な増加をみせている。また 2007 年は訪問就業制度により急増し、前年度から 9 万人の増加となる 328,621 人に達した。その後も増加を続け、2015 年には 60 万人を超え、2016 年末には 627,004 人と韓国に滞在している外国人 204 万 9,441 人の 30.6%を占めるに至っている。ただし、2012 年には入国者数および滞在者数が減少している。これは、訪問就業制が開始された 2007 年に大挙して入国した朝鮮族が延長期間を含めた滞在期間限度の 4 年 10 か月に達し帰国したこと、訪問就業者による滞在者総数が 303,000 人に制限されたことによると思われる。



資料：韓国『出入国統計年報』各年度
注１）滞在者数は各年度で統計項目が異なっており、下記の資料のうち、「韓国系中国人」数である。
1992年は「国籍および滞在資格別居留外国人」による。
1993－1999年は「短期滞在外国人」と「国籍および滞在資格別登録外国人」の合計である。
2000年は「登録外国人統計表」による。
2001―2004年は「長短期滞在外国人」による。
2005年からは「滞在資格別滞在外国人現況」による。
２）「登録外国人」は韓国に入国した日から90日以上滞在する外国人である。

図 2- 2　朝鮮族の韓国入国者、滞在者数の変化

図2-3は滞在資格別朝鮮族の滞在人数変化を示している。技術研修(D-3)は 2012 年までは「産

業研修」で、産業研修制度は後述するが、廃止されることによって、2013 年より「技術研修」と変わり、人数も 5642 人から 259 人まで減少している。また、研修就業と就業管理も統合され、2010 年より当項目は取消し、引き続き就業を希望する場合は、訪問就業に転換することができる。短期訪問(C-3) 非専門就業(E-9)は徐々に減少し、訪問就業に転換したことが考えられる。2007 年に訪問就業(H-2)資格新設後、当資格の滞在人数は爆発的に増加し、上述の他資格より転換したと見れる。一方、在外同胞(F-4)と永住(F-5)は著しく増加していることが確認できる。なお、結婚移民(F-6)は 2010 年より統計され、それ以前は配偶者(F13)と国民配偶者(F21)等で統計されていた。

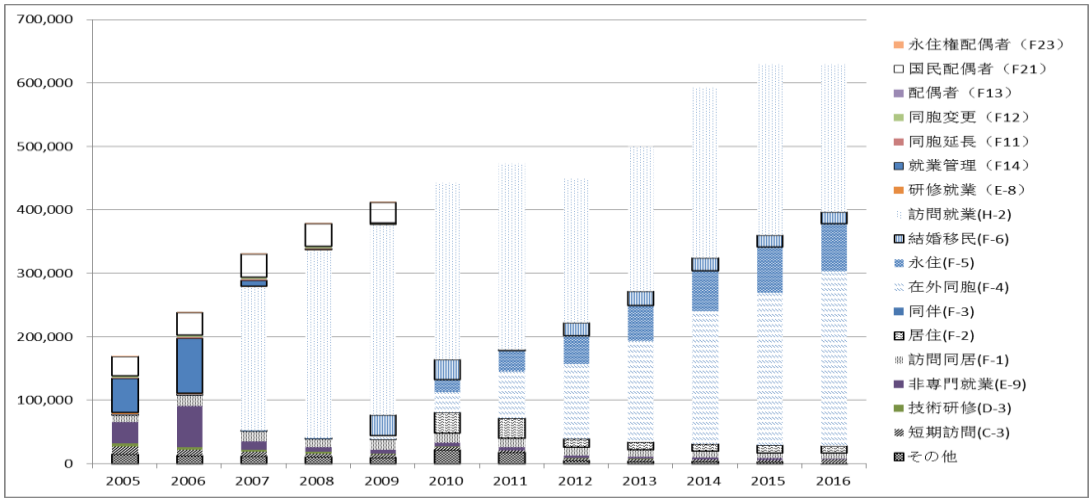


図 2- 3 滞在資格別朝鮮族の滞在人数変化

3)外国人労働者受入政策の概要

ここでは外国人受入政策が極めて複雑であるため、予めそれを概観し、時期区分を明らかにしておきたい。最初の外国人労働者の受入政策は 1991 年であり、韓国政府は中小製造業の労働力確保対策として産業技術研修制度を創設した。これは韓国企業と投資関係あるいは技術提携関係にある海外企業が、技術者または労働者を韓国内の企業に産業研修生として派遣し、研修期間終了後に韓国の国内企業での就業を可能にする制度である。この制度を利用した外国人労働者、特に朝鮮族の多くが長時間の重労働と低賃金、劣悪な勤務環境、人権侵害などに直面した。そのため職場を離脱したが、同時に在留資格を失うため不法滞在者となる者も多かった。

このようにして徐々に増加した不法滞在者の解消のために、2002 年 3 月に「不法滞在防止総合対策」が施行された。これは不法滞在者に 1 年の猶予期間を付与し、その期間内に出国させる法律である。また、サービス業では不法滞在者が就業しているケースも存在したため、不法滞在者の出国による労働力不足が懸念された。その対策として不法滞在を予防しつつ労働力を確保するために、「不法滞在防止総合対策」と同時に「サービス分野就業管理制」が導入された。これは韓国による中国朝鮮族労働者を受入るための初めての政策で、その対象者は韓国に縁故のある中国朝鮮族である。「サービス分野就業管理制」は 2004 年に雇用許可制度が創設された後、その一部である特例雇用許可制に吸収された。韓国における現行の中国朝鮮族労働力の導入制度は雇用許可制に一本化されており、現在利用率が一番高い訪問就業制度も雇用許可制の枠内にある(表 2-3)。

表 2- 3 外国人労働者受入政策の概要

年度	制度	区分	対象者	受入実績
1993年～2007年	産業技術研修制	雇用許可制に吸収	特定なし	40,836人
2002年～2004年	就業管理制	過渡期（雇用許可制に吸収）	韓国に縁故のある中国朝鮮族	91,379人
2004年～	特例雇用許可制	雇用許可制	韓国に縁故のある中国朝鮮族	11,225人
2007年～	訪問就業制		縁故あり或は無縁故の朝鮮族	447,217人

資料：関連制度より筆者作成
注）受入実績は2016年末までである。

また、外国人のなかでも特に朝鮮族に限定した動きとして、1999 年に施行された「在外同胞法」がある。これは韓国国外(中国、旧ソ連を除く)に在住する朝鮮族を「在外同胞」という特別な存在として位置づける法律である。その後、中国および旧ソ連地域の朝鮮族も 2004 年の法改正で「在外同胞」と位置付けられるようになった(注4)。これにより中国朝鮮族が「在外同胞」として韓国へ渡航、就業することが可能になった。さらに 2007 年には訪問就業制が施行され、中国および旧ソ連地域に居住する「外国国籍同胞」のうち、韓国内に親族または戸籍の無い「無縁故同胞」にも就業の機会が付与されるようになったのである。以下では、それぞれの政策展開過程と朝鮮族の受け入れ実績を見ていこう。

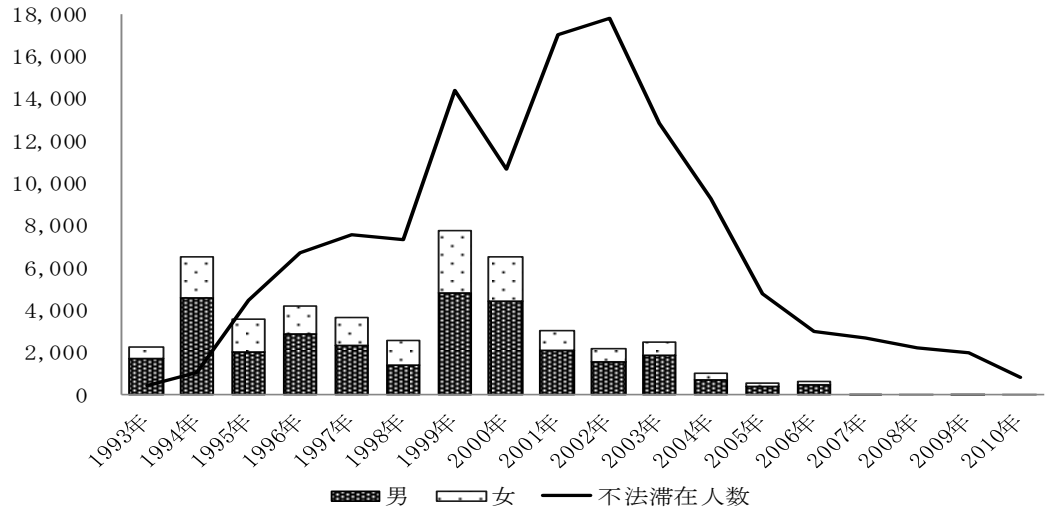
第 3 節 1991 年からの外国人労働力受入政策の形成と中国朝鮮族

1)産業技術研修制度の発足（1993 年～2007 年）

すでに詳しく述べたように、1980 年代後半からの韓国の急速な経済成長により「3D 産業」を中心に単純労働者が不足し、1990 年代初頭にはさらに深刻になった。それを背景に、最初の試みとして外国人を労働者として受入るではなく、研修生として受入る「海外投資企業研修制度」が導入された。しかし、実際には研修生は労働力となることを期待されて企業に受入られた。「外国人産業技術研修査証発給等に関する業務処理指針」(法務部訓令第 255 号)の制定により 1991 年 11 月に産業技術研修制度が実施されるが、同指針は海外投資企業のみを対象としたものであった。この制度が動き出したものの、依然として韓国内での労働力不足感は解消されなかった。そこで韓国政府は外国人の不法就業の防止と中小企業における労働力不足の解消、さらには技術移転等による経済協力の増進を図るために、1993 年 11 月に「推薦団体の推薦による産業技術研修制」を導入した。

この間、中国の農村部に多く居住していた朝鮮族の多くは中国国内より給与水準が高い韓国への出稼ぎを希望していた。しかし、この政策が始まって 10 年近くが経過した 2000 年段階での韓国滞在者は 10 万人以下であった。これは韓国の外国人労働者導入政策の規制によるものであり、朝鮮族は韓国国内の親戚からの招聘または研修名目でしか韓国に滞在することができなかったのである。韓国に親戚がいない無縁故の朝鮮族はこの産業技術研修制度によるしかなかった。ただし、研修生になるには相当額の仲介料を要した。そのことが、渡韓後の研修先からの失踪や研修期間

終了後の不法滞在が増加する要因ともなった。



資料：韓国法務部『出入国統計年報』各年度
注） 2008年は男４・女０、2009年は男１・女２、2010年は男０・女１である。

図 2-4 産業研修制による朝鮮族入国数

産業技術研修制度は 2007 年に雇用許可制に統合されたが、実際に廃止されたのは 2013 年であり、統計によると2010 年までは産業研修により入国した朝鮮族が存在している(図2-3)。1993 年に初めて研修生として 2,276 人が入国し、2007 年までで延べ 47,309 人が入国している(2007 年以降は合計 20 人)。不法滞在はピークの 2002 年には 17,841 人に達しており、2001 年までの入国延べ人数 40,836 人の 43.7%が不法滞在化していることがわかる。2003 年以降、不法滞在者数は減少するが、これはワールドカップ開催に伴う合法化処置と政策緩和の影響だと思われる(注5)。

2)就業管理制度の導入(2002 年～2004 年)

このような不法滞在者数を減少させるために、2002 年に2つの法・規定が制定された。「訪問同居者の雇用管理に対する規定」は韓国の戸籍に登録されている者およびその直系親族、韓国内 8 親等以内の血族または 4 親等以内の親戚の招聘を受けた 40 歳以上の外国国籍同胞に訪問同居ビザを発給し、入国後雇用センターを通じて就業ビザ査証に変更し就業させる法律である(注6)。

「サービス分野就業管理制施行法」は韓国に縁故のある中国、旧ソ連同胞に対する初めての就業政策の一つであり、飲食業、看病人(介護者)、清掃業等の韓国人が忌避するサービス分野に限り一定期間の就業を許可する制度である。後に雇用許可制が導入されてからは特例雇用許可制に吸収された。

制度としての就業管理制の施行期間は 5 年間と短く、2007 年に雇用許可制に統合された。しかし、雇用許可制を利用した 5 年間の総入国人数は 91,379 人であり、産業研修生と比べ遥かに多い(表2-4)。2004 年に年齢制限が 25 才以上に改定されたことにより、2006 年末には長期滞在者のうち、26 歳から 40 歳の滞在者は 33.5%を占めるようになった。

表 2- 4　就業管理制による朝鮮族の入国と不法滞在

単位：人

年度	入国者数			不法滞在者
	男	女	合計	
2003年	1，438	973	2，411	187
2004年	2，958	2，306	5，264	676
2005年	5，559	4，528	10，087	1，145
2006年	23，515	18，594	42，109	2，377
2007年	18，313	13，195	31，508	2，690
合計	51，783	39，596	91，379	7，075

資料：韓国『出入国統計年報』各年度

ただし、この制度は従来の「親戚訪問」の枠を越えられず、不法滞在者を生み出した。その原因の一つとして就業手続きの煩雑さや転職の制限をあげることができる。渡航者は入国後、韓国産業労働力公団が指定した機関で教育を受けた後に雇用安定センターにおいて求職申請をする必要があった。そして、事業主側と「標準勤労契約書」を交わすことで初めて滞在資格変更が可能となる。さらに転職する場合には手続き可能な期間が前職を辞めてから 2 か月以内に限られていたのである。表4を見ても、2004 年以降再び不法滞在者が増えていることがわかる。

その後、就業が可能な職種がさらに拡大され、2004 年には建設業、2006 年には製造業、農畜産業、沿岸海域漁業が追加された。同制度を利用する中国朝鮮族の就業人数は増加し、2005 年からそれぞれ 10,087 人、42,109 人、31,508 人で、職種を拡大したにも関わらず、韓国の労働力不足問題を解決するにはほど遠かった。2005 年からは年間 1 万人以上の中国朝鮮族が就業したが、全職種では 2005 年で 225,479 人(3.1%)、2006 年で 205,166 人(2.7%)、2007 年で 250,367 人(3.2%)が不足している状況が続いた。

3)雇用許可制の導入(2004 年～現在)

産業研修制度の問題は制度設立当初から指摘されていた。1995 年 1 月には、ネパール人労働者 13 名がソウルの繁華街にある明洞教会において韓国人事業主の非人道的待遇等に抗議するデモを行い、これが世論を動かして根本的な解決につながる制度導入の必要性が提起された。その具体案として労働部は 1995 年に雇用許可制導入の必要性と関連法の制定を発表したが、他の関連機関・組織の反対を受けて立法作業は難航した。1996 年に「雇用許可制法案」が国会へ提出されたが審議未了に終わり、その後の通貨危機により制度化の動きは中断される(注7)。2002 年 11 月になって議論が再開され、労働部が主張した雇用許可制の全面実施ではなく、移行処置として産業研修制度を 2006 年まで残すことになった。法案は 2003 年 7 月に国会を通過した(「外国人労働者の雇用等に関する法律」)。これにより、2004 年 8 月から雇用許可制が施行された。

労働力が不足している韓国内企業が外国人労働者を合法的に雇用できる制度であり、外国人労働者の就業および管理を国が直接担当し、韓国人の雇用機会の保護と同時に中小企業の労働力不足を解決することが狙いであった。また、外国人労働者の就業を効率的に管理するシステムを構築することも目的としていた。

主な内容は、①労働力不足業種・職種に対する適正規模の外国人労働者の就業、②韓国人の

労働者を募集する努力義務を賦課する等、韓国人の雇用保護、③海外での就業者募集時の収賄防止を目的とした公共機関による外国人労働者の決定、④最低賃金等、韓国人と同等の労働関連法の適用、⑤定住化防止を目的とした就業期間の設定(3年)、⑥事業所の休業、廃業などに伴う正当な解雇以外の外国人労働者の事業所変更の原則的な禁止、⑦不法雇用事業主に対する一定期間(3年)の外国人労働者の雇用制限、の7つである。その他に救済処置として 2003 年 9 月から 2004 年 2 月の期間に自ら出国した不法滞在者のうち、雇用許可制の手続きに基づき雇用契約が締結された者に限って査証発給認定書が発給されることになった。

雇用許可制は一般雇用許可制と特例雇用許可制に分かれる。その違いは表2-5の通りであり、それぞれ対象者および就業手続き等が大きく異なっている。就業者の国籍別の人数をみると一般雇用制ではベトナム、フィリピン、タイ、モンゴル、インドネシア、スリランカの順である。中国からの就業が許可されたのは 2008 年からであるが(注8)、韓国内に縁故のある中国朝鮮族に限って雇用許可が与えられたのが特例雇用許可制である。これにより就業した中国朝鮮族は主に建設業とサービス業に従事したが、2006 年以降は製造業への就業も増加している。

表 2- 5　一般雇用許可制と特例雇用許可制の比較

区分	一般雇用許可制	特例雇用許可制
滞在期間 (就業期間)	3年 ＊ 非専門就業ビザ(E-9)で入国し、入国日から3年間就業可能（事業主が要請した場合、再雇用可能）	3年 ＊ 訪問就業ビザ(H-2)で入国後、3年間就業（事業主が要請した場合には再雇用可能）
対象要件	韓国語試験および健康検診等の手続きを経て求職登録した者	中国、旧ソ連地域に居住する外国籍同胞
就業許可業種	製造業、建設業、サービス業、農畜産業、漁業などの外国労働力政策委員会で定める業種	一般雇用許可制における許可業種に加え一部のサービス業が追加
就業手続き	韓国語試験→雇用契約非専門就業ビザ(E-9)で入国→就業時教育→事業所で就業 （事業所変更には制限）	訪問就業ビザで入国→就業教育→雇用支援センターの斡旋または自由に求職→勤労契約締結後に就業 （事業所変更に制限はない）
事業主の 雇用手続き	韓国人への求人努力義務→雇用支援センターに雇用許可申請→雇用許可書発給→雇用契約後雇用 ＊ 勤労開始届出は不要	韓国人への求人努力義務→雇用センターから特例雇用可能確認書発給→勤労契約→勤務開始および勤労開始申告 ＊ 勤労開始申告が必要
事業所別 雇用許可人数	事業所規模別に外国人労働者雇用許可上限設定	一般外国人労働者雇用許可人数以外、外国籍同胞を追加雇用可能(建設業、サービス業除外)

資料：韓国雇用労働部『雇用労働部業務便覧』2010、p.265

第 4 節　2007 年の訪問就業制の導入と中国朝鮮族の受入実績

1)訪問就業制の導入

中国朝鮮族が従来の制度的制約を緩和されて韓国へと大量に流入した契機は、2007 年の「在外同胞法」施行令の改正によって導入された訪問就業制である。その主な内容は、①アメリカ、日本に居住する同胞と中国および旧ソ連地域等の居住同胞の間にあった国内出入国と滞在活動範囲等の待遇格差の解消、②現行制度の改善により同胞の韓国への出入国の自由度を高めることである。その具体策として出入国管理法施行令が改訂され、訪問就業(H-2)の滞在資格が新設された。これにより中国および旧ソ連地域の朝鮮族が在外同胞として正式に認定され、中国朝鮮族の韓国への出稼ぎが本格的に増加するようになったのである。

訪問就業制は、従来から入国が可能であった韓国内に親戚のある中国朝鮮族（親戚招聘による）のみではなく、親戚のいない「無縁故同胞」にも適用される制度である。ただし、短期間に入国・就業が集中することで労働市場が混乱することを防止するために、無縁故同胞の年間最大受入数は「外国労働力政策委員会」で決定されることになった（注9）。

訪問就業ビザ(H-2)は4年10か月間有効の数次ビザであるが、1回につき最長3年間の滞在期限があるため 3 年後には必ず出国する必要がある。一度出国すれば、別途の手続き等はなくても再入国が承認される。連続5年間以上の滞在が永住権申請の要件があるため、それを阻止するためと考えられる。

就業許可業種については導入初期段階では単純労務分野(32 業種)のみであったが、現在は38 業種の分野に広げており、農業、漁業、製造業、建設業、卸売および小売業、廃棄物処理·原料再生および環境復元業、家庭用品および機械設備卸売業、小売業の一部、運輸業とサービス業の一部など比較的単純労働の業種が中心である。これらは韓国標準産業分類の 50%以上の業種を占めている。

表2-6は訪問就業制が導入された 2007～2016 年度までの中国朝鮮族の受入人数の推移を示したものである。10 年間で延べ 28 回にわたって受入を行っている。選抜の方法は、最初の 2007 年には 25 歳以上の年齢で、「実務韓国語能力試験」50 点以上の合格者から選抜し、22,863 人が受入れられた。次の 2008 年前期では韓国語試験合格者 39,081 人と前年の試験合格者で抽選漏れの2,173人を合わせた41,254人から11,876人が選抜された。選抜率は29%である。このように、4年間は年間2万人台であった。

表 2- 6　訪問就業制による朝鮮族受入人数の推移

単位：人

年度	1回目	2回目	3回目	4回目	合計
2007年	22,863	—	—	—	22,863
2008年	11,876	11,876	—	—	23,752
2009年	12,800	12,703	—	—	25,503
2010年	17,850	—	—	—	17,850
2011年	12,000	30,000	—	—	42,000
2012年	20,000	20,000	25,000	30,000	95,000
2013年	30,000	40,000	40,000	40,000	150,000
2014年	1,155	2,000	2,000	8,047	13,202
2015年	15,000	4,996	6,296	4,818	31,110
2016年	4,910	4,649	6,339	10,039	25,937
合計	148,454	126,224	79,635	92,904	447,217

資料：「訪問就業制度選抜結果」各期

しかし、2011 年からは韓国語試験を省略し、インターネットによる申し込みをもとに抽選する方法に簡素化された。選抜人数も2倍の 42,000 人となり、2012 年からは4回の選抜が行われ、2012 年には95,000人、2013年には15万人が選抜された。また、2011年からは、訪問就業に加え、「技術教育」という資格が新設され、後者は 49 歳未満という年齢制限がつけ加えられた。そして、2014 年からは「技術教育」資格に一本化している。

2013 年末において訪問就業資格を有する朝鮮族滞在者は 240,178 人であり、同年 12 月末に選抜された入国予定者 7 万人を加えると 2014 年度の滞在予定者は制限人数 303,000 人を超える

ため、2014 年の第1回目は選抜人数を低く抑えている。その後、2016 年末まで年間 4 回選抜を行っているが、導入人数は激減しており、年間の受入人数は 2011 年の水準を超えていない。この結果、訪問就業制度実施以来 10 年間の累計で中国朝鮮族の入国者数は 447,217 人となっている。

訪問就業制は 2007 年の施行から 10 年が過ぎ、朝鮮族にとって身近な制度となり、学術的にも様々な評価がなされている。それらを概観すると、まず中国、旧ソ連同胞への差別解消がなされたことに対する評価がある。また、労働力として適正年齢区間(25～49 歳、雇用許可制は 18～39 歳)を設けていることもプラスの評価となっている。韓国語能力試験を省略したことで、試験ロビー、代替試験等の問題が解消されたことに注目するものもある。

一方、未だ様々な課題も指摘されている。例えば、訪問就業希望者はいつ渡航・滞在許可が下りるか知らされておらず、長期間待機させられることが多い。また、渡航・滞在許可を必ず取得させると詐称するブローカーの存在や医療保険等の不備、雇用契約書が未整備である雇用環境が多いこと、保険加入などの監督システムの不備などが主要な課題として指摘されている(李ボンチョル[2014])。

2)資格変更による在外同胞資格の激増

ここで注目されるのが、在外同胞資格(F4)による滞在者の急増である。出入国管理法による在外同胞資格は 1999 年に設けられたが、2007 年までの実績はわずか 8 名のみであった。その後、2008 年から 2016 年までをみると、年間入国者数は最大でも 8,388 人に過ぎず、累計でも 39,866 人に過ぎない(**表2-7**)。しかし、他の滞在資格から在外同胞資格へと変更した人数は 2016 年までに 23 万人を超え、2016 年末時点での在外同胞資格滞在者数は 275,342 人(男 135,004 人、女 140,338 人)で在留ビザ取得者の中では最も多くなっている。

表 2-7 在外同胞資格所持者の入国数

単位：人

年度	入国者数
2008年	1,014
2009年	3,007
2010年	1,718
2011年	4,667
2012年	7,130
2013年	8,388
2014年	4,417
2015年	1,477
2016年	8,040

資料：韓国「出入国統計年報」各年

これは、大きく4種類に区分することができる。第一は、大学卒業生に発行する事務職ビザ(2009 年 12 月から)である。これは主にハイレベルの専門人材を確保するための動きである。事務職ビザ所持者は単純労働への従事を禁止されていたが、2016 年 2 月以降労働力不足の製造業にのみ就業できるように緩和された。

第二は訪問就業滞在資格であり、農畜産業、漁業、ソウル・京畿道以外の製造業に 2 年従事後、変更される製造業ビザ(2011 年 8 月から)である。これは特に労働力を必要とする地方の製造業の労働力確保のための制度である。

第三は60歳以上の朝鮮族に発行する高齢者同胞ビザ(2013年9月から)である。就業範囲はサービス業のうち家政婦、看病人(介護者)である。

最後は短期滞在資格あるいは訪問就業資格者が指定範囲内の技能資格(例えば料理技能士、機械設計技師、自動車修理技師)を取得すると発行される「資格証同胞ビザ」である。取得した技能資格の内容に準ずる仕事に就くことを求められが、現状では長期滞在の手段として使われており、製造業に就業する者が多くみられる。

3)現在の中国朝鮮族の滞在資格と特徴

2016年度末現在、韓国に滞在している外国人は204万9,441人に達し、韓国人口(5,169万6,216人)の4.0%と、2012年から毎年増加している。その内訳をみると、中国(49.6%)からの渡航者が一番多く、そのうち朝鮮族は62万7,004人である。その次はベトナム(7.3%)、アメリカ(6.8%)、タイ(4.9%)であることが確認できる。

また、朝鮮族の滞在人口における男女差はあまりなく、滞在資格を見ると、在外同胞(43.9%)、訪問就業(37.1%)、永住(12%)、結婚移民(2.8%)の順である。また2016年には、在外同胞資格所持者が27万人以上、訪問就業人数は23万人以上で、在外同胞資格者が訪問就業者を始めて上回った。訪問就業ビザの5年未満期間限定に対し、在外同胞資格は期間が定めていない、より安定的な滞在資格であり、朝鮮族労働者はより安定した滞在をしていることがわかる(表2-8)。

表2-8 朝鮮族滞在資格別区分(2016年)

単位：人、%

滞在資格		人数	割合
在外同胞	F 4	275,342	43.9
訪問就業	H 2	232,578	37.1
永住	F 5	75,307	12.0
結婚移民	F 6	17,407	2.8
居住	F 2	10,845	1.7
訪問同居	F 1	8,897	1.4
短期訪問	C 3	4,758	0.8
非専門就業	E 9	746	0.1
その他		579	0.1
技術研修	D 3	259	0.0
留学	D 2	168	0.0
同伴	F 3	62	0.0
一般研修	D 4	56	0.0
合計		627,004	100.0

資料：韓国法務部『出入国統計年報』2016年

年齢構造をみると50歳代が26.8%と最も多く、次に60歳以上が21.2%、40歳代が20.1%であり、中高齢層がおよそ70%と多い。しかし、訪問就業制など政策の年齢制限が引き下げられていることもあり、20歳代と30歳代も増加傾向にあり、さらに乳幼児も少しずつ増加している(表2-9)。

表 2- 9 朝鮮族の年齢別滞在人数(2016 年)

単位：人、％

年齢	滞在者数	比率
0－9	7,997	1.3
10－19	2,191	0.3
20－29	69,739	11.1
30－39	115,984	18.5
40－49	130,773	20.9
50－59	167,696	26.7
60歳以上	132,624	21.2
合　　計	627,004	100.0

資料：韓国『出入国統計年報』2016年

第 5 節 小括

韓国は「漢江の奇跡」とソウルオリンピックを契機に急激な経済成長をとげ、1990 年前後から労働力不足問題が顕在化した。なかでも建築業と製造業などの単純労働者が不足し、企業規模では中小零細企業で深刻であった。

この労働力問題の緩和のために、韓国では産業技術研修制、就業管理制、雇用許可制、訪問就業制など労働力受入政策を順次導入することになった。これら政策の導入の背景や内容を整理し、中国朝鮮族労働者の制度利用の実績を考察した結果は以下の通りである。

まず、1991 年に導入された産業研修制度は実質的に中国朝鮮族を労働力として導入することを進めるものであったが、制限が大きいためにその多くは不法滞在者化を強いられている。2002 年の就業管理制度は中国朝鮮族を誘致するための初めての制度であり、サービス分野における就業が認められた。ただし、就業手続きの煩雑さが原因で、やはりかなりの不法滞在者を生み出した。一方、2004 年にこの制度を利用して入国した朝鮮族労働者は 5,264 人で、その前年度のサービス不足人数 5,908 人をほぼ解消したと評価できる。

2007 年の訪問就業制度は「在外同胞法」の改正による産物である。中国朝鮮族を「在外同胞」と認め、韓国に縁故があるか否かを問わず、韓国と中国間を往来することができるようになった。その意味で、この制度は中国朝鮮族を故郷に受入れる制度として高く評価され、最も利用されている。

以上の在留資格制度の緩和の下で、中国朝鮮族はより安定した身分で働けるようになった。訪問就業制度の導入は、朝鮮族を従来の親戚訪問からの不法滞在化、産業研修生からの不法滞在化という流れから救い出し、朝鮮族労働者を「同胞」として位置づけることができた。このことは出稼ぎ労働者の滞在方式にも影響を及ぼしている。高額の手数料を支払って渡航してから不法滞在者に転落すると、一時帰国が不可能となり長年間の韓国在住を余儀なくされたが、現在では安定した身分で自由往来しながら長期間にわたり出稼ぎができるようになっている。

また、韓国の労働市場の側面からは外国人労働者が不可欠となっており、当初の研修生身分から雇用形態へとかじを切ることでその導入を本格化し、不法滞在者を払しょくすることができた。なかでも、朝鮮半島を母国とし言語も同一である中国朝鮮族は最も労働力として適切であった。就業に当たっては国内労働者保護のために業種が制限され、労働力が不足している建築業、製造業、

サービス業を対象とし、なかでも中小規模企業への就業を奨励している。朝鮮族の出稼ぎ労働者はこのような制度に適応しながら、自らの出稼ぎ希望を満たしつつ、2016 年には韓国経済活動人口の 2.4%を占めるまでになった。

一方、このような制度の変化のなかで、朝鮮族出稼ぎ労働者はどのようなアクションをとり、その就業・生活はどのような様相を示しているかについても議論する必要があるが、この点については次章で紹介する。

注

(注1) 日本における「3K 産業」と同様の言葉で、3D とは dirty, difficult, dangerous(汚い、きつい、危険)を指す。

(注2) 「生産および関連職従事者」は①地下および地上より鉱物、石油および天然ガスを採取、処理する関連活動に従事する②製造活動に従事する③道路、構造物、機械およびその他製品の建設、維持および補修作業に従事する労働者を意味する。(第 3 次韓国標準職業分類、1974 年)

(注3) 1998 年2月28日の「ハンギョレ新聞」による。

(注4) 韓国では 1999 年に「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」(以下「在外同胞法」とする)が公布、12 月に施行された。2015 年 1 月の最新版まで 15 回に改正されてきた。2004 年に改正された同法は、外国人労働者の受入政策における憲法的な存在であるといえる。当初、同法案第 2 条1第 2 号および同法施行令第 3 条1は 1948 年の韓国政府成立以前に海外に移住した者およびその親族を「在外同胞」の範疇から除外していた。それに対し、1999 年 8 月 12 日に法案が韓国臨時国会を通過した直後、中国朝鮮族の趙氏他 2 人1が当該法律で定める便益を得られず人間としての尊厳と価値および幸福追求権(韓国憲法第 10 条)、平等権(韓国憲法第 11 条)を侵害されたと主張し、韓国憲法裁判所に提訴した。これに対し、2001 年 11 月末に憲法裁判所では原告側の主張を認め、韓国憲法第 11 条の平等原則に違反するとして「在外同胞法」の「憲法違反」との判決を下した。そして、2003 年 12 月末までに法律および関連法令、規則の改正を求めた。

(注5) 2003 年 3 月に、滞在 4 年未満の不法滞在外国人 22 万 7,000 人に対して、合法化処置が施行された (外国人労働者の雇用等に関する法律、付則第 2 条)。

(注6) このビザは F-1-4 であり、就業ビザは E-9 という。年齢制限は 2003 年 5 月に 30 歳以上に引下げられた。就業可能業種は飲食業、事業支援サービス業、社会福祉業、下水·廃棄物処理および掃除関連サービス業、個人看病人および世帯内雇用活動等サービス業に限られる。

(注7) 補完策として 2000 年 4 月 1 日から研修就業制が実施されている。従来は研修期間 2 年を経た後に 1 年間就業できたが、研修期間を1年に短縮して就業期間が2年となった。

(注8) 中国からの就業は 2008 年 8 月の「中韓首脳共同声明」第 13 条において「両国政府間の合意により雇用許可制を実施し、両国の労務労働力の合法的な権益を保護する」とされて、ようやくその道が開かれた。

(注9) 外国労働力政策委員会は外国人勤労者の雇用管理および保護のために 2003 年に設置された韓国国務総理室所属の審議、議決委員会である。外国人勤労者関連基本計画の樹立、導入業種と規模、送出国家の指定などがその内容である。ただし、国別割当は法務部長官によって決定される。

第 3 章　中国朝鮮族の韓国出稼ぎとその性格

第 1 節　本章の課題

中国・韓国間の国交樹立後、韓国政府は中国人の不法滞在と国内における労働力不足を解消を目的として、90 年代初頭から 20 年間にわたり産業研修制、雇用許可制、訪問就業制などの諸制度を創設してきた。その結果、韓国の外国人労働者数は激増し、韓国統計庁の「住民登録人口統計」によると 2016 年末現在で、滞在外国人は204万9，441人で韓国人口5,169万6,216人の3.7%を占めるに至った。特に韓国内での朝鮮族滞在者数は62万 7,004 人に上り、これは中国朝鮮族総数のおよそ 30%に相当する人数である。

しかし、朝鮮族の韓国出稼ぎに関する研究は外国人労働力としての制度評価が中心（佐野[27、30]、白井[34]、宣[37]など）である。その実態に関しては現段階における状況の分析(李[275]、許[6]など)のみにとどまっており、出稼ぎ労働者の年齢、学歴、渡航理由、職種などはここ 20 年間、大きく変化しているにも関わらず、入国から現在までの滞在資格の変化、就業状況、生活環境等を動態的に把握するような研究は見当たらない。そこで本章では外国人労働者に対する韓国側の政策の変化に対応した韓国への移動、出稼ぎの実態を把握することによって彼らの性格を明らかにするのを目的とする。

第 2 節　出稼ぎ労働者の概要

調査対象者は 50 名であり、いずれも中国から韓国への渡航経験者である。現在も韓国に滞在する者がほとんどであるが、4名が現在は中国に居住している。またこの中にはいくつかの世帯を含んでいる。調査対象者 50 人のうち、男性が 24 人、女性が 26 人である。年齢層をみると 70 歳台が 1 人、60 歳台が 6 人、50 歳台が 10 人、40 歳台が 7 人、30 歳台が 21 人、20 歳台が 5 人であり、平均年齢は 44 歳である。30 歳台が 42%を占めて最も多いが、これは訪問就業制度の影響が大きく、この中には資格を在外同胞に変更したものも含む（**表3-1**）。

表 3- 1　調査対象者の滞在形態（2016 年 3 月現在）

単位：人

年齢階層	合計	韓国籍		永住権		在外同胞		訪問就業		結婚移民		不法滞在	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
70歳以上	1	1											
60歳以上	6		1			3	2						
50歳以上	10	2	2	1	2	1		1					1
40歳以上	7			3	1	2			1				
30歳以上	21		3		3	2	1	4	7		1		
24歳以上	5			1		2	1	1					
合計	50	3	6	5	6	10	4	6	8		1		1

資料：筆者作成

学歴は大学・短大卒以上が 8 人、高卒レベルが 9 人、中卒が 23 人、小卒が 10 人である。韓国政府が高学歴人材の受入を推進していることを反映して、大卒・短大卒以上の高学歴者が 8 人いるが、中卒者以下が 33 人と多く、全体としては低学歴層が中心である（**表3-2**）。

滞在期間は、1994 年から 2016 年の範囲であり、すべての出稼ぎ労働者は当初の渡航時の滞在資格とは異なった滞在資格の取得や滞在期間の延長を行っている。現在の滞在資格では不法滞在者はほとんどおらず、ほぼ法的な滞在資格を所持していることがわかる。

表 3- 2　調査対象者の学歴(2016 年 3 月現在)

単位：人

年齢階層	合計	小卒		中卒		高卒		中専卒		短大卒		大學中退		大卒	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
70歳以上	1	1													
60歳以上	6	2	2		1	1									
50歳以上	10	3	1	2	2		2								
40歳以上	7	1		4	2										
30歳以上	21			3	7	1	1	1	2		2		1	1	2
24歳以上	5			2		1								1	1
合計	50	7	3	11	12	3	3	1	2		2		1	2	3

資料：筆者作成
注：中専は専門学校で、中卒の際、高校代わりに進学し、専門技術を学ぶ.

調査対象者の出身地域は朝鮮族集居地域である吉林省が多く、6 人(No.15、No.31、No.33、No.41、No.42、No.44)以外の 44 人である。現居住地は主にソウル市およびソウル周辺の京畿道である。具体的には京畿道に 30 人、ソウル市に 9 人、仁川市に 1 人であり、ソウル圏には 40 人、80%が居住・就労している。その他の地域では、釜山市を含めた慶尚南北道に 4 人と忠清南道に 1 人、全羅北道に 1 人であり、この6人がソウル圏外で就労・生活している。なお、中国には4人が在住し、そのうち高齢者層は早くから帰国して生活拠点を中国に移しているが、現在も韓国の滞在資格を持っているため、中国と韓国の間を行き来している。またNo.29 は夫と息子と 3 人で韓国に居住していたが、中国で商売を始めるため帰国している。ただし、韓国の永住権を取得している。No.39 の場合は北京で生活・就業しているが、韓国に住む親戚が多く、その冠婚葬祭に出席するために訪問就業ビザを取得している(表3-3)。

表 3- 3　調査対象者の戸籍地と現住地(世帯別)

世帯	個人番号	続柄	戸籍地	現住地	同居人
A	1	本人	吉林省永吉県	京畿道安山市	息子、嫁
	9	A-1	同	ソウル冠岳區	妻、息子
	17	妻	同	同	夫、息子
	47	息子	同	同	両親
	11	A-2	同	釜山市	寡婦
	13	A-3	吉林省公主嶺市	同	夫、娘、息子
	21	A-4	吉林省永吉県	京畿道安山市	父親、妻
	26	妻	吉林省万昌鎮	同	義理の父親、夫
B	2	本人	吉林省永吉県	吉林省永吉県	妻
	6	妻	同	同	夫
	27	B-1	同	京畿道楊州市	夫は中国
	33	B-2	遼寧省瀋陽市	京畿道楊州市	住込
C	7		吉林省永吉県	京畿道議政府市	夫
D	3		吉林省万昌鎮	京畿道安山市	妻
E	4	本人	山東省胶州市	京畿道安養市	娘、孫
	19	E-1	吉林省八虎鎮	同	母親、甥っ子
	24	E-2	山東省胶州市	京畿道平沢市	住込
	45		吉林省永吉県	京畿道安山市	住込
F	8	本人	吉林省孤店子鎮	京畿道安養市	寡夫
	35	F-1	同	京畿道龍仁市	夫
	41	夫	黒竜江省鶏西鎮	同	妻
	46	F-2	吉林省孤店子鎮	同	妻、息子
G	10	本人	吉林省孤店子鎮	京畿道平沢市	息子、嫁、孫
	38	G-1	同	同	母親、妻、娘
	49	息子	同	同	住込
H	14		吉林省孤店子鎮	全羅北道	離婚
I	5	本人	吉林省永吉県	忠清南道	妻は中国
	34	I-1	吉林省永吉県	京畿道安山市	夫
	40	I-2	吉林省永吉県	ソウル市衿川区	彼氏
J	12		吉林省永吉県	京畿道安山市	母親、妻
K	15		黒竜江省双豊鎮	京畿道富川市	夫
L	16		吉林省永吉県	仁川市	妻、父、義理の両親
M	18	本人	吉林省万昌鎮	京畿道安山市	妻、息子
	23	妻	同	同	夫、息子
	50	息子	同	同	両親
N	20		吉林省五里河鎮	ソウル市永登浦区	婚約者
O	22		吉林省五里河鎮	ソウル市冠岳区	妻、息子
P	25		吉林省永吉県	京畿道水原市	夫、息子
Q	28		吉林省吉林市	京畿道安山市	独身
R	29		吉林省永吉県	山東省青島市	夫、息子
S	30		吉林省万昌鎮	ソウル市永登浦区	夫、息子
T	31		黒竜江省五常市	ソウル市衿川区	夫、息子
U	32		吉林省万昌鎮	京畿道安山市	離婚
V	36		吉林省通化市	慶尚南道蔚山市	独身
W	37		吉林省河湾子鎮	京畿道光明市	夫、娘二人
X	39		吉林省孤店子鎮	中国北京	一
Y	42	本人	山東省威海市	慶尚北道安東市	妻は中国
	44	Y妹	黒竜江省牡丹江市	ソウル市江南区	夫
Z	43		吉林省盤石市	京畿道安山市	両親、妻、娘
α	48		吉林省延辺州	京畿道富川市	両親

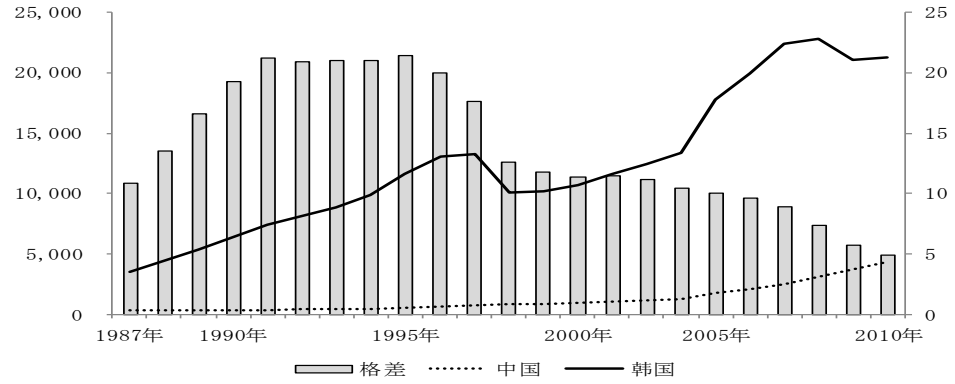
資料：筆者作成
注：国籍取得者に関しては、国籍取得直前の戸籍所在地を示す。

50 人のうち、13 人が韓国で一人暮らしをしている。その中には未婚者 2 人、離婚者 3 人、配偶者と死別 2 人、住込み 3 人であり、配偶者と離れて生活をしているのは 3 人のみである。その他の 37 人は総勢 69 人の家族と一緒に生活しており、一世帯当たりの同居人数は 2.9 人である(注1)。

第 3 節　出稼ぎ労働者の韓国への移動理由とその経路

1)出稼ぎ労働者の滞在資格の変化

中国朝鮮族による出稼ぎは門戸開放により海外との交流が少しずつ進むことによって人々は海外との経済格差に気がついた。図3-1は中国と韓国の 1987～2010 年までの一人当たり国民総収入の推移を示している。1987 年の韓国の一人当たり GNI は中国の 10.1 倍であったが、1988 年のソウルオリンピック以後にはその差がさらに広がり、1991 年には 21 倍にもなっている。1997 年の経済危機以降、その差は徐々に縮小しており、2010 年には 4.9 倍となっている。このような格差の存在が中国朝鮮族による韓国への出稼ぎの原動力となった。



資料：世界銀行ホームページ、アクセス日：2017.12.01

図 3-1　中韓両国の一人当たり国民総収入

調査対象者 50 人による、韓国への初渡航時の滞在資格は、親戚招聘が 17 人、産業研修制によるものが 7 人、訪問就業制によるものが 13 人、在外同胞の資格が 5 人、その他(旅行、留学、密入国等)が 8 人である(表3-4、表3-5)。早い時期では親戚招聘や産業研修制度を利用した者が主であったが、いずれも短期滞在資格であった。親戚招聘は滞在期間が 3 ヶ月のみで就業はできない。また産業研修生は滞在期間が 2 年間であるが給与水準は低い。そのため産業研修制度および親戚招聘による滞在者はより多くの給与所得を求めて不法滞在による長期滞在・就業をすることが多かった。

調査対象者 50 人のうち、不法滞在期間があるものは 19 人、延べ 23 回である。親戚招聘で入国した 19 人のうち、2003 年以前に入国した 12 人はすべて不法滞在期間がある。一方、産業研修制度で入国した 8 人もすべてが不法滞在者へと転落する。これに対する韓国政府の一連の対策の結果、2007 年から訪問就業者は期間が限定されているものの滞在資格を持つことができ、この時期に 34 人は比較的安定した滞在資格を有するようになっている。これにより不法滞在者は大幅に減り、現在の滞在資格は 50 人のうち、国籍取得 10 人(うち申請中 1 人)、永住権 10 人、結婚移民 1

人、在外同胞 13 人、訪問就業制 15 人であり、不法滞在者は 1 人に過ぎない。このような滞在経歴の中で、以下では調査対象者の現在までの就業形態の推移、職種や月給の雇用条件の変化、住居など生活環境の変化などを明らかする。

表 3- 4　滞在経歴（40 歳台以上）

単位：回

項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
その他								旅行1			密入3	密入3				短期1		密入1				旅行1		
親戚招聘	1	1		1		1	1	3	1	1			3	1			1		1		1		1	
産業研修制											1	1	1		1						3			
不法滞在	2	2		2		2	2	2		2	2, 4	2, 4	2, 4		2	2		2			2, 4	2		
訪問就業制		3	1	3	1	3		4	2		5	5	5	2	3	3	2	3	2		5	3	2	1
在外同胞		4	2		2	4	3							3				4		1				
永住				4				5	3								3		3		6	4		2
帰化	3			5								6	6		4	4								

資料：筆者作成
注１）番号は滞在資格別の順番を示している。したがって、滞在中に資格変更した時にはカウントされる。
注２）塗りつぶしは1回目の入国時の滞在資格を示す。

表 3- 5　滞在経歴（40 歳台未満）

単位：回

項目	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
その他				同胞1								留学1 同胞3	結婚 移民1				旅行１									
親戚招聘							1	1			1										1	1				
産業研修制	1				1	1																				
不法滞在	2				2	2						2														
訪問就業制		1	1	2	3	3		2		1	2	4		1	1		2	1	1	1	2				1	1
在外同胞									1							1							1	1		2
永住		2			4			3														2				
帰化	3					4	2																			

資料：筆者作成
注１）番号は滞在資格別の順番を示している。したがって、滞在中に資格変更した時にはカウントされる。
注２）塗りつぶしは1回目の入国時の滞在資格を示す。

2)チェーンマイグレーションの効果

表3-6の右側部分ではチェーンマイグレーション（倉持[13],pp.64）は現れていない。最初にできた産業研修制度やその後の訪問就業制度、在外同胞制度を利用している。両親や親戚の伝手はなく、制度を利用しているが、周囲にはすでに渡航している友人・知人が多数居住していた。

表3-6の左側部分はチェーンマイグレーションを行った事例である。まずA(No.1)とB(No.2)と C（No.7）は実の兄弟であり、祖父母世代が居住していた地域に、韓国人の親族（従兄弟世代）が現在も居住を続けている。A(No.1)の息子A-2(No.11)と娘のA-3(No.13)が 1994 年に産業研修制度を利用し渡航することで、A 家族と従兄弟である韓国人が連絡を再開し、Aは 1996 年にその従兄弟の招聘という形で出稼ぎに向かった。A(No.1)は 2000 年にB(No.2)とB妻(No.6)を親戚訪問資格で韓国に呼び寄せた。その後、A-1(No.9)とA-1 の妻(No.17)、そしてA-4(No.21)が同じく招聘され、韓国へ渡航した。A-4 の妻(No.26)が渡航した 2009 年には親戚招聘ではなく、訪問就業資格を取得し渡航している。A-1 の息子(No.47)は大学卒業後、北京の韓国系企業に就職したが、両親の傍に居ようと思い 2013 年から韓国で同居するようになっている。C (No.7)はAと同様のケースであるが、夫の親戚の招聘で 2000 年に韓国に渡航する。

またE(No.4)とF(No.8)とG（No.10）は実の姉妹である。E(No.4)は次女が韓国人と結婚して移住したことを契機に、この次女の招聘により 1999 年に初渡航し、2013 年に永住権を取得している。E(No.4)の長女であるE-1(No.19)も妹の招聘で渡航し、E(No.4)の長男であるE-2(No.24)とその妻は(No.45)永住権を取得した母 E(No.4)による招聘で渡航を果たした。F(No.8)は韓国人のいとこによる招聘で

2009 年に渡航した。永住権を取得してから息子(F-2,№.46)と娘(F-1,№.35)を招聘し、その後、娘と息子はそれぞれ結婚し、各自生活している。G(№.10)はF(№.8)と同じいとこに招聘してもらい、2004 年に渡航したが、そのまま不法滞在を続けて現在に至っている。理由は、韓国側の不法滞在者救助政策があるものの、この制度への不信感をもっており、二度と韓国に入国できないことを恐れているためである。その上、現に就業の継続に支障ないからでもある。2 人の息子を招へいできる親戚はいないが、それぞれが訪問就業制度を利用し、2013 年(G-1,№.35)と 2014 年(G-2,№.46)に韓国へ渡航し、現在は母親と一緒に生活している。

表 3- 6 チェーンマイグレーションの効果

世帯	続柄	番号	性	年齢	渡航年
A	A-2	11	男	55	1994
	A-3	13	女	53	1994
	A本人	1	男	76	1996
B	B本人	2	男	69	2000
	B妻	6	女	63	2000
A	A-1	9	男	57	2003
	A-1妻	17	女	50	2005
	A-4	21	男	45	2007
	A-4妻	26	女	39	2009
	A-1息子	47	男	27	2013
C	C本人	7	女	62	2000
E	E本人	4	女	66	1999
	E-1	19	女	46	2003
	E-2	24	男	41	2013
	E-2妻	45	女	31	2014
F	F本人	8	女	59	2009
	F-1	35	女	35	2014
	F-2	46	男	27	2013
G	G本人	10	女	57	2004
	G-1	38	男	34	2013
	G-2	49	男	27	2013
D	D本人	3	男	67	2007
J	J本人	12	男	54	2007
M	M本人	18	男	47	2008
	M妻	23	女	44	2008
	M-1	50	男	24	2012
O	O本人	22	男	45	2007
T	T本人	31	女	38	2005
W	W本人	37	女	34	2012
Z	Z本人	43	男	33	2013
α	α本人	48	女	27	2013

世帯	続柄	番号	性別	年齢	渡航年
B	B-1	27	女	39	2013
	B-2	33	男	37	2013
F	F-1夫	41	男	33	2010
H	H本人	14	男	53	2003
I	I本人	5	男	64	2001
	I-1	34	女	37	2012
	I-2	40	女	33	2013
K	K本人	15	女	52	1996
L	L本人	16	男	51	2001
N	N本人	20	男	46	2011
P	P本人	25	女	39	1996
Q	Q本人	28	男	39	2010
R	R本人	29	女	39	1997
S	S本人	30	女	38	1999
U	U本人	32	女	38	2006
V	V本人	36	女	35	2007
X	X本人	39	女	33	2014
Y	Y本人	42	男	33	2015
	Y妹	44	女	31	2014

資料：筆者作成
注：渡航年は家族関係を利用したり、合法的な身分で入国した年となる。

D(№.3)は訪問就業制で 2007 年に韓国に渡航した。子供が 3 人おり、現在は全員韓国で働いている。息子は 1993 年に韓国へ渡航し、長女は 2008 年に渡航、次女は 2009 年に渡航している。D(№.3)は生活拠点を依然として中国に置いているため、夏の短期間だけ韓国に滞在し、子供達と顔を合わせ、小遣い程度の出稼ぎを行っている。

J(№.12)は、妹が韓国人と結婚して 1993 年に移住し、1994 年に帰化していた。その妹は 1994 年に母親を韓国に招聘したが、母親の韓国戸籍が確認されたため 2008 年に国籍を取得している。J(№.12)も長男として母親と同時に帰化申請を行い認められている。

M(№.18)は 2005 年 6 月に密入国し、2007 年 8 月まで不法滞在、2008 年 8 月に再び入国し、訪問就業資格を得ることができた。その妻(№.23)も 2008 年に訪問就業制度を利用して渡航する。そ

の息子(M-1,№50)は高校卒業後、2012 年に両親のもとに渡航し、一緒に生活している。

O(№22)、T(№31)、Z(№43)、α(№48)は両親が韓国に居住しているためにそのもとに身を寄せている。W(№37)は韓国人と結婚して移住している。

第 4 節　出稼ぎ労働者の就業と生活

1)出稼ぎ労働者の就業実態

(1)男性の就業経路と就業の特徴

表3-7は調査対象者のうち、男性出稼ぎ労働者の就業業種の変化を示している。全般的には、朝鮮族出稼ぎ労働者の職種は建築業、農業、製造業、飲食業、サービス業、事務職などが中心であり、自営でこれらの職業につく場合もある。性別によって少し違いがあるが、男性は主に力を要する建築業、農業、製造業への就業が多くみられる。№1、№2、№6(№2 の妻)のような高齢者層は 1990 年代に入国し、養豚、養鶏など地方の農場で就業するケースが見られた。こういった職場での就業の後に建築業等の他職業に転職するのが一般的であり、2000 年代後半からは農場への就業者は見られない。40 歳以上層は製造業に就業するものの、より高い給料、家族とともに生活する時間の確保を目的とし、友人の紹介などを契機に建築業に転職するケースが多い。これに対し、40 歳未満層は製造業に就く者が多い。

№33 の場合、建築業での就業を 3 回も試みたが、体調を崩すことがあり、早起きに弱く重労働にも耐えられないため、製造業での就業に落ち着いた。№50 の場合、事例のうち一番若いにも関わらず建築業に就いたのは、父親が請負工事に従事し、庇ってくれたためである。

表 3- 7　出稼ぎ者の業種変化(男性)

単位：歳

番号	年齢	性別	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目
1	76	男	建築業	農場	建築業	養豚場	養鶏場	養鶏場	建築業	―	
2	69	男	養豚場	養豚場	飲食業	建築業	建築業	建築業		―	
3	67	男	建築業	ゴルフ場	ゴルフ場	養豚場	建築業	人参農場	人参農場	―	
5	64	男	建築業	製造業				―			
9	57	男	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業		―	
11	55	男	製造業	サービス業	サービス業	飲食業	建築業		―		
12	54	男	製造業	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業	―	
16	51	男	製造業	飲食業	飲食業	建設業	運搬業	建設業	建設業	建築業	建設業
18	47	男	製造業	建築業	建築業	建築業			―		
20	46	男	製造業	建築業	建築業			―			
21	45	男	製造業	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業	建築業	飲食業	―
22	45	男	建築業	サービス業	飲食業	飲食業	飲食業	サービス業		―	
24	41	男	製造業					―			
28	39	男	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業		―	
33	37	男	建築業	製造業	建築業	製造業			―		
38	34	男	製造業	製造業				―			
41	33	男	製造業	飲食業	製造業				―		
42	33	男	建築業					―			
43	33	男	飲食業					―			
46	27	男	建築業	製造業	製造業	製造業	製造業			―	
47	27	男	事務職	事務職				―			
49	27	男	製造業	製造業				―			
50	24	男	建築業					―			

資料：筆者作成
注：№7は調査未了

飲食業での就業は少なく、№2 と№16 の場合は妻と一緒に住込みで同じ食堂で働いている。このような場合には、女性は接客や厨房を担当するが、男性は焼き肉用の炭の準備や皿洗い、掃除

など比較的きつい仕事に従事している。No.22、No.43 の場合には厨房のシェフとして技術を持つに至っている。また、No.11 の従事したサービス業は暖房のためのボイラーを修理する技術職である。

No.21 の場合は特殊なケースであり、製造業、建築業、飲食業など広い範囲で就職している。製造業は初渡航の際に産業研修制度を利用したことから配属された会社であり、建築業での就業期間が最も長かったが工事が終了したためのため、次の仕事を探した。最終的には体力に限界を感じ、貯金を元手に中華料理屋を開店し、現在に至っている。

このように、No.41 の特殊な事例や夫婦同伴のケース、技術職、そしてNo.47 の若者が事務職についた以外は、男性の出稼ぎ先はその年齢に関係なく、建築業、農場、製造業を中心としていることがわかる。

表3-8は男性出稼ぎ労働者の就業期間を示している。40 歳台以上層は基本的に出稼ぎ歴が長いため、転職回数が多い。その中でも転職回数が一番多いのはNo.16 の 8 回であり、9 つの就業先を持った。この 23 人の男子出稼ぎ者の平均就職期間は 17.8 ヶ月であった。

表 3- 8　出稼ぎ者の就業期間(男性)

単位：歳、月、回

区分			就職回数									総就職期間	総就職回数	平均就職期間
番号	年齢	性別	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目			
1	76	男	10日	1	4	24	2	6	24	—		61.3	7	8.8
2	69	男	2日	30	6	10日	61	38		—		135.4	6	22.6
3	67	男	19	7	3	0.5	20日	9	9	—		58.2	7	8.3
5	64	男	30	44				—				74.0	2	37.0
9	57	男	4	3	12	3	12	106		—		140.0	6	23.3
11	55	男	3	42	42	15	12		—			114.0	5	22.8
12	54	男	2	6	24	12	18	12	85	—		159.0	7	22.7
16	51	男	10日	5	31	36	12	24	40	16	7	171.3	9	19.0
18	47	男	24	36	21	36			—			117.0	4	29.3
20	46	男	7	6	36			—				49.0	3	16.3
21	45	男	2	14	12	24	14	24	24	44	—	158.0	8	19.8
22	45	男	5	14	37	34	2	44		—		136.0	6	22.7
24	41	男	22				—					22.0	1	22.0
28	39	男	11	8	4	6	9	10		—		48.0	6	8.0
33	37	男	3日	5	1	16			—			22.1	4	5.5
38	34	男	6	12				—				18.0	2	9.0
41	33	男	3	1	19				—			23.0	3	7.7
42	33	男	3				—					3.0	1	3.0
43	33	男	34				—					34.0	1	34.0
46	27	男	1	6	1	15	3		—			26.0	5	5.2
47	27	男	13	5				—				18.0	2	9.0
49	27	男	6	13				—				19.0	2	9.5
50	24	男	44				—					44.0	1	44.0

資料：筆者作成
注：No.14は調査未了

転職回数が最も多いNo.16 を事例として、その就業歴を詳細に見てみよう。No.16 は 2001 年 4 月に渡航し、2016 年 3 月まで 8 か所で就業している。従事した職業は、製造業、飲食業、建築業、運搬業など 4 種類である。韓国へ渡航した際は 3 ヶ月短期訪問(視察)の名目で渡航している。妻は研修生としてほぼ同時に渡航している。夫婦それぞれ 7 万元の渡航手数料を支払う必要があり、前渡し金 3 万元を支払い、残りは農村の住宅を担保に 11 万元を借入した。とはいえ、実際の借入金の支払いは韓国での出稼ぎ収入であった。つまり、夫婦二人の出国経費が 14 万元という高額であり、韓国に入国後に不法就業しなければ支払えないわけであり、出国手続きを代行した業者との暗黙の合意があった。No.16 は韓国に到着後、すぐ親戚を訪問して近くの酒造会社で 10 日ほど就労した。その後、知人の紹介により焼き肉食堂で働いた。夫婦二人で一緒に働き、妻はホールでのサービス、厨房の料理補助などを行い、No.16 本人は焼き鉄板洗いなど比較的重労働に就いた。

5 ヶ月後、近くの別の工事現場で料理担当者を募集していたことから給料が高いため転職している。6ヶ月後、妻はそのまま食堂で働かせ、No.16 本人は友人の紹介によって建築現場での清掃作業などに2年間従事した。このように 3 年程度、働くことで出国経費は全て返済した。その後友人の紹介によって、ソウルの建築会社に勤めることにした。建設現場での内装作業で、日当は前職の雑務より高く、技術も習得できた。4 年後、新聞広告を見て、配送業に転職した。個人事業主としての冷蔵庫配送の請負であり、一台の配送ごとに 18,000 ウォンが支払われたが、配送用の車両やガソリン代などの費用を支払うと手元に残る収入は少なかった。本人は新聞の儲かるという誇大広告を信じるべきではなかったと後悔している。そのため冷蔵庫の配送業は 1 年程度で廃業してソウルに戻り、2011 年春からは前職とは別の会社で建物の内装作業することにした。2015 年 7 月まで 4 年以上同社で勤務を続けた。その後、内装業者として独立して作業を請負い、妻以外に職員2人を雇用している。

(2)女性の就業経路と就業の特徴

一方、女性の就業は、飲食業、サービス業、製造業が主である(表3-9)。その他の職業に就くケースは極めて少なく、No.6 は夫と一緒に養豚場で働いたが、主に軽作業と炊事担当であった。また、建築業に就業した経験があるのはNo.19 とNo.44 であるが、掃除などの軽作業が主であった。No.44 は滞在初期に仲介業者から稼げると言われ農業に就業したが、実際は仕事の強度に比べ収入が少ないと判断し、3 日でやめた経験がある。

表 3- 9　出稼ぎ者の業種変化(女性)

単位：歳

番号	年齢	性別	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目
4	66	女	飲食業	飲食業	飲食業	サービス業	手工業				－		
6	63	女	養豚場	養豚場	飲食業	建築業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業
8	59	女	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業			－		
10	57	女	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業				－		
13	53	女	製造業	飲食業	飲食業	飲食業	サービス業				－		
15	52	女	製造業	飲食業	飲食業	サービス業				－			
17	50	女	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業				－		
19	46	女	建築業	飲食業	製造業	製造業	製造業				－		
23	44	女	建築業	飲食業	建築業	飲食業				－			
25	39	女	製造業	飲食業	飲食業	美容室	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	営業
26	39	女	飲食業	製造業	飲食業					－			
27	39	女	飲食業	製造業	製造業	製造業	製造業	製造業			－		
29	39	女	製造業	飲食業	製造業	製造業	製造業	製造業	飲食業	製造業	飲食業	飲食業	－
30	38	女	製造業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	製造業	製造業	製造業	小売業	小売業	－
31	38	女	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業				－		
32	38	女	飲食業	飲食業	飲食業	飲食業	製造業	製造業			－		
34	37	女	製造業	製造業	製造業	製造業				－			
35	35	女	製造業						－				
36	35	女	飲食業	飲食業						－			
37	34	女	サービス業	サービス業	サービス業					－			
40	33	女	事務職	事務職	事務職					－			
44	31	女	農業	製造業	製造業					－			
48	27	女	事務職						－				

資料：筆者作成
注：No.7, 45は調査未了、No.39は中国に居住.

事例をあげると、No.25(39 歳)は 1996 年 9 月に韓国に初渡航して以来、2016 年 3 月まで 20 年間一度も中国に戻らず、11 回の転職をしている。はじめは出国資金 5 万元の渡航手数料を斡旋業者に払い、産業研修生として釜山の繊維会社において就業した。1 年後に就業先を退職し、母が居

住する慶尚南道蔚山市(1992 年、親戚招聘より渡航)に転居している。2007 年に結婚するまで、およそ 10 年間蔚山市で就業・生活した。最初に就いた職は飲食店(刺身)での接客である。半年後、他の店で働いてみたくなり、近くの飲食店(焼肉)で半年ほど働いた。罹病したため、治療などで 1 年間休職せざるをえなかった。完治後、技術習得を目指して美容室で働いたが、適正がないと思い半年ほどで退職した。その後、飲食店(参鶏湯)で 1 年 3 ヶ月ほど働いたが、肩痛のため退職、次の飲食店(冷麺店)で 1 年 7 ヶ月ほど働いた。しかし、その店が廃業したため、飲食店(刺身)に就業、2 年程働いたが昇給が少ないため、別の夜間営業もしている飲食店(刺身)に転職した。2 年程度働いた後、ソウルで開催される中学校の同窓会に参加するためにソウルに向かった際に不法滞在で摘発され、2006 年末から 2007 年 1 月にかけて 45 日間仁川の刑務所に拘置された。当時韓国に帰化していた中学校時代の友人が結婚相手だと主張したため、1,000 万ウォン程度の罰金支払いで釈放された。その後、蔚山市に戻り、夜間営業の飲食店(刺身)で引き続き働き、2007 年 12 月に正式に結婚した後は、2012 年半ばまでは育児などで就業しなかった。2012 年夏に飲食店(ホルモン焼き)を開店したが経営が行き詰まり、2013 年の春に閉店した。その後、10 時から 14 時までのパートタイムで 1 年ほど働き、2014 年の 11 月からは化粧品の訪問販売員として勤めている。

表 3-10 は調査対象者のうち、女性出稼ぎ労働者の就業期間を示している。女性は男性に比較してより長期間、安定した就業を取るケースが多い。その中でも転職回数が一番多いのは№6 と家に見た№25 であり、11 か所の就業先で働いた。調査を行った 23 人の平均就職期間は 19 ヶ月であった。

表 3- 10 出稼ぎ者の就業期間(女性)

単位：月、回

番号	就職回数											総就職期間	総就職回数	平均就職期間
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目	8 回目	9 回目	10回目	11回目			
4	14	22	18	48	18			―				120.0	5	24.0
6	2日	30	15日	2	1	3	20日	19	36	16	18	126.2	11	11.5
8	2	6	4	38	72	8			―			130.0	6	21.7
10	24	12	18	12	72			―				138.0	5	27.6
13	12	12	12	5	67			―				108.0	5	21.6
15	30	46	12	103				―				191.0	4	47.8
17	12	36	24	36	12			―				120.0	5	24.0
19	3	24	58	4	21			―				110.0	5	22.0
23	49	6	13	12				―				80.0	4	20.0
25	13	18	6	6	15	31	13	6	12	5	19	144.0	11	13.1
26	20	19	34				―					73.0	3	24.3
27	3	24	3	2	4	1			―			37.0	6	6.2
29	18	6	24	18	18	18	4	30	4	18	―	158.0	10	15.8
30	12	24	12	6	17	9	4	52	24	10	―	170.0	10	17.0
31	24	55	12	12	22			―				125.0	5	25.0
32	17	14	19	22	12	6			―			90.0	6	15.0
34	3	16	7	7				―				33.0	4	8.3
35	16					―						16.0	1	16.0
36	19	15					―					34.0	2	17.0
37	6	14	6					―				26.0	3	8.7
40	9	17	6					―				32.0	3	10.7
44	3日	6	4					―				10.1	3	3.4
48	36					―						36.0	1	36.0

資料：筆者作成
注：№7, 45は調査未了、№39は中国に居住。

全体を通していえることは、まず失業者がいないことである。もちろん、各業種のもつ特性により、給料の不安定性は存在する。例えば建築業は仕事の連続性がなく、製造業は会社が受注する量によって生産量が変化し、それに伴い毎日の出勤時間が変動し給与額も変わる。就業先の廃業、事業主との関係悪化、負傷などの客観的な理由を除外すると、事業主より解雇された事例はない。

言い換えれば、合法滞在、不法滞在のいずれにしても自らがより条件の良い職業を選択していることが分かる。また、いずれの退職理由であっても失業手当は一切受け取っていない。この点に関しては労働者の権利意識が低いことが要因であると考えられる。労働者の権利意識が低いままである背景として中国の社会制度と韓国における雇用条件がある。

まず中国では、改革開放以降に、農村と都市間の人口移動は規制が緩和されたものの、戸籍制度および社会福祉保障制度は計画経済時期のまま緩和されなかった。農村からの出稼ぎ労働者は戸籍・社会福祉保障制度上「農民工」と区分され、教育、労働保障、医療、年金等のあらゆる面で都市住民とは異なる扱いをされる。農民工を対象とする社会保障制度は都市のものに比べ年金支給額が低いなど社会制度による恩恵を感じにくい。そのため出稼ぎ先においても社会保障制度に対する関心が薄いままであることが考えられる。

また韓国では、韓国における 4 大社会保険のうち、雇用保険は任意加入、国民年金は相互主義による適用であるが、健康保険（2006 年より）および産業災害保険は加入が義務付けられている。健康保険に関しては外国人労働者を雇用している雇用者は、雇用開始後 14 日以内に管轄の健康保険管理局に申請書を提出しなければならない。その他に、外国人労働者を専用に対象とした保険として「出国満期保険」、「保障保険」、「帰国費用保険」、「傷害保険」など 4 種類がある。いずれの保険も雇用主と労働者間の労働契約関係が効力を派生してからの一定期間内に加入が条件である。しかし、現状では雇用主は「標準勤労契約書」をほとんど発行せず、契約書なしで働くケースが多い。本調査では調査対象のうち、およそ 9 割が「標準勤労契約書」がなく雇用されていることが分かった。そのため外国人労働者向けの保険制度はあるものの、出稼ぎ労働者にとっては利用しにくい状況に置かれている(注2)。

(3)出稼ぎ者の所得と就職経路

図3-2は朝鮮族出稼ぎ労働者の所得変化を示している。建築業はほぼ日給制、製造業、サービス、飲食業は月給制、そして事務職は年俸制が一般的であるが、図 3-2 は月当たりの額に換算して示している。最も早い外国人労働力導入政策である産業研修制度においては特定の会社で一定期間働くことを前提としていたが、給料が非常に低いという実態があった。例えばNo.11 は 1994 年入国で月給 42 万ウォン、No.15 は 1996 年入国で月給 48 万ウォン、No.21 は 1999 年入国で月給 37 万ウォンであった。またNo.25、No.29、No.30 も産業研修で入国し、所得は 20 から 40 万ウォン台にとどまっている(1万ウォンは変動があるが、千円程度)。

韓国政府が発表した最低賃金は毎年変化しており、月給 26 万ウォン台から現在は 145 万ウォン台まで上昇している。出稼ぎ者の月給は最低賃金をほぼ超えているように見える。また、自営業を中心に、月給換算で 1,000 万ウォン、1,200 万ウォンの高収入を上げる者も見られる。



図 3-2 出稼ぎ者の月給(単位:万ウォン)

注:1)1ヶ月 30 日で計算、時給制の仕事は 1 日 8 時間で計算している。。
2)№15 の月給は 1200 万ぅン、№22 は 2000 万ウォンであり、月給が 1000 万ウォンを超える部分は図から削除している。
3)事例№7, 14, 45 は調査未了である。№39 は中国居住である。

表3-11は就職の方法を示している。46 人の事例において合計 216 回の就業をしており、平均 4.7 回の就職となっている。一般的には産業研修、職業紹介業者、求人誌、知人紹介などを主な求職方法としており、これがほぼ 9 割である。以前は親戚、知人等からの紹介が主であったが、現在は斡旋業者、インターネット、求人誌等を加えた多様な求人情報の取得方法がある。

上述のような転職は一時帰国、給料水準の問題が原因となることが多い。就業期間は、転職を繰り返す中でしだいに長期化する傾向にある。特に産業研修生としての就業では、2か月で退職するケースもみられる(№12、21)。

業種別の退職理由としては、農業では低賃金、労働環境の悪さ、重労働、就業先の経営悪化、家族との同居のための転居、本人の帰国、建設業では重労働で、次いで労働日数の不安定性、工事終了に伴う契約終了、家族との同居のための転居、給料の不払い、本人の帰国があげられた。製造業の退職理由は、低賃金、家族との同居のための転居、ビザ有効期間延期のための勉強時間確保、労働契約がないこと、労働時間の短さ、本人の帰国などがある。飲食業の退職は比較的少ないものの、労働環境の悪さ、他産業への転職を理由にあげている。

表 3- 11　求職方法別の就業人数

単位：人、％

区分		就職経路	人数	割合
他力	産業研修	産業研修	8	3.7
	職業紹介所	職業紹介所	40	18.5
		知人間接紹介所	8	3.7
	求人誌	インターネット	11	5.1
		求人誌	22	10.2
	知人紹介	親戚紹介	45	20.8
		友達紹介	32	14.8
		知人紹介	30	13.9
	小計		196	90.7
自力		自主経営	9	4.2
		歩き回し	10	4.6
		その他	1	0.5
		小計	20	9.3
合計			216	100.0

資料：筆者作成

2)出稼ぎ労働者の生活基盤

(1)居住の環境

生活の実態として、本章では出稼ぎ労働者の韓国滞在中の居住状況について調査を行った。以下では、住居の種類、家賃、同居人について分析を行うことにする。

早期に韓国に渡航した者は安い家賃で、保証金の低い部屋を借入して生活していた(注3)。その理由としては①渡航初期には貯金が少ない、②稼いだ金は中国の家族のために仕送りする、③大金を保証金として支払うのが不安である、というものであった。そのため家賃が安く、条件の悪い地下または屋上の部屋を借りて生活していた。

表 3- 12 出稼ぎ者の住居状況

単位：回、万ウォン

番号	親戚家回数	住込回数	本人手配			
			保証金	家賃	種類	同居人
1	1	4	0	5	月借	妻
			6,500	0	全借	息子、嫁
2		3	100	15	月借	妻
			100	18	月借	妻
			300	20	月借	妻
3	3	5	－	－	住込	妻
4		3	200	17	月借	夫
			2,000	35	月借	娘、孫
			4,000	35	月借	娘、孫
5		2	－	－	住込	無
6		3	100	15	月借	夫
			100	18	月借	夫
			300	20	月借	夫
7		4	300	20	月借	夫
8			100	12	月借	妹
			200	18	月借	妹
			1,000	30	月借	妹、息子、甥っ子
			500	25	月借	無
9			100	20	月借	無
			200	25	月借	無
			0	1万/日	サウナ	無
			100	15	月借	妻
			500	25	月借	妻
			3,500	10	月借	妻、息子
10		3	100	12	月借	姉
			200	18	月借	姉
			1,000	30	月借	姉、息子、甥っ子
			2,000	30	月借	息子、嫁、孫
11	1	2	100	10	月借	妻
			2,000	0	全借	無
12		1	100	19	月借	友達
			100	20	月借	無
			100	25	月借	無
			15,000	0	**購買**	妻、母親
13		1	200	4	月借	夫
			100	10	月借	夫
			2,000	0	全借	夫
			40,000	0	**購買**	夫
15		1	500	20	月借	無
			500	30	月借	妹夫婦
			5,000	0	全借	夫
			6,000	0	全借	夫
			8,000	0	全借	夫、息子
			20,000	0	**購買**	夫
16		3	300	15	月借	妻、父親
			500	40	月借	妻、姉夫婦
			200	30	月借	妻
			300	20	月借	妻
			4,000	15	月借	妻、義理両親
			16,000	0	**購買**	妻、父、義理両親
17			100	15	月借	妻
			500	25	月借	妻
			3,500	10	月借	妻、息子
18		1	1,000	50	月借	父親、妻、弟
			300	35	月借	妻
			500	38	月借	妻、息子
			2,000	40	月借	妻、息子
19		3	500	35	月借	息子
			2,000	35	月借	母、甥っ子
			4,000	35	月借	母、甥っ子
20			100	25	月借	無
			200	25	月借	無
			300	25	月借	婚約者

番号	親戚家回数	住込回数	本人手配			
			保証金	家賃	種類	同居人
21		5	300	31	月借	妻
			100	30	月借	妻
			6,500	0	全借	妻、父親
22	1	1	500	20	月借	両親
			1,000	70	月借	妻
			7,000	30	月借	妻、息子
23			1,000	50	月借	父親、夫、弟
			300	35	月借	夫
			500	38	月借	夫、息子
			2,000	40	月借	夫、息子
24		1	－	－	住込	無
25	4	1	500	30	月借	両親
			500	35	月借	両親
			3,400	13	月借	夫、息子
26			300	31	月借	夫
			100	30	月借	夫
			6,500	0	全借	義理父親、夫
27		2	0	12	考試院	無
			100	30	月借	夫
			100	34	月借	夫
			100	34	月借	無
28		2	200	30	月借	友達
			200	35	月借	友達
			200	38	月借	友達
29	1	5	100	25	月借	妹
			500	35	月借	夫
			6,500	0	全借	夫
			7,000	0	全借	夫、息子
30		3	4,500	0	全借	義理両親、夫
			3,500	0	全借	夫、息子
			4,000	0	全借	夫、息子
31			500	15	月借	無
			0	20	月借	夫、息子
32			200	20	月借	無
			300	25	月借	無
			300	30	月借	無
			200	35	月借	無
			400	44	月借	兄
33	1	2	－	－	住込	無
34			300	30	月借	夫
35		1	－	－	住込	一
			2,000	40	月借	夫
36			200	30	月借	無
			0	20	考試院	無
37			9,000	0	全借	夫、娘2人
			28,000	0	**購買**	夫、娘2人
38			3,000	30	月借	母、叔母、従兄弟
			2,000	30	月借	母親、妻、娘
40			300	32	月借	彼氏
			500	45	月借	彼氏
41	1	1	100	25	月借	友達
			2,000	40	月借	妻
42		1	－	－	住込	無
43			100	28	月借	両親、妻、娘
			500	50	月借	両親、妻、娘
44		3	500	30	月借	夫
46			3,000	0	全借	妻
			2,000	35	月借	妻、息子
47			3,500	10	月借	両親
48	1		500	35	月借	両親
49		2	－	－	住込	－
50			300	35	月借	両親
			500	38	月借	両親
			2,000	40	月借	両親

資料：筆者作成
注１）№31は経営店舗に付随する部屋である。
注２）№45番は調査未了

調査対象者 50 人のここ 20 年間の住居条件、主に貸借形態とその家賃(表3-12)、大きさ、地下・地上、トイレの有無、シャワー室の有無等を調べた。初期の出稼ぎ者は養豚場や養鶏場等の農村地域で働き、その場合には住居や食事を提供してもらう形態であった。しかし、農業の就業環境は悪く、賃金も安いので、都会に転職する場合が多い。その際には本人が住居の賃貸契約をすることとなる。一番劣悪な住居環境では保証金 100 万ウォン、家賃 15 万ウォンの家賃水準である。No.2 が渡航した時期には、半地下、共同トイレ、シャワー室無しのワンルームで数年間暮らしている。このような状況はNo.4、6、8、9、12、16 など早期渡航者に見られる。

また、屋上の住居も利用されている。No.16 は夏には暑く、冬には寒いといわれる環境の悪い屋上部屋に住み、一時は妻、父親、姉 2 人の5人で一緒に狭いワンルームで生活していた。

その後、出稼ぎ期間が長くなり、また貯蓄も増加したこと、家族単位での滞在・同居化が進むことにより、住宅への支出が増える傾向がみられる。住宅への支出拡大のはじめのステップとして2年間の家賃を一括で前払いする全借形式での部屋の契約がある。No.1、No.11、No.13、No.15、No.21、No.26、No.29、No.30、No.37、No.46 に見られる。さらに国籍取得者 4 人(No.12、No.13、No.15、No.16)と結婚移住者No.37 では 1.5 億ウォンから 4 億ウォンという高額のマンションを購入し、生活するような事例も出現している。

いずれの時期でも住み込みの勤務先に務めるケースはあるが、初期の渡航者は農場、次いで飲食店が多く、近年では製造業者での住み込みが多い。一部は親戚宅に短期間下宿するが、多くは借家での生活を送っている。調査期間の 20 年間の保証金総額を平均すると 1,488 万ウォンで、初期段階の保証金なし、100 万ウォン台などから最高 6,500 万ウォンまで上っており、生活水準が徐々に向上していることが伺える。現段階において住込みはNo.3、No.5、No.24、No.33、No.42、No.49 の6名のみである。この他は、No.8、11、27 を例外として(No.11 は妻と死別、No.27 は夫が中国在住)、ほとんどが家族と同居している。1,000 万ウォン以下の保証金で部屋を借りている調査対象者はNo.6、No.7、No.8、No.20、No.27、No.28、No.31、No.32、No.34、No.36、No.40、No.43、No.44、No.48 の 14 人で、保証金額が 1,000 万ウォンから 5,000 万ウォンの間の調査対象者は、No.4、No.9、No.10、No.11、No.17、No.18、No.19、No.23、No.25、No.30、No.35、No.38、No.41、No.46、No.47、No.50 の 16 人、5,000 万ウォン以上の保証金で借りている対象者は、No.1、No.21、No.22、No.26 の 4 人、そして住宅を購入したのは、No.12、No.13、No.15、No.16、No.37 の 5 人である。

マンションを購入した 5 人のうち、韓国での住居実態の変化と定着までをすでに取り上げたNo.16を例として説明する。2001 年に渡航して以降、3年間は京畿道光州市で飲食店、や工事現場の住み込みとして働いている。2004 年にはソウル市内に転職し、保証金 300 万ウォン、家賃月 15 万ウォンの屋上にある部屋に2年間住んでいる。夏は暑く屋内では寝られないほどであり、冬はシャワーが浴びられないほど寒かった。妻、父の3人で住んだが、そこに姉 2 人の夫婦が加わることもあった。次の転居先もソウル市内で、保証金 500 万ウォン、家賃月 40 万ウォンの 2Kのマンションで姉夫婦と共同で4年間住んでいる。その後、ソウルを離れ、以前住んでいた街で半地下の部屋を借りた。保証金 300 万ウォン、家賃月 20 万ウォンのワンルームに夫婦 2 人で2年間住んだ。さらにその後義理の両親との同居のためソウルに引っ越した。保証金 4000 万ウォン、家賃月 15 万ウォンの2Kの間取りであり、ここにも2年間住んだ。この間に帰化しており、調査時点では仁川市にマンションを購入し、妻、父、義理の両親の5人で生活している。面積は 23 坪、3LDKの間取りで価格は1億 6,000 万ウォンである。うち 5,000 万ウォンを頭金として支払っており、残りの 1 億 1000 万ウォン

をローンで返済している。

(2)社会保険の加入状況

つぎに生活の安定度の指標として保険への加入状況を見ておこう。これは 2005 年以降にみられるようになる(注4)。それ以前は不法滞在者が多く、出稼ぎ労働者は長期間韓国で生活することを計画できる環境ではなかった。2005 年以降になると社会保障の1つである医療保険に加入するケースがみられるようになる。主に建築業など日雇仕事に就く者による個人での加入や製造業での会社により従業員が一括で加入しているケースが多い。ただし、50 人のうち帰国者を除いた 10 人、20%がまだ基本的な社会保障である医療保険に加入していないことになる(表3-13)。

表 3- 13 保険加入状況

単位：人

保険種類	該当事例番号	人数
医療保険	3、8-13、17-19、21、23-26、29-31、33、35、38、43、44、49、50	24
四大保険	22、32、34、36、40、46-48	14
年金貯金	15、21、26、30	4
実費及びその他	4、13、15、16、18、20、21、23、25、26、30-32、37	8

資料：筆者作成
注１） 事例1、5、7、10、14、27、28、41、42、45番は未加入
注２） 事例2、6、29、39番は中国在住
注３） 事例33番は会社から医療保険と国民年金だけを加入してもらった

医療保険は最も基礎的な社会保険として加入していた者が多い。調査対象者の中では、ちょうど半数にあたる 24 人が医療保険に加入していた。医療保険は入国後 3 ヶ月以内に申請する必要があるが、入国時には申請をしていない者も多い。そのため医療保険の必要性を感じた際には、一時出国し、再入国した時点を入国日として申請するケース(No.8)も出ている。

また在外同胞(事務)の資格を持っている高学歴者では、正社員として就職する職場で4大保険(国民年金、医療保険、雇用保険、労災保険)に加入することが一般的となっている。しかし、近年では他業種でも雇用者に 4 大保険の加入を義務づける動きが出てきている。例えば、No.32、No.34とNo.46 は製造業、No.36 は飲食業に従事しているが、就業時に 4 大保険に加入している。しかし、No.32 によると、一部の労働者は4大保険の保険料が給料から控除されることを嫌がり、就業時に会社側へその意思を伝えると、保険に加入しないままにしてくれるケースもあるとのことである。保険は労働者と会社が決まった割合で保険料を支払うので、保険に加入しなければ会社側の負担も減らすことができるという意図もうかがえる。

なお滞在身分に関係なく、自ら癌保険、商業保険などのような民間の保険へ加入する者も現れており、生活水準の向上と関連していると見られる。また保険会社の年金に加入する者も多くみられ、韓国での長期的な滞在を展望しているといえるだろう。No.15、16、18、21、26、30、32、37 は医療保険以外に民間の総合保険など比較的多種の保険に加入しているが、これは本人または周辺にいる保険関連業務に就く人からの勧誘が要因でもある。

3)中国への送金額と財産保有状況

(1)送金の理由と金額

出稼ぎ労働者の給与の多くは中国への仕送りに充てられている。以下、事例に沿ってその実態を述べていこう。

No.1が妻と共に韓国に渡航した時点では、中国の地元では長男・三男が農業に従事していた。No.1は仕送りにより中国の家屋の修理をさせるなど将来的には中国に戻る予定でいた。また三男の結婚にあたり費用の仕送りをしたが、不法滞在期間であったため結婚式には出席できなかった。No.2、6 夫婦は主に次女の教育資金、生活費、貯蓄のために仕送りをしていた。No.3の生活拠点は中国であり、韓国での住宅は次女の夫が所有するマンションであり、貯金は送金をせずに、帰国時に自ら中国に持ち帰っている。No.4は息子のマンション購入資金、結婚資金のために仕送りをしている。No.5 は妻が脳卒中になり後遺症を抱えているため、その医療費や市街地への転居費用などに仕送りをしている。No.7は夫婦で出稼ぎをしており、娘の教育費、生活費のため仕送りをしている。No.8 は市街地でのマンション購入、息子の教育費と生活費、そして後には娘の飲食店の開業資金の援助のために送金をしている。No.9、No.17 は主に息子の教育と生活費のために送金し、息子の将来のための貯蓄としても送金している。また収入の多くは韓国内で貯蓄しているが、これは将来韓国でのマンション購入に充てられる可能性もある。No.10 は長男のマンション購入資金の援助のため 4,000 万元を送金した以外は、ほぼ韓国で貯金している。No.11 は、息子の教育、生活費として仕送りした分以外は、中国に帰国した際に飲食店を 1 軒購入し経営していた。その後、住宅マンションの購入および妻の病気の治療費に使われている。No.12 は初めて密入国するときに借りた渡航手数料を返済し、その後は故郷の農村で宅地を買っている。No.13 は長期間、子供と別居していたため、中国でのマンション購入資金を含めかなり多額の送金を行っている。No.14、No.18 は中国にいる子供と妻の生活費とマンション購入のために送金している。No.15、No.16 ともに中国にいる息子の教育、生活費のために送金し、No.16 は出国時の渡航手数料の返済のためにも送金している。No.19 は離婚したため、息子宛に送金をしている。No.21 はかなり多額の送金をしており、中国にいる息子の教育・生活資金のほか、マンション 2 軒を購入し、故郷の農村地域で宅地を購入するなど、老後の保障として不動産を取得している。No.22 は中国で飲食店を経営していたが、失敗したことでかなりの負債を抱えていたので、韓国での稼ぎを全て借入金の返済のために送金していた。No.24 は韓国へ渡航前に購入したマンションのローン返済のために送金している。

以上のように、No.1からNo.24 の 40 歳以上層では、送金理由はマンションなど不動産の購買、早い時期に韓国へ渡航した者は出国時の渡航手数料の返済、両親と家族の渡航手数料、子供の教育と家族の生活費用を目的としている。詳細をみると、出稼ぎ開始が遅かったNo.3、20、23 以外の 40 歳以上層は全て送金を行っている。

また、No.25 からNo.50 までの 40 歳未満層は中国への送金を行っている者は 11 人にとどまっており、送金額も少額である。No.27 は夫の飲食店経営に必要な初期投資分を送金している。No.28 は他とは異なり自分自身のために使用している。もともと貯金を目的として送金していたが、韓国で働いている期間に体調を崩した為、中国に一時帰国し、治療費に充てている。No.29、No.30 はともに出国時の渡航手数料の返済のため、そして両親の小遣い用に送金している。またNo.29 は妹が韓国に渡航する際に必要な資金も送金し、支援した。No.31 は息子の教育と生活費のために送金し、No.32 は娘の教育と面倒を見ている両親および娘の生活費、そして家族で住むためのマンション購入資金として送金している。No.34 は息子の教育と生活費を送金している。またNo.35 とNo.44 は韓国に渡航する前に中国で購入したマンションのローンの返還のために送金している。No.42 は妻と幼い息子の生活費のために稼いだ資金のほぼ全てを送金している。またNo.43 は中国で飲食店を経

営していたが、交通事故で命に関わるほどの大怪我をしたため治療費が多額になり、その借金の返済のために韓国に渡航し、収入は借金の返済、妻と娘の生活費として送金している。

このようにNo.25からNo.50までの40歳未満の若年層のうち、マンションのために送金しているのはNo.32、35、44の3名のみであり、40歳以上層とは差がある。その反面、すでにマンションを所有している事例は8人もおり、韓国渡航以前に中国で生活の基盤が構築されていたことがわかる。(表3-14)。

事例50人のうち、30歳台半ばまでの若年層以外はすべて数回の送金経験があり、おおまかな送金額の回答を得た。30人で合計15億3,400万ウォンを仕送りしており、1人当たり平均5,113万ウォンとなる。近年になって、家族全員が韓国で生活するケースが増えたことで、仕送りは減少しており、韓国での子育て、両親との居住環境の改善、生活水準の向上に力を入れ、韓国内での支出が多くなってきている。特に、No.33、37、38、40、41、47～50は、しばらくの間は生活の拠点を韓国におく予定であり、中国への送金はなく、韓国での支出と貯金のみとなっている。

(2)不動産の取得と貯蓄の状況

No.1からNo.22のうち、No.1、No.2(および妻のNo.6)、No.5、No.7、No.8、No.11、No.14、No.18、No.21の10人は韓国での収入をもとに中国でマンションを購入し、農村部から市街地のマンションでの生活へ移った。またNo.12、No.15は韓国籍に帰化し、韓国内でマンションを購入している。また、No.13とNo.16も同様に韓国に帰化し、韓国でマンション購入したが、それ以前に中国でもマンションを購入しており、現在は両国に不動産を所有している。住宅以外にNo.11は飲食店を経営、No.16は7人乗りの乗用車を一台、2.5t貨物車一台を所有、No.18は7人乗りと9人乗りの2台の乗用車を所有、No.22は旅行会社を経営し、乗用車1台を所有している。

No.29、No.32も韓国への出稼ぎによって、中国でマンションを購入している。No.23からNo.50までの不動産の取得状況をみると、No.29とNo.32以外は全て韓国に渡航する前にすでに所有していた。No.37とNo.43のように自身が中国で働いて稼いだ資金で頭金を支払った者もいるが、他はほぼ両親、夫などの収入も併せての購入である。いずれにしても大半が本人または家族による韓国への出稼ぎによる所得により購入が可能になったといえる。

また韓国からの送金は、飲食店などの開業資金にも充てられており、両国で生活できる基盤を用意しているケースも複数見られる。出稼ぎ先での年金加入等にみられるように韓国で長期的に生活することも考慮に入れた行動をしていることから、将来的に状況の変化に応じてどちらの国でも生活できるような準備を進めているといえる。

貯金については、中国に送金して貯金するケースと、韓国において貯金するケースに分かれる。そもそも貯金自体があまり見られなくなり、所得を貯蓄ではなく家賃の保証金などとし、生活水準を向上させようとする動きもみられる。また40歳未満の若年層は10人が500万ウォンから5,000万ウォン程度の貯金があり、その他は皆無である。貯金のある10人は訪問就業制度による渡航者が多く、また製造会社での勤務のため食事と住居の提供があることが多かったため、家賃等への支出が少なかったことが要因と考えられる。

表 3- 14 出稼ぎ資金の利用状況と財産保有

単位：万ウォン

番号	送金				所有財産			
	送金累計額	送金目的と用途			マンション			貯金額
		マンション等購入	中国在住家族扶養	その他	中国		韓国	
					出国前	出国後		
1	3,000	家屋修繕	息子結婚			1		2,000
2	8,000	○	娘の教育、生活費			1		6,000
3				携帯出境				2,500
4	6,000	息子○	息子結婚					3,300
5	3,000		妻生活費、治療費			1		不明
7	6,000		娘の教育、生活費			1		1,650
8	8,000	○	息子教育費用	娘店舗運営		1		800
9	7,000		息子の教育、生活費			1		11,500
10	4,000	息子○						8,000
11	2,000	○	息子教育、生活	携帯出境		2		
12	1,000	建築土地		出国資金償還			1	9,000
13	15,000	○	娘と息子の教育、生活費			1	1	
14	8,000	○	家族生活			1		
15	4,500		息子の教育、生活費				1	
16	5,000		息子教育、生活費	出国借金償還	1		1	
18	5,000	○	家族生活費	マンション、乗用車(7人、9人)2台		1		4,000
19	2,000		息子の教育、生活費					4,000
20								2,300
21	13,000	○	息子の教育			2		9,500
22	15,000			借金償還				10,000
23						1		6,000
24	1,200	○			2			
27	700			旦那店舗運営	1			2,450
28	1,500			病気治療				600
29	1,700		両親お小遣い	出国経費償還、妹の出国経費		1		
30	1,200		両親お小遣い	出国経費償還				5,000
31	6,000		息子の教育、生活費					600
32	15,000	○	娘の教育、両親と娘の生活費			1		800
33						1		
34	2,000		息子教育、生活費		1			
35	2,000	○			1			
36								2,500
37					1		1	
38					1			
41								2,000
42	1,000		妻、息子の生活費		1			
43	5,000		妻、娘の生活費	借金償還	3			
44	600	○			1			
47								3,050
48								500
49								4,000
50								1,500

資料：筆者作成
注１）マンションは中国の一軒を示している。
注２）事例25番は送金も保有財産、送金もない。
注３）事例6は2番参考、事例17は9番を参照、事例26は21番を参照
注４）事例39、40、45、46は皆無

4)人権侵害

韓国への外国人労働者としての出稼ぎ期間中に人権侵害といえる状況に直面することがある。まず職場では賃金の不払い、労働災害、職業病、医療保険の不適用、暴言、暴行、セクハラ、殺人事件、旅券と外国人登録証等身分証の取り上げ、労働組合活動の不許可などが挙げられる。また外国人に対する差別意識と差別待遇、韓国人と結婚した外国人労働者の滞在・就業問題、外国人労働者子女の教育問題は社会問題としても韓国国内で取りあげられる。そして政府が進める社

会福祉サービスからの排除、不十分な不法滞在者取り締まり、外国人保護所での人権侵害、強制出国の際の罰金賦課などは韓国政府に対して対応が求められている外国人労働者にまつわる問題である。(朴他[247], pp.21)。

韓国憲法第 33 条では「労働者は労働条件の向上のために自主的団結権、団体交渉権、団体行動権を持つ」と規定している。つまり労働3権は労働者が使用者と対等な地位に立ち、労働条件の改善および労働者の経済的地位向上を図るために団体(労働組合等)を結成する権利である「団結権」、労働者団体である労働組合が使用者と労働条件に関して交渉する権利である「団体交渉権」、労働紛争が生じた場合、労働者の主張を貫徹するために業務の正常的な運営を阻害する権利である「団体行動権」の3つを指す。そして今日、一番問題になっているのが「労働組合活動の不許可」である。労働組合への参加は出稼ぎ労働者の権益を韓国人と同等に保障する手段となる。しかし、現段階ではまだ実現されていない。この視点からみると、出稼ぎ労働者全員が人権侵害を受けていると言えるが、ここでは、調査対象者と雇用主の間、そして会社の環境、本人が置かれている状況による不当扱い事例に焦点を当てる。

総勢 17 人の事例があるが、まず一番多いのが「ことばの暴力」である。多くの出稼ぎ労働者が建設現場、製造会社での単純労務などに従事している。№9 は建設現場で働いており、常に同僚からの言葉の暴力を受けている。№24 は製造会社で働いているが、社長によるパワハラを何度も受けていると述べている。建設現場や製造会社で働いているその他の事例からは特に「ことばの暴力」に関する発言はなかったが、同様の環境に置かれていることが想像できる。

また広範に存在するのが、「標準勤労契約書」を交わさないことである。これは雇用主が社会保険の負担を抑制するためである。№38 は比較的若い製造業労働者であり、十分な社会保障を受けたいと望んでいるが雇用主に断られた。その他の調査対象者はその不便を訴えてこなかったが、ほぼ全員が契約書なしのまま働いていることが確認できた。

その次は産業研修制度の利用者である。産業研修制度利用者(№11, 12, 13, 15, 21, 25, 29, 30)は産業研修を受けている間は旅券、身分証などを取り上げられている。その中の№21 は産業研修身分の終了後、別の制度を利用しで入国し働いたが、建築業の請負元から賃金の不払いがあった。何度も訴え、喧嘩までして最終的には支払われた。また、似たような事例として№36 は中華料理屋で手の大きな怪我を負ったが、治療費と賃金両方とももらえなかった。関係する機関に訴えることも考えたが、金額が少ないことから取り合ってもらえないであろう考え、また訴えの結果が出るまでの生活滞在費などを考慮し、1 ヶ月後に帰国を決めたという経験があるという。

最近では職業紹介所を利用し、仕事を紹介してもらうことが多くなったが、そこでの「言葉」の問題として職業紹介所の職員による「誇大広告」に騙されることが起きるという。№44 はソウルの職業紹介所で「1 日に 15 万ウォンから 18 万ウォンぐらい稼げる」と言われ、済州島まで行ったところ、三日で 20 万ウォンしか稼げないためすぐにやめたが、往復交通費などを考えると損をしたというケースである。

また特殊なケースであるが、№29 は不法滞在期間中に風邪や皮膚荒れなどの病気にかかっても医療機関での診察をきっかけに不法滞在が発覚することを恐れて通院しなかった。これは自ら「病院に行く権利」を行使しなかったケースである。医療保険に加入していないので、治療費が高額になる懸念もあった。その結果、病状は悪化し、雇用先の経営主の妻から保険証をかりて診察を受け治療した。また、№2 と№6 の夫婦は就業している料理屋の社長から、犬が使った食器を使わされたことから、人格を蔑視されたと感じ社長と対立し、結局夫婦とも職場を辞めざるを得なかった。

№47は大卒で、IT系の会社で働いている。製造業者の場合、多く稼ぐために夜勤手当、残業代など高い時給を目的に長時間労働をする人もいるが、№47の場合はそれを望まず普通の会社員生活を送ることを希望している。しかし会社の事情により3ヶ月間ほぼ休みなしの出勤が続いていた。週末には休みたかったが、本人の意思とは関係なく、社長に出勤を要求され、その後退社を余儀なくされた。

上記のように、出稼ぎ期間中にはほぼ全ての調査対象者が各種の問題に直面していた。特に不法滞在、産業研修生は身分が不安定のため、不当な扱いが著しい。しかし、本調査の事例50人は全てが朝鮮族であるため、他の外国人に比べて言葉が通じることから、なるべくコミュニケーションを取ることで、自らの権利を可能な限り守り、主張しながら今日まで過ごしてきたといえる。

第5節　出稼ぎ労働者の今後の展開方向

朝鮮族は朝鮮半島から中国の「満洲」地域に移住し、農村地域に拠点を置いてきたが、この20年間で再び韓国へ戻る逆移住現象が起きている。その大部分は何らかの方法での出稼ぎから始まり、比較的安定した法的地位、就業環境、生活環境を整えるまでに至っている。しかし、現代の中国からの移住者はかつての中国への移住者の2世、3世、さらに4世にまで至っており、彼らの生活の基盤または故郷は中国だと認識されることが多い。この状況の中で韓国への移動は単なる出稼ぎであったり、定住目的であったりと様々なパターンがある。

本章で紹介した法的地位、就業環境、生活環境とそれぞれの個人の意向から、現段階における韓国での滞在状況と今後の展開方向に関する考察を定住者、帰国者(リターンマイグレーション)、一時的なマイグレーションの3種類に分けて整理すると図3-3のように整理できる。以下では、この3つの類型に沿ってその性格と展開方向を見てみよう。

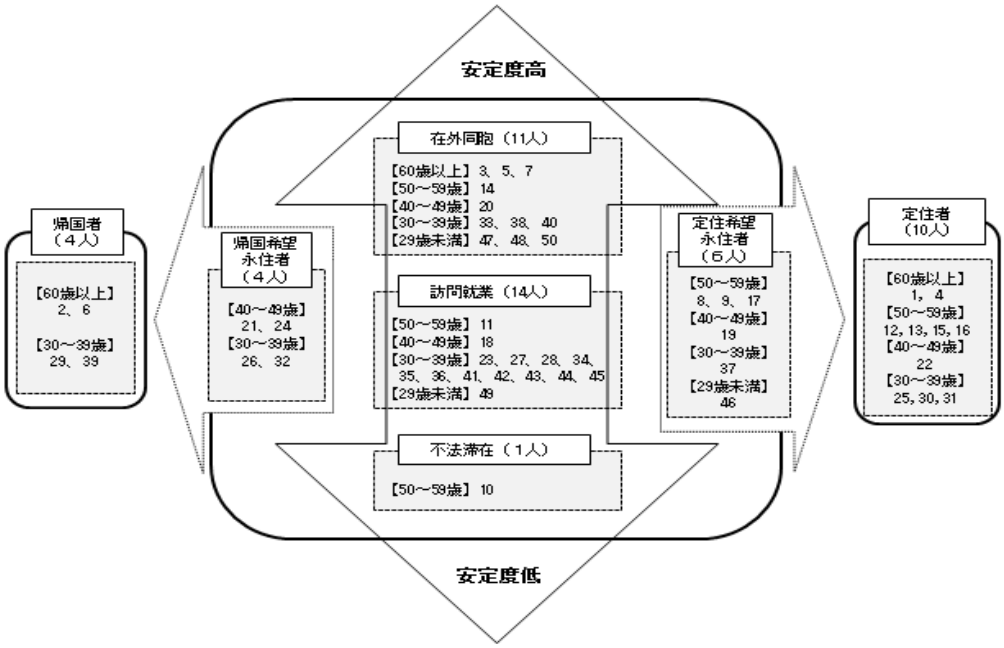


図3-3　出稼ぎ労働者の分類と展開

1)定住者(10 名)

図3-3で「定住者」に類型化した 10 人は長い出稼ぎ生活を経て、韓国国籍を取得した者である。No.1 とNo.4 のような高齢者を除くと、本人あるいは家族が自営業として飲食店や下請けなどを含む建設業などを営んでおり、事業量も一定の規模に達しており収入も増加を見せている。No.12、No.16、No.13、およびNo.25 の夫は建築業の下請け、No.15 は保険サービス業のチーム長でかなりの所得を上げている。No.22 は旅行会社を設立し、No.30 は中国物産店の経営、No.31 は中華料理店を経営している。すでに述べたように、No.12、No.13、No.15、No.16 は韓国でマンションを購入して生活している。住宅購入までは行っていない者も比較的高い家賃を支払える生活水準にある。No.1 とNo.4 は子女と同居しているが、住宅の保証金はそれぞれ 6,500 万ウォンと 4,000 万ウォンと高額である。No.22 は家賃月 30 万ウォンであるが、保証金は 7,000 万ウォンである。No.25 は韓国住宅観光公社に申請して低所得者向けのマンションに居住し、比較的安くて広い住宅に住んでいる。No.30 は一括して家賃を支払う全借形式の部屋を賃貸しており、保証金と合わせて2年間で 4,000 万ウォンを支払っている。No.31 は住宅への支出が最も少ないが、それは経営する飲食店を居住スペース付きで借りたため、居住部分はほぼ無償で借入する勘定になっているからである。

二重国籍は認められないので韓国人としての身分を選択し帰化した以上の 10 名は、韓国への完全な移住を完了していると言える。

2)リターンマイグレーション(帰国者、4 名)

一方、リターンマイグレーションに分類した帰国者 4 人は当然中国に居住しているケースである。No.2 とNo.6 は夫婦であり、現在も在外同胞(高齢者)資格を所持しているが、夫婦とも 13 年間の出稼ぎ生活を終え、現在は中国で生活している。長女の代わりに孫の世話をしながら老後の生活を送っている。韓国で就業している長女はいずれ中国に戻る予定であり、今後も家族としての生活拠点は中国に置く意向である。No.29 は 20 歳であった 1997 年に産業研修生として渡航し 2015 年まで 18 年間滞在し、永住権を取得した。夫も永住権を取得し安定した職場で働いていたが、自分の経験を活かして中国で商売を行いつつ、息子の教育を中国で受けさせることもあり 2015 年に帰国している。

No.39 は、中国に居住しつつ訪問就業資格も取得し、韓国にいる親戚および友人などの冠婚葬祭の際にはいつでも韓国に入国できる体制を整えているケースである。これは韓国の受入政策が規制緩和の方向に動いているために可能となった新しい動きでもある。縁故のない在外同胞の入国・滞在制限の緩和は同胞受容政策として歓迎されたが、このような短期訪問のための訪問就業資格取得がいかなる影響を与えるかは受入れ側である韓国政府が考慮しなければならないことである。

図3-3で示すように上述のに帰国者と定住者は安定度が一番高いケースである。帰国者は自意的に出稼ぎ生活を終え、中国に戻って生活、就業することをすでに決めている。また、定住者は韓国へ帰化したことで、それまでの外国人労働者とは違い、韓国民と同等を処遇を要求することができるようになっている。

3)一時的なマイグレーション(36 名)

一時的なマイグレーションは定住者とリターンマイグレーションという二つのゴールへの移行過程にある「出稼ぎ」労働者の類型である。調査対象者の中でも 36 名と最も大きい集団であり、マージナル地位に立たれている。このため、その安定度によって 5 種類に分類した。安定度は韓国滞在中の法的地位によって区分し、さらに永住権を持つものについては財産の分配状況、家族の移住状況、今後の意向等を総合して区分したものである(図3-3)。

(1)タイプ1　不法滞在者(1 名)

その第一が不法滞在者である。極めて不安定な身分での滞在であり、いつ取り締まりで拘束されるかわからない存在であるが、その絶対数が減少することにより取り締まりも以前ほど頻繁ではない。唯一の事例であるNo.10 の不法滞在歴はすでに 10 年間を経過している。韓国での交友関係も広がり、息子ら(No.38、No.49)も近隣に居住しており、就業はせずに孫の世話をしている。法的地位の問題を除けば、現在のところ韓国での生活はある程度安定化している。しかし、このケースは摘発された場合には強制送還され、再入国にも制限が課せられる。調査時点(2016 年 3 月)では一番不安定した滞在として「一時的なマイグレーション」のタイプ 1 に分類した。

(2)タイプ2　訪問就業資格者(14 名)

一時的なマイグレーションのクラス 2 として**訪問就業資格所持**者(訪問就業資格者と略)をあげることができる。この資格はすべての在外同胞に門戸を開けているものの、就業できる職種、在留期間が限られ、実質的な労働者として扱われる。在留期限が満了した場合、出国を要し、他の方法により再入国を行う。また、出国せずに出稼ぎを続けられ、訪問就業資格から在外同胞資格へ変更できる方法が 2 種類ある。一つは指定された地方の製造業で 2 年間継続して就業し(No.14 と No.19)、その期間内に渡航者が国の雇用労働部に雇用登録をすることである。二つ目は指定された国家資格試験に受験し、資格証を得ることで、その他の訪問就業資格者は今後の滞在資格に不安を抱えている。

また、滞在資格以外に上述の韓国での就業と住居問題、そして家族を考慮した今後の方向性を合わせて説明しよう。No.11 は家賃 2,000 万ウォンの全借の住居を借り、比較的条件の良い部屋に住んでいるが、それは家賃を節約するための方法でもある。現在の出稼ぎの目的は、息子の結婚資金と自身の中国での老後の生活資金の準備である。No.18 とNo.23 は夫婦であり、息子のNo.50 と家族全員が韓国で働いている。建築業と飲食業に就業しており、製造業での長期的就業への転職も難しく、安定的な在留資格である在外同胞資格の取得も長い試験準備期間を要するため難しい。試験受験が必要なさらに安定的な滞在資格に転換できない。職業的には建築の請負である程度の収入を上げているにも関わらず、韓国人の親戚がおらず現段階ではビザの制限を受けているため一時的なマイグレーションのタイプ 2 に分類した。No.27 は、中国にマンションを所有し、韓国では月借の部屋に居住している。　韓国では家賃への支出を抑え、稼ぎの多くは中国にいる夫の元に送金している。No.28 は韓国で働いて一年経過後、体調を崩したため貯蓄をほぼ治療費に支出したため、今後どの程度の期間を韓国での就業に充てるかは検討中である。No.34 は夫とともに韓国で就業しているが、中国にいる息子の教育や生活のために短期間で帰国する意向である。No.35 とNo.41 は夫婦であるが、韓国では保証金 2,000 万ウォンで家賃 40 万ウォンの比較的に条件のよい住宅に住んでいる。中国にはマンションと飲食店(宅地付き)とかなりの不動産を所有している。そのため、現在は韓国で出稼ぎをしている双方の親など家族の意向も踏まえて決定するが、個人的には中国に戻りたい強い意向を持っている。No.36 は保証金ゼロの住宅に住みつつ、飲食店で働いている。中国でマンションを買うための資金を稼ぐため、2 年程度韓国で働くという明確な目

標を持っている。つまり、中国への帰国意識が非常に強いケースである。№.42 も№.36 のような強い帰国意識を持っている。理由は漢民族の妻と息子が中国にいるからである。№.43 は中国での借金を返済するために韓国での出費を極力抑えており、狭い部屋に両親、妻、娘と5人で生活している。漢民族である妻と娘の教育問題を考慮し、借金の返還が終われば帰国して以前に経営していた料理店を再開することを計画している。№.44 は中国で購入したマンションのローンの返済すること、恋人と一緒にいるため韓国に渡航した。ある程度返済が進み一定の蓄積ができた段階で、中国に帰国し就業、生活する意向である。№.49 は同居する母親(№.10)が不法滞在であり、兄弟(№.38)も中国に戻る意向なので、家族の状況にあわせて生活の拠点を決めるつもりである。

(3)タイプ3　在外同胞資格者(11 名)

在外同胞資格を所持するもの(在外同胞資格者と略)は一時的なマイグレーションの第 3 タイプとして分類する。事務、製造、技能資格証、高齢者等に分類されるが、いずれも在留期間の延長さえ申請すれば滞在期間の制限はない。つまり特に違法行為など不祥事が無い限り、滞在延長を制限なく許可される。特に若者にはまだ渡航歴が短い者が多く、今後の生活の舞台をどちらの国にするかの決定には時間がかかる。№.20、№.40 と№.50 は中国では住宅などを所有せず、また韓国で婚約者がいるためしばらくは韓国で生活しようという意向があるが、将来については未定である。№.47 と№.48 は親の元に身を寄せているが、今後の就業、結婚生活により方向性が変わる可能性がある。その他の調査対象者は中国で生活する基盤があり、将来的に中国で生活する計画である。この在外同胞資格者のなかには中国に将来帰国すると明確に考えている者、将来の居住地が未定であるものが多い。したがって法的優遇を受けながら、当面は「出稼ぎ」生活を続けていくケースであるといえる。

(4)タイプ4　帰国希望の永住権者(4人)

永住権所持者(永住権者と略)は韓国で永久に居住できる権利を持っている。今後の意向や財産の所有状態、家族などを考慮し、2 種類に分類する。一つ目は一時的なマイグレーション第 4 タイプであり、帰国志向の永住権者である。これは第二類型である帰国者への移行過程にあると位置づけることができる。この永住権者1の№.21 と妻№.26 は中国の市街地にマンション、農村に宅地を確保しており、息子への経済的支援(大学卒業および結婚など)に必要な資金が貯蓄でき、老後の生活資金がある程度貯まったら中国に戻って小さな飲食店をオープンし、ゆとりのある生活をしたいと望んでいる。№.24 は母が帰化申請し、そして息子も韓国にいるが、本人は中国にマンションを 2 つ所有し、将来的には中国で生活したい意向が強い。№.32 は永住権資格で滞在しているが、娘の教育などに必要な経費を稼ぐための出稼ぎであり、中国の状況がよくなればいつでも中国に戻って生活したいと考えている。

(5)タイプ5　定住希望の永住権者(6人)

タイプ5はさらに安定した一時的なマイグレーションである。№.9 と妻(№.17)は 10 年間で得た貯蓄をすべて使い、加えてローン組んで韓国で自宅を購入する計画を持っており、これからも現在の韓国での生活を続けようとしている。息子も身を寄せてきたので、将来的にも家族揃って韓国で生活する計画である。№.46 は№.8 の息子で、韓国で結婚して子供もおり、現在はある程度安定した生活を送っている。№.8 は中国にもマンションを所有しているが、家族全員が韓国に移住したので、これからも韓国で生活を継続する意向である。№.19 は母親と息子が帰化しており、兄弟も韓国にいるため、これからも現状のまま韓国での生活を維持しようとしている。№.37 は中国深圳に個人所有のマンションを購入したものの、韓国人の夫と娘二人とともに韓国で生活することを決め、韓国でも夫名

義でマンションを購入し、事業も行っている。娘の教育の継続性等を考え今後も韓国に永住しようと考えている。つまり永住権 2 に分類された対象者は、今後も継続的に韓国で生活する家族環境ができ、次のステップとしては帰化があるのみである。

4)出稼ぎ世代と類型との対応関係

以上から、出稼ぎ労働者の移動は世代別に 3 つのパターンに分類できる。出稼ぎ 1 世代は職場の最前線での仕事からはリタイアし、中国に帰国または韓国に定住した生活を行っている(定住者と帰国者)。第 2 世代と第 3 世代ではまず個人の意向と家族周囲の環境により既に将来の帰国や韓国への定住選択をした人がいる(典型は永住者1と永住者2)。その反面、多くは当面の一時的な出稼ぎの形態を継続する者が多数派である(不法滞在者、訪問就業資格者、在外同胞資格者)。出稼ぎの形態を継続する調査対象者は 36 人であるが、この中で中国にマンションを所有しているのはNo.5、No.7、No.8、No.11、No.14、No.18、No.21、No.23、No.24、No.27、No.32－35、No.38、No.42－44 であり、No.37 は韓国と中国両国ともマンションを所有している。このように、19 人が中国での生活基盤を用意している。また、住居以外の要素として以下のことが挙げられる。漢民族の結婚相手がいるのはNo.27、No.35、No.42、No.38、No.43 である。大学以前の教育を朝鮮族学校ではなく、韓民族学校で教育を受けた調査対象者はNo.35、No.36、No.43、No.49、No.38、No.46 である。一親等以内の家族が中国で就業、生活しているのはNo.7(夫)、No.28(親)、No.36(親)、No.42(妻)、No.5(妻)、No.14(妻)、No.20(親、ただし婚約者は韓国にいる)、No.40(母、ただし婚約者は韓国にいる)である。また子供の教育問題で中国への帰国を考えているのはNo.27、No.34、No.43、No.38 である。このように生活拠点を中国にしようとする人が多い。

第 6 節　小括

中国朝鮮族の出稼ぎ先は主に中国国内沿海地域と韓国である。そして出稼ぎ時期は 1983 年と 1992 年を画期とする。本章では 50 人を対象に調査を行い、中韓が国交を樹立した 1992 年以降の韓国への出稼ぎの実態を描くことができた。

まず出稼ぎ労働者は 20 歳台から 70 歳台までと年齢層が幅広いことがわかった。1990 年代から 2000 年代初頭までは比較的年長者だけが韓国での親戚の招聘によって滞在が許可されたため、壮年層だけの出稼ぎであった。しかし、現在は 20 歳台の若者も渡航できる制度に変わり、その子供も早くから韓国で教育を受けることができるようになった。また 60 歳台以上で身体的に就業できない老人も家族と一緒に韓国で生活していることが分かった。

韓国での労働環境も全体的には安定しており、給与も上昇し、自営業を営み、雇用労働以上の所得を得る者もいる。これによって住宅環境も屋上、地下等の条件の悪い賃貸住宅から通常の全借住宅を借りる人が増えつつある。このように全借による賃借の存在はある程度長い期間の滞在を予定して韓国に滞在していることを示している。一方で社会保険への加入率はあまり高くない。さらに長期的には中国へ帰国する可能性も持ち、また社会保障への意識が低いことが加入を停滞させている。

本章ではここ 20 年間にわたる朝鮮族の韓国への出稼ぎの状況を捉えた。彼らの移動を以下のように指摘することができよう。滞在形態を見ると、かつては親戚招聘、産業研修などが短期間の滞

在しか許可されていなかったため、さらに長期間の滞在、就業を望む場合には不法滞在、不法就労をするしかなかった。この時期に初めて韓国へ移動した人の中には少数だが現在でも不法滞在のまま韓国に滞在している人もいる。一方で多くはその後に整備された訪問就業制など諸制度を利用し、不法労働者から正規の外国人労働者としての位置づけを得ている。さらに同胞包容制度が打ち出されたため、単なる労働者ではなく「外国籍同胞」に資格が昇格したため、在留期限、就業範囲等において他の外国人に比べ優遇されている。ただし、現状では就業先は未だに3D 産業が中心となっている。また、一部の国籍取得者、永住権者はもはや韓国への完全な移住を成し遂げたと言える。彼らは内装・建設業や飲食店などの自営業を営んだり、マンションを購入したりするなど生活基盤を整備し、韓国でより安定した生活をしようとする動きが強い。他方で、帰国者や帰国志向を持つ永住権者はすでに帰国しているか、その準備が完了している。この定住者（および準定住者）と帰国者（準帰国者）を除くおよそ半数が依然として「出稼ぎ」状態にある。彼らの将来の居住地は未定のままであり、家族の居住地、法的地位、就業先など生活に関わる様々な条件によって将来の居住地が変わる可能性がある。

注

(注1）中国に戻った№.2, №.6, №.29 は帰国直前の同居人の数である。

(注2）就業していない人に関しては、職場加入の他に「地域加入」ができる。管轄の健康保険管理公団に申請することで加入できるが、保険料を支払う必要があるため、積極的に加入する人は少ない。

(注3） 韓国の住宅賃貸借は家賃の支払い方式により「全借」方式と「月借」方式と分かれる。「月借」は初めに保証金を支払い、加えて毎月一定額の家賃を払う方式である。「全借」は2年間分の家賃を保証金と合わせて初めに一括で支払う方式である。全借の場合、一括での支払い額が数千万ウォンから億単位まで金額に幅がある。この全借の一括払いの金額は住宅の購入価格を上回る事すらある。この 2 種類はいずれも貸借契約を要するが、月借より安くて簡単に住むことができる場所として、サウナと「考試院」があり、いずれも日払いで住むことができる。

(注4）医療保険は個人加入と職場での加入の 2 種類がある。これは 4 大保険と呼ばれるものの1つである。4 代保険とは国民年金、医療保険（健康保険）、雇用保険、労災保険である。4つ全てに労働者を加入させる会社もある一方、そのうちの 1、2 種だけ加入される会社もあれば、まったく加入してくれない会社も多いなど会社によって異なる。

第 4 章　中国東北地方における朝鮮族出稼ぎによる集落の農地移動調整

第 1 節　本章の課題

中国における農村からの人口移動は、労働力移動の側面から量的・質的な評価がなされてきた（大島[4]、厳[20]など）。また、都市労働市場との関連では、その安定性や労賃水準に関して議論がなされている（注1）。このなかで、特異な存在が前章で述べたような東北部を拠点とする朝鮮族の出稼ぎ現象である。韓国との国交回復を契機として、韓国への出稼ぎ現象が現れ、沿海部への出稼ぎも顕著であり、農村のコミュニティそのものが喪失するような勢いで、流出が続いているのである。

その結果、離農跡地が賃貸に出され、比較的大規模な農家が成長を見せており、農業構造政策との関係で注目を受けつつあり、いくつかの事例研究がみられる。たとえば、董他[51]は黒竜江省を対象として稲作大規模借地経営の存立条件と関連して朝鮮族出稼ぎによる農地移動と村による借地関係への介入に注目している。

本章では、朝鮮族の離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に即して明らかにし、放出された農地を集積する借地農家はどのような性格を持っているのかを課題とする。ここで集落形態とは混住度を指標とした準朝鮮族集落と朝鮮族集落であり、朝鮮族の流出後に集落内で漢民族が農地の受け皿となりえるかを重視している。

第 2 節　吉林省における出稼ぎの実態と調査対象地

1)吉林省における農民出稼ぎの概況と朝鮮族の特殊性

対象とする吉林省は中国の東北部に位置し、朝鮮半島と隣接している。中国の朝鮮族は 192 万人を数えるが、朝鮮半島との地理的・歴史的要因により東北地方に 90%以上が居住し、特に吉林省は 114 万人、60%を占めている（権[15]，注2）。ただし、吉林省においてもその人口比率は 4.3%に過ぎない。ここでは、最初に吉林省の農民出稼ぎの状況を整理しておこう。

2010 年の人口センサスによると、流動人口（戸籍登録した郷鎮人口で半年以上地元を離れている人口）は 2 億 6 千万人に上るが、省間移動は 8,587 万人であり、1990 年の 1,110 万人、2000 年の 4,241 万人と比較しても大きく伸びている（孟[73]、人口センサス[303]）。吉林省への省間移動者は、2000 年の 31 万人に対し、2010 年には 46 万人にまで増加している。全国的にみると人口移動は東部沿海地域に集中しているが、吉林省からは遼寧省（30 万人）、北京（21 万人）が多く、ついで山東省（19 万人）となっている。山東省（青島）には韓国系企業が密集しており、明らかに朝鮮族の存在がある。人口センサスは流入人口を捉えるため、海外移民を把握することはできないが、唯一海外出稼ぎを把握できる第 2 次農業センサスによると吉林省の海外出稼ぎ人口は 32,260 人となっており（農業センサス[302]）、その大半は韓国と考えられるが、いかにも過小である。

表 4- 1　朝鮮族村の転出率と事例

単位：戸、人、％

調査年次	市区	郷鎮名	村屯名	戸数	人口	朝鮮族率	転出人口	転出率	韓国出稼数	出典
1994年	舒蘭県	水曲柳	頭道村	49	235	100.0	116	49.4		坂下他[1995]
1995年	木蘭県	建国	紅鮮村	45	177	100.0	46*	26.0	13	朴他[1996]
1999年	（延辺）	D	A・B屯	108	422	95.7	90*	21.3	27	李[2004]
2009年	五常市	民楽	民楽屯	126	427	100.0	299	70.0		朴他[2010]
2009年	海林市	新安	永楽・和平村	480	1,914	89.1	1,551	81.0	(162)	董他[2012]
2010年	城子河区	永豊	H村	274	1,064	98.0	786	73.9	470	李他[2011]

注１）出典欄の論文により作成。舒蘭県は吉林省でその他は黒竜江省である。
注２）＊は出稼ぎ数。

農村部からの朝鮮族の人口流出についてのデータが存在しないため、われわれの調査を含むいくつかの既存研究により、その動向を確認しておこう（表4-1）。これによると、1990 年代半ばには、吉林省舒蘭県で 50％近くの転出率を示しているが、聞き取りによってもこの村が先進的な動きを示していることが確認されている（朴他[59]）。むしろ、貧困県である木蘭県の 20％台が妥当であると思われる。1999 年の延辺の事例においても転出率は 20％台にとどまっており、1990 年代の人口移動はまだ限定的であったと考えられる。2000 年代の事例は存在しないが、聞き取りによっても韓国への出稼ぎの急増はその後半からであり、図1の動向とも符合している。2000 年前後の事例では流出率は押し並べて 70％を超えており、2000 年代後半の急激な流出により朝鮮族村の空洞化が進展していることがわかるのである。

準朝鮮族集落は吉林省の官馬山村を取り上げることにする。前述した JQ 氏家族は官馬山村に定着し、その一家族は 1990 年半ばまで営農してきた。前章ではその一家族の事例 13 名（№1、2, 6, 7, 9, 17, 11, 13, 21, 26, 27, 32, 46、）の出稼ぎ経緯および韓国での就業、生活について考察した。現在、家族内には営農する人は全無の状態になり、所有農地は社外に貸付している。また、朝鮮族集落の出稼ぎ事例は詳しく取り上げてないが、農村空洞化現象が進んでいるのは同じようで、朝鮮族の流出後に農地の移動調整は注目すべきである。

2)調査対象地と朝鮮族集落の特徴

以下で対象とするのは、吉林省永吉県と輝南県に位置する2つの村の朝鮮族中心の集落である。具体的には口前郷官馬山村の3つの社（旧生産隊）と楼街朝鮮族郷茂盛村の2つの社である。この5つの社の朝鮮族の構成をみると（表4-2）、官馬山村の永豊A・Bの2社はその割合が登録戸数で74％と37％であり、準朝鮮族の集落であるといえる。これに対し、官馬山村永豊C社と茂盛E・F社の 3 つは登録戸数のほぼ 100％が朝鮮族であり、朝鮮族の集落であるといえる。この二つの類型に共通して、朝鮮族の現住人口は皆無に等しく、合計 342 戸の戸籍人口に対して在住戸数は5戸に過ぎない。

朝鮮族の出稼ぎの形態は漢民族の場合とは異なっており、後者は家族の一部に限られるのに対し、最初の出稼ぎ者が一定の安定をみると、出稼ぎ先に家族を呼び寄せ、結果として挙家離村につながることが多い。これは韓国での農家の流出形態と相似しており、チェーンマイグレーションと呼ばれる（倉持[13]、p.64）。挙家離村では、農地は貸し出され、家は空き屋となり、また生徒数の減少により朝鮮族学校は廃校になるため、朝鮮族農村社会は崩壊してしまう。たとえ出稼ぎ先からUターンしても農村部の家屋を放置したまま、市内や鎮内でマンションを購入し出稼ぎを繰り返しながら生活するようになる。こうして朝鮮族社会のコミュニティの場が実質的に農村から都会へ移り

つつある。

挙家離村者は農地を貸出すが、管理は直接に行わず、国内にいる親戚または知人に依存している。借地料以外には貸し手による農地への関与は一切なく、一種の財産としての意識はあるが、収入源としては大きな意味はない。

この結果、準朝鮮族集落では漢民族のみが在住し、朝鮮族集落では完全に空洞化が進展していることがわかる。朝鮮族は、その主な出稼ぎ先である韓国や沿海地域に定住化し、あるいは帰国後も農村市街地に居住しており、籍のみを母村においているのが一般的である。これらの集落では、他の農村と同様に 1983 年に請負制が実施され、1人当り 10～20aの農地が配分され、その 15 年後の 1998 年には以後 30 年間の保有関係を保障するという制度が実施され、現在に至っている。そこで、残された保有農地の利用がいかになされているかが問題となる。準朝鮮族集落では、主に集落に現住する漢民族との保有調整が焦点となり、朝鮮族集落では集落内の農家が皆無となることから集落外の農家との調整が問題となる。以下では、この集落類型に注目しながら、Ⅲでは官馬山村の A、B 社(準朝鮮族村)とC 社(朝鮮族村)、Ⅳでは茂盛村の E、F 社(朝鮮族村)における農地の移動調整がいかに行われているかに重点をおき、その結果として形成される借地農家の性格を明らかにしていく。

表 4- 2　調査対象地における朝鮮族の構成(2012 年)

単位：戸、%、ha

類型	所在地		戸籍戸数			戸籍人口			現住人口			耕地面積	
	郷村	小社	合計	朝鮮族	比率	合計	朝鮮族	比率	漢民族	朝鮮族	合計	合計	1戸平均
準朝鮮族社	口前郷官馬山村	永豊A社	43	32	74.4	153	115	75.2	9	1	10	26.2	0.61
		永豊B社	49	18	36.7	176	68	38.6	19	1	20	30.4	0.62
朝鮮族社		永豊C社	53	52	98.1	218	210	96.3	1	1	2	40.8	0.77
	楼街郷茂盛村	茂盛E社	133	131	98.5	354	352	99.4	0	2	2	64.0	0.48
		茂盛F社	109	109	100.0	512	512	100.0	0	0	0	72.7	0.67
合計			389	342	87.9	1413	1257	89.0	29	5	34	234.1	0.60

資料：村民委員会資料による。

第 3 節　官馬山村における離農跡地の移動形態

1)準朝鮮族集落と朝鮮族集落における農地移動の相違

官馬山村は永吉県都の口前郷の西南 9km に位置し、耕地面積が 480ha、うち水田が 260ha、畑が 220haの田畑作地帯である。主作物は水稲とトウモロコシであり、収穫量でみても前者が 2,600t、後者が 2,200t と拮抗している。

現官馬山村は 16 社からなる旧官馬山村と 5 社からなる永豊村が 2004 年に合併したものであり、この背景には朝鮮族の永豊村(**注3**)において主に韓国への出稼ぎによって現住人口が急速に減少したことがある。対象とする集落は旧永豊村全域をカバーする永豊A･B･C社であり、そのうち永豊C社は漢民族の官馬山D社と混住形態にある。

合併後の官馬山村は総戸数 812 戸、総人口 3,130 人であり、1戸当たり 3.9 人となる。2008 年の出稼ぎ人数は 1,200 人、そのうち外国への出稼ぎ人数は 150 人である(官馬山資料[285])。村の 2008 年の経済総収入は 1,326 万元、一人当たり平均純収入は 4,928 元、1戸に換算すると 19,200 元となる。

前掲表4-2によれは、旧永豊村を構成する3つの社の戸籍戸数は 145 戸、戸籍人口は 547 人であり、朝鮮族が 102 戸(70.3%)、393 人(71.8%)、漢民族が 43 戸、154 人である。このうち、現住戸数は 32 戸(22.1%)に止まり、うち漢民族が 29 戸を占めており、朝鮮族は 3 戸で営農を行っていない。朝鮮族のほぼ全てが韓国への出稼ぎ定住者ないしは帰国後鎮内で家屋を購入して居住している者であり、農地は同集落ないし隣村の農家に貸し付けている。

個々の農家の 1983 年に配分された農地面積は不明であるため、3つの社毎の一人当たり配分面積(A社 18a、B社 14a、C社 18a)により民族別の農地面積を算出すると、合計 97.4ha のうち、朝鮮族が 78.9ha、漢民族が 18.5ha となる。漢民族も 43 戸から 29 戸に減少しているため、80ha 以上が借地にまわされている勘定となる。その際、漢民族との混住度、つまり朝鮮族集落か準朝鮮族集落かによって農地移動の枠組みが変わってくる。何故なら農地の貸借は集落内、集落外の順に契約が取り交わされるのが一般的であるからである。

表 4- 3　集落内の農地の移動状況

単位：戸

区分	自作	貸付農家数			借地農家数			農地保有農家	社内農地利用農家	
		社内	社外	計	社内	社外	計		計	社内
永豊A社	4	17	17	34	5	4	9	38	13	9
永豊B社	17	21	1	22	8	1	9	39	26	25
永豊C社	0	0	53	53	0	18	18	53	18	0
		(37)	(16)		(13)	(5)				
合計	21	38	71	109	13	23	36	130	57	34

資料：村民委員会資料による。
注）永豊C社の下段は同社と混住する漢族集落（官馬山D社）を社内としてカウントした数字。

表4-3は集落別の社内・社外貸付の状況を示している。朝鮮族比率が 36.7%と最も低い永豊 B 社においては、漢民族の営農者が 19 戸存在しており、貸付農家 22 戸の農地は1戸を除き集落内の漢民族農家8戸に貸し出されている。この結果、自作農家とあわせ集落内の営農戸数は 25 戸と最も多くなっている。朝鮮族比率が 74.4%である永豊 A 社では、漢民族の在住農家数が9戸であるため、社内と社外への農地貸付けの割合は拮抗しており、同社での営農戸数は自作4戸と借地をした5戸をあわせて9戸にとどまっている。朝鮮族比率が 100%に近い永豊 C 社においては社内への貸付はなく、53 戸の農地は全て社外の 18 戸の農家に貸し付けられている。ただし、この集落は漢民族の官馬山 D 社と混住しているため、貸付先 18 戸のうち 13 戸が同社の農家への貸付となっている。

表 4- 4　借地農家の農地集積状況(貸付農家数)

単位：戸

	1戸	2戸	3戸	4戸	5戸	6戸	7戸	合計
永豊A社	2		2	1	3		1	9
永豊B社	3	2	1	3				9
永豊C社	6	3	2	2	3	2		18
計	11	5	5	6	6	2	1	36

資料：村民委員会資料による。

表4-4には借地農家の農地集積状況を借入農家戸数により示している。最も多いのは、貸し手数1戸分(67a)の 11 戸であるが、最高7戸分(4.7ha)まで広く分布しており、集落における差もさほ

ど存在しない。3 社の合計 97.4ha のうち、109 戸の出し手から 72.8ha の農地が 36 戸の受け手農家に平均 2ha 貸し出されている勘定となり、その効果は大きいということができる。

2)受け手農家の性格

(1)受け手農家の家族構成

受け手農家の特徴を明らかにするため、永豊 A・B・C 社の農地を借地する農家 17 戸を対象として聞き取り調査を実施した。その概要を示したのが表4-5である。各分社と関連する農家はそれぞれ 5 戸、5 戸、7 戸である。 借地のない D6 を除き、借地は全て離村した朝鮮族農家からのものであり、A1~5 は永豊 A 社内の農家、B1~5 は永豊 B 社内の農家、D1~7 は永豊 C と混住する官馬山 D 社の農家である。

表 4- 5　官馬山村における調査農家の家族の性格(2012 年)

農家番号	集落名	農地面積	家族数	就農者数	経営主				後継者	家族の状況				家族の兼業		家族の出稼ぎ先
					年齢	学歴	兼業	(所得額)		長男	次男	長女	二女	家族の兼業	(所得額)	
A1	永豊A社	6.5	4	2	51	中学			×	他出		他出				
A3		6.0	3	2	46	中学			○	就農						
A2		4.5	3	3	49	中学			×	神学校						
A4		4.0	3	2	43	小学			○	就農						
A5		3.0	4	2	48	中学	農業	3,000	×			他出	高校生			
B5	永豊B社	14.0	3	2	47	高校	賃耕	4,800	×	大学生						
B3		7.0	3	2	38	中学	建築運搬	12,000	×			中学生				
B1		5.0	4	3	66	中学			○	就農				長男：紡績業	6,000	
B2		4.0	5	2	52	中学	農業	3,000	○	就農	サービス業			長男：運転手	3,500	次男：山東省
B4		1.7	3	2	50	中学	農業	3,000	△	小学校						
D4	官馬山D社	4.0	3	2	38	中学	建築	5,000	△			中学校		妻：建築	5,000	
D1		3.4	5	4	51	中学			○	就農				妻：工場、長男：建築運搬	40,000	
D3		2.9	3	2	52	中学	建築	5,000	×			結婚				
D2		2.5	3	2	53	高校	タクシー	43,000	×	障害者						
D5		2.2	4	2	58	小学			×	ｾｰﾙｽ		結婚			1,500	長男：大連
D7		1.2	4	2	62	大学	(元教師)		×	他出	他出					
D6		0.9	3	2	64	小学			×	建築				妻：農業	10,000	長男：東京
平均		4.3	3.5	2.2	51											

資料：聞き取り調査により作成。
注）Ｂ４、Ｄ４の子供については調査未了。

調査農家の経営主の平均年齢は永豊 A 社が 47 歳、永豊 B 社が 50 歳、官馬山 D 社が 54 歳であり、全体の平均年齢は51 歳である。A 社の経営主年齢が若いのは、集落の位置が幹線道路から遠距離にあり、農家は自給的で出稼ぎ志向が弱いため、漢族の若年層の流動性がかなり低いためである。全体として 30 歳台が2戸、40 歳台が5戸、50 歳台が7戸、60 歳台が3戸であり、30~40 歳台が7戸に対し、50~60 歳台が 10 戸とやや高齢化が目立っている。なお、経営主の学歴は大多数が中学校卒業であり、元教師の大卒を例外として高校卒業は2人しかおらず、高学歴化の波は及んでいない。

この経営主層においても兼業農家は多く、農業被雇用が A5、B2、B4 の 3 人、建築業従事が D3、D4(注4)の2人である。この他、B3 は 2005～2008 年の4年間、韓国およびロシアに出稼ぎし、その蓄積で建築用車両を購入し、年間 4 ヶ月の請負作業を行っている(12,000 元)。また、D2 はタクシーを所有しており、農作業の合間を縫って営業しており、月収は 3,600 元程度である。近隣での被雇用は年収 3,000~5,000 元であるが、出稼ぎでの蓄積をもとにした自営兼業により高収入を得ている事例も見られるのである。また、経営主妻の兼業も3人いる。

つぎに、子供世代の就業状況をみよう。若干の調査未了があるが、判明した 20 人のうち、他出者は A1 の長男・長女、A5 の長女、D7 の長男・次男の5名であり、ほとんどが大卒となっている(注5)。純粋な出稼ぎ者はB2 の次男、D5 の長男、D6 の長男であり、それぞれ山東省、大連、日本(東京)となっている。残存農家の家族内にも出稼ぎが存在していることが注目される。前2者の送

金額は 2,000 元程度であるが、D6 の長男のそれは 7,000 元であり、これは負債償還に充てられるという(注6)。すでに就農しているのは、A3、A4、B1、B2、D1 の 5 人であり、何れも長男で経営規模では 3.4~6ha に分布している。必ずしも、上層に後継者がいるとは限らない。この結果、経営主が 55 歳以上で後継者がいないのは、2ha 以下層の D5、D7、D6 の 3 戸のみである。後継者のなかでも、B1、B2、D1 の長男は兼業を行っている。うち、D1 の長男は韓国で4年間働いた収入で建築用車両を購入し、建築資材の運搬を行っている。

以上を経営規模に即して整理すると、まず、5ha 以上層では経営主年齢が比較的若いか後継者を確保しており、専業的性格が強い。5ha 未満層になると経営主、妻、後継者の兼業が多くなり、さらに一部は子弟の出稼ぎがみられるのである。また、出稼ぎによる蓄積をもとに自営兼業を行うものも現れている。

表 4- 6　官馬山村における調査農家の経営(2012 年)

単位：歳、ha、%、千元

農家番号	集落名	経営主年齢	農地面積			作付面積			販売単価		粗収入			農業所得(1)	借地料	借地料率	農業所得(2)	トラクタ		負債残高
			合計	所有	借入	水稲	ﾄｳﾓﾛｺｼ	水稲率	籾	ﾄｳﾓﾛｺｼ	稲作	ﾄｳﾓﾛｺｼ	合計					台数	導入年	
B5	永豊B社	47	14.0	4.0	10.0	7.0	7.0	50.0	2.8	2.0	166.6	140.0	306.6	217.7	33.3	15.3	184.4	1	00	
B3	永豊B社	38	7.0	0.8	6.2	5.5	1.5	78.6	2.9	2.2	135.6	33.0	168.6	111.1	20.7	18.6	90.5	2	09･12	28.0
A1	永豊A社	51	6.5	0.8	5.7	1.4	5.1	21.5	2.3	2.0	27.4	102.0	129.4	100.1	29.8	29.8	70.3	1	07	15.0
A3	永豊A社	46	6.0	0.5	5.5	0.1	5.9	1.7	2.8	1.9	2.4	112.1	114.5	95.2	27.0	28.3	68.3	1	11	
B1	永豊B社	66	5.0	0.6	4.4	2.5	2.5	50.0	2.6	2.0	55.3	50.0	105.3	73.5	18.7	25.5	54.8	1	00	
A2	永豊A社	49	4.5	0.5	4.0	1.2	3.3	26.7	2.8	2.2	28.6	71.9	100.5	78.8	39.0	49.5	39.8	1	05	20.0
A4	永豊A社	43	4.0	0.6	3.4	0.5	3.5	12.5		2.1	-	73.5	73.5	57.9	20.6	35.6	37.3	1	09	
B2	永豊B社	52	4.0	0.5	3.6	2.2	1.8	55.0	2.8	2.0	52.4	36.0	88.4	61.7	28.4	46.1	33.3	1	00	
D4	官馬山D社	38	4.0	0.4	3.6	2.5	1.5	62.5	2.9	2.0	61.6	30.0	91.6	63.0	35.3	56.0	27.7	1	05	70.0
D1	官馬山D社	51	3.4	0.8	2.6	1.7	1.7	50.0	2.9	2.2	41.9	37.4	79.3	57.7	25.5	44.1	32.2	1	09	25.0
A5	永豊A社	48	3.0	0.8	2.2	0.3	2.8	8.3	2.8	2.0	6.0	56.1	62.1	51.1	14.3	28.0	36.8	2	00･11	30.0
D3	官馬山D社	52	2.9	0.5	2.4	1.0	1.9	34.5	2.8	2.0	23.8	38.0	61.8	46.3	23.5	50.8	22.8	2	00･08	
D2	官馬山D社	53	2.5	0.5	2.0	1.0	1.5	40.0	3.0	2.0	25.5	30.0	55.5	41.3	19.4	46.9	21.9	1	03	28.0
D5	官馬山D社	58	2.2	0.6	1.6	1.5	0.7	68.2	2.8	2.0	35.7	14.0	49.7	33.1	15.3	46.1	17.8	1	04	28.0
B4	永豊B社	50	1.7	0.2	1.5	0.5	1.2	29.4	2.6		11.1	24.0	35.1	26.5	2.6	9.9	23.9	1	11	28.0
D7	官馬山D社	62	1.2	0.5	0.7	0.6	0.6	49.2	3.0	2.0	14.8	12.0	26.8	19.4	6.9	35.4	12.5	1	09	
D6	官馬山D社	64	0.9	0.9			0.9	0.0		2.0	-	17.0	17.0	14.4	-	-	14.4			28.0
平均		51	4.3	0.8	3.5	1.7	2.5	40.5	2.8	2.0	41.2	50.9	92.1	67.6	21.2	31.3	46.4	1.12		18.0 (30.0)

資料：聞き取り調査により作成。
注１）稲作の粗収入は10a単収を籾850kgとし、ﾄｳﾓﾛｺｼの粗収入は10ａ当り単収を1,000kgとして計算した。
注２）農業所得は借地料支払い前を(1)、支払い後を(2)とし、水稲のコストを10ａ当り960元、ﾄｳﾓﾛｺｼのコストを同310元として算出した。

(2)受け手農家の経営状況

表4-6は調査農家の経営概況を規模別に示したものである。B5 の 4.0ha を例外として、請負地面積は 0.2~0.8ha であり、耕地規模を規定しているのは借地面積である。最上層の B5 は 14.0ha と飛びぬけて大きいが、5ha 以上層が4戸、3~5ha 層が6戸、1~3ha 層が 5 戸であり、1ha 未満は借地のない D6 のみである。このように階層は2極化しておらず、連続的である。

作付構成をみると、集落による水田比率の差が存在するが、近年ではトウモロコシ単価の上昇によりトウモロコシの収益が稲作のそれを上回るようになっており、水田におけるトウモロコシへの転作が目立つようになっている。正確なデータは入手できなかったが、聞き取りによると水稲の粗収入は籾単収 850kg、kg 単価 2.8 元として 2,380 元、地代を除くコストは 960 元であり、その差は 1,420 元である。これに対し、トウモロコシの粗収入は単収 1,000kg、平均単価 2.0 元として 2,000 元、地代を除くコストは 310 元であり、その差は 1,690 元となり、稲作を上回っている。このため、A3 や A5 のようにほぼトウモロコシ単作になっている経営もあり、A1、A2、A4、D3、D2、B4 で水稲比率が 50%を大きく割っている。

機械化については、トラクタの所有状況のみしかわからないが、借地なし農家を除き全戸が所有しており、導入は 2000 年以降、特にその後半が多く、規模拡大に対応した動きである。1台の価格は 5,000 元前後であり、政策補助を受けたものは4戸に過ぎない。

表出していないが、農産物の販売先は庭先取引の集荷業者と加工業者（籾は精米業）である。籾の販売単価（kg）は 2.3 元から 3.0 元の幅があるが、概して平均単価 2.8 元の近傍にある。トウモロコシに販売単価は 1.9 元から 2.2 元と差は小さく、平均単価2元に集中している。したがって、販売に関する優劣は存在しないということができる。

粗収入では、最上層の B5 が 30 万元、4.5ha 以上の B3、A1、A3、B1、A2 が 10~17 万元となっており、2.5ha 以上の A4、B2、D4、D1、A5、D3、D2 が 5~9 万元となっている。それ以下の 4 戸は 5 万元を割っている。

借地料については後に詳述するが、借地料率（農業所得(1)に占める借地料の割合）をみると上層ほどその割合が低く、最上層の B5,B3 では 10%台、続く5ha 以上3戸が 20%台であるのに対し、3～5ha 層では 40～50%に及んでいる。有利な借地条件を得た農家が規模拡大を行っていると考えることもできる。

借地料支払い後の農業所得は、最上層 14ha の B5 が 18 万元で飛びぬけており、5ha 以上層は 5～9 万元、3～5ha が 3 万元台、3ha 未満が2万元台となっている。村の純収入は2万元台であるから、3ha 未満層が村の平均所得層であるということができる。

負債については、10 戸が農村信用社からの借入金を有するが、その 90%は親戚などへの低利資金借入の名義貸しであり（注7）、兼業収入も多いことから負債はほとんどないと言える。

3)農地移動の状況と借地料水準

調査農家 17 戸の合計面積は 72.8ha で、平均 4.3ha である。借入地は合計 59ha であり、借地率は 82%となる。永豊 A 社での借地率が 87%で一番高く、永豊 B 社のそれは平均値に近いが、官馬山 D 社のそれは 79%で最も低い。これは、地域性ではなく、規模階層を反映したものである。

以下では、個々の農家の農地借入の実態を明らかにしよう（表4-7）。まず、永豊 A 社であるが、すでにみたようにこの社では、集落内と集落外に貸付農家が分散している。A1 農家は6団地を借入しているが（注8）、これは全て村外からのものであり、単当価格は 500 元を基本とし安価であり、5年の長期契約もみられる。A2 農家は最も早く 1985 年から村内で 0.7ha を借地しているが、出し手農家との緊密な関係があり、毎年口頭で借地料を決定しているが、長期貸借が暗黙の了解である。借地料水準も豊凶により考慮されるが、2012 年の契約は 1,200 元となっており極めて高い。同じ村内の農地でも 2012 年からの借地は 750 元となっている。A3 農家が 2006 年から借入している2団地は1年更新で 650 元であるが、2011 年と 2012 年に借入した農地は土地条件が悪いため、借地料は 260 元となっている。A4 農家の 2011 年からの借地 1ha も土地条件が悪く同価格となっている。また、2.4ha の借地は、借地料を 750 元に引き上げることにより前年の借地関係をキャンセルして新たに借地したものである。A5 農家の借地は 2000 年から継続しているものであり、650 元という高い水準にある。

表 4-7 官馬山村の調査農家の借入先別の借地料水準

単位：ha、元

社	受け手	借入面積	契約年	期間	単当借地料	出し手	村同意	備考
永豊A社	A1	2.3	2012	1年	565	村外		
		0.8	2012	1年	500			
		0.8	2012	5年	500			
		0.4	2008	5年	500			
		0.4	2010	4年	400			
	A2	0.7	1985	1年	1,200	村内		
		0.7	2012	1年	750			
	A3	1.8	2006	1年	650	村内		劣等地
		0.8	2006	1年	650			
		1.2	2011	1年	260			
		0.6	2012	5年	260			
	A4	2.4	2011	1年	750	村内		
		1.0	2011	1年	260		○	
	A5	2.2	2000	1年	650	村内	○	
	平均価格	16.1			588			
永豊B社	B1	1.0	2012	1年	418	村外		配分農地1人当たり225kg
		0.4	2010	1年	418			
		0.8	2006	1年	418			
	B2	2.5	2011	1年	800	村内		官馬山D社の協定価格
		0.8	2012	1年	800			
	B3	3.0	2011	3年	400	村内		
		3.0	2011	1年	400			
		3.0	2009	10年	200	機動地	○	
	B4	1.0	2006	1年	＊500	村内	○	
	B4	5.0	2005	1年	＊500		○	
	B4	0.7	2006	6年	600		○	
	B5	10.0	2009	15年	333	村内	○	15年一括払
	平均価格	22.2			538			

資料：聞き取り調査による。
注１） B４の＊は定額借地料の他に飯米を現物で支払うことを示す。
注２） 平均借地料価格は加重平均の数字。

以上のように永豊 A 社における農地賃貸借は非常に不安定である。契約書は存在せず、口頭でしかも1年契約が通常であり、借地料も出来秋に決定する場合が多い。借地料水準も 10a当り 260 元から 1200 元と幅が広く、A4 の例にみるように借地競争が行われており、基本的に貸し手市場をなしているということができる。

永豊 B 社の賃貸関係は永豊 A 社よりやや複雑である。永豊 B 社の1人当たり配分農地は 14aである。B1 農家の支払い借地料は貸し手農家の戸籍上の農地配分人数により1人当たり 225 キログラムの精米を当該年の販売価格に換算して現金を支払う代金納形態を取っている。2011 年では、kg 当り米価は 2.6 元であったから 10a当り 160kg の代金納価格は 420 元となる。B2 農家は官馬山 D 社の農地を借入しているため、D 社の申し合わせにしたがって、18a当り 350kg、代金納にして 10a当り 194kg×2.6 元、544 元を支払うことになる。これはのちに述べる永豊C社のシステムと同様である。B3 農家は 2009 年に村と機動地 3.0ha を 10 年間の借地契約を結び、10a当り 200 元の借地料を支払うとともに、2011 年から 3.0ha を 400 元で借地している。B4 農家は 2006 年から 5 年契約で借地していた農地を生産性が低いために返還し、現在は 2 戸の農家から借地料 500 元と貸し手の年間必要な飯米を現物で供給している。B5 農家は 2009 年に家屋と農地1ha を一括して 15 年間の賃貸契約をしており、前払いで5万元を支払ったが、これは農地のみの借入として年間借地料に換算すると 333 元となる。

このように永豊 B 社の農地賃貸借の方法は様々であり、調査農家 5 戸が全て借地料水準、借地料決定の仕方、支払い方式すべてで異なっている。永豊 A 社においては、賃貸借の事実関係については集落もほぼ把握しているが、永豊B社においては集落の埒外で貸借が行われるケースが多くみられた。これは永豊 B 社において漢民族割合が高く、残存農家が多いために集落内での賃貸借が一般的であることが逆に集落の規制を弱めていると考えられるのである。また、集落の一体

感がなく、朝鮮族による農地の賃貸借に規律性がなく、個々の農家の意思のままに実行されている側面も有している。

永豊 C 社においては、集落内の農家全てが離農しているため、受け手の基盤を失っている。したがって、全ての農地は社外に賃貸されることになるが、この集落は官馬山 D 社との混住集落でもあるため、D 社への貸し付けが多い。そこで、永豊 C 社の社長が借地料の統一を提案し、実行に移されている。毎年営農前に、永豊 C 社、官馬山 D 社の村民による協議会が開催され、その場で当該年の借地料が協議され、確定される。賃貸契約はC 社の代表の署名を含む三者間のものとなっており、借地料は収穫後に支払われるシステムである。B2 の事例で示したように、官馬山 D 社内の農地貸借においても同一のシステムが採用されている。借地料水準は、貸し手農家の請負口数によって決定され、1984 年の一人当たり配分面積 18aを単位として精米 350kg の代金納制が取られている。2012 年の単当米価 2.8 元で計算すると 10a当り単価は 544 元となる。

以上のように、官馬山村においては主に朝鮮族の出稼ぎ転出により、3社合計 97ha の農地のうち 80ha 程度が賃貸に出されるようになっている。準朝鮮族集落である永豊 A 社と永豊 B 社においては、貸借関係は若干の相違がみられるものの相対取引が基本であるのに対し、朝鮮族集落である永豊 C 社においては官馬山 D 社という混住集落を条件として借地料水準の統一化という第一歩を踏み出している。以下では、同じ朝鮮族集落である茂盛村での農地移動調整のあり方を見ていく。

第 4 節　茂盛村における離農跡地の農地移動調整

1)朝鮮族集落における農地移動

茂盛村が属する楼街郷は朝鮮族郷であり、輝南県都の朝陽鎮から 18 キロ離れている。12 の村のうち3つが朝鮮族村であり、茂盛村はそのひとつである。農家戸数は 8,864 戸、総人口は 25,805 人であり、1戸当たり2.9 人である。耕地面積は 6,534ha、うち水田が 3,710ha、畑が 2,824ha であり、1戸当たり面積は 74aである。1人当たり純収入は 7,475 元であるから1戸当たりでは 21,700 元となる。輝南県の糧食主産区であり、吉林省農業機械化・生産モデル郷鎮でもある。郷の主導により 2004 年から韓国への出稼ぎ事業が推進され、茂盛村は最も韓国出稼ぎを多く輩出した村に数えられる(輝南年鑑[287]、楼街郷資料[327]、注9)。朝鮮族の減少により、各村にあった朝鮮族の小中学校は、郷単位に統合されており、朝鮮族のコミュニティは崩壊しつつある。

対象とする茂盛村は E 社、F 社の2つの社からなり(注10)、戸籍戸数はそれぞれ 133 戸、109 戸であり、戸籍人口は 354 人、512 人である。E 社に2戸の漢民族がいる他は全て朝鮮族である。耕地面積は、64.1ha、72.7ha であり、全て水田である。

E 社については、朝鮮族の大部分は出稼ぎにより、また 2 戸の漢民族も離農して離村しており、農地は全面積が他村の農家へ賃貸されている(表4-8)。賃貸の方式は、E 社の行政組織が仲介して団地化を図ったうえで一括して賃貸する形態が大部分を占めている。2012 年においては、圃場番号1(44.9ha)が光明村の E4農家に、圃場番号2(14.5ha)が楼街村の E2・E3農家に賃貸されている。これが貸付農地の 92%を占めている。この他に、相対で圃場番号3～5(合計 4.3ha)が光明村の農家に、圃場番号6(0.7ha)が楼街村の農家に賃貸されている。

表 4-8 茂盛村 E 社の農地調整

単位：ha

番号	面積	貸付形態	貸付村
1	44.9	集団貸付	光明村
2	14.5		楼街村
3	2.3	相対貸付	光明村
4	1.9		光明村
5	0.1		光明村
6	0.7		楼街村
合计	64.2		

資料：社の聞き取り調査による。

このシステムは 2009 年に作られており、茂盛村長、党書記、E 社社長が農地賃貸借を社内でまとめて管理することを企図したもので、村・社の行政組織が農地流動化の実行者・管理者となって全ての農地を統括管理している。これは、出稼ぎ者の増加により賃貸借が増加をみせたが、相対による貸借では借地料水準や支払い時期に格差が生じ、また不作の際に借地料支払いのトラブルが発生していたことを解消することが狙いであった。そのため、社単位で農地の区画整理を行っている。

農地の賃貸は農家個人ではなく茂盛村 E 社長および村長と農地の受け手が協議する体制になっている。現在では、大規模生産に意欲のある農家と合意し、団地化して賃貸するようになっている。2009 年の1月に村役員、E 社代表と農地借入者が協議し、最低限の借地料を定め、合意した農家と契約を締結し、3 月に先払い方式で借地料を支払うことが原則とされた。これにより、不在農家の利便が向上するとともに、郷が推進する大規模農家育成にも寄与している。これにより、100 戸以上の農家がこの協定に参加している。借地料は 2012 年時点において上田で 10a当り 730 元となっている。

表 4-9 茂盛 F 社における農地賃貸

単位：戸、ha

借入農家	貸付農家数	借入面積
1	4	3.1
2	4	2.0
3	2	1.9
4	2	1.7
5	2	1.5
6	3	1.5
7	2	1.3
8	2	1.3
9	2	1.2
10	1	0.8
11	1	0.8
12	1	0.7
13	1	0.7
14	1	0.7
15	1	0.6
16	1	0.6
17	1	0.6
合計	31	20.9

資料：聞き取りによる。

一方、茂盛村 F 社においては、出稼ぎ転出農家や在村離農農家 31 戸の農地 20.9ha(29%)が光明村、楼街村など 17 戸の農家に賃貸を行っている(表4-9)。借入農家1戸当たりの貸付農家数は1～4 戸であり、面積も 0.6～3.1ha と小規模となっている。F 社においては、E 社のような一括貸付方式を取っていないが、この方式の存在により賃貸借関係が貸し手に有利となっているため、後に見るようにE 社と同様 10a当り 730 元の相場による契約が一般的である。現在では村長およびF 社の社長が中心となりE 社と同様の形式での貸出が検討されている段階にある。このような動きは近隣の村にとっても大規模化を推進するための条件整備として歓迎されているという。

2)受け手農家の性格

以下では、受け手農家の性格を明らかにするために、茂盛村E･F社からの農地賃貸借を行っている光明村と楼街村の7戸の農家の分析を行う(表4-10、4-11)。

表 4- 10　茂盛村における調査農家の就業(2012 年)

農家番号	関係借地	経営主			家族		
		年齢	学歴	兼業	人数	就農	兼業
E 4	茂盛 E 社	46	中学		4	2	
E 2		41	大学		3	2	
E 3		50	中学		4	3	
E 1		56	高校		4	2	次女：通年
F 3	茂盛 F 社	42	中学		3	2	
F 1		35	高校	建築	6	4	
F 2		52	小学		2	1	

資料：聞き取り調査による。

まず、調査農家の就業状況をみると、7戸の経営主の年齢は 35 歳から 50 歳台中盤までであり、先の永豊社と比較してやや若い。学歴は中学卒卒が一般的であるが、高卒、大卒を含んでいる。兼業従事者は少なく、最も若いF1農家が年末年始に2ヶ月ほど建築業に従事し、生活費を補填しているのみである。

表 4- 11　茂盛村における調査農家の経営(2012 年)

単位：歳、ha、%、千元

農家番号	関係借地所在地	経営主年齢	農地面積			作付面積			販売単価		粗収入			農業所得(1)	借地料	農業所得(2)	トラクタ		負債残高
			合計	所有	借入	水稲	ﾄｳﾓﾛｺｼ	水稲率	水稲	ﾄｳﾓﾛｺｼ	稲作	ﾄｳﾓﾛｺｼ	合計				台数	購入年	
E 4	茂盛E社	46	50.0	1.0	49.0	45.0	5.0	90.0	3.4	1.9	1,300.5	95.0	1,395.5	948.0	357.7	590.3	1	2010	
E 2	茂盛E社	41	31.0	0.8	30.2	29.0	2.0	93.5	2.6	2.3	640.9	46.0	686.9	402.3	220.5	181.8	1	2002	200
E 3	茂盛E社	50	27.0	3.0	24.0	25.0	2.0	92.6	2.8	2.0	595.0	40.0	635.0	388.8	175.2	213.6	1	2010	220
F 3	茂盛F社	42	7.0	0.5	6.5	4.2	2.8	60.0	2.7	2.0	96.4	56.0	152.4	103.4	47.5	55.9	1	2009	
F 1	茂盛F社	35	5.8	2.6	3.2	2.8	3.0	48.3	3.0	2.0	71.4	60.0	131.4	95.2	23.4	71.9	0		10
F 2	茂盛F社	52	3.0	0.6	2.4	2.0	1.0	66.7	2.2	1.8	37.4	18.0	55.4	33.1	17.5	15.6	1	2006	14
E 1	茂盛E社	56	2.0	0.3	1.7	2.0		100.0	2.8		47.6		47.6	28.4	12.4	16.0	2	2010	

資料：聞き取り調査により作成。
注１）稲作の粗収入は10a単収を籾850kgとし、ﾄｳﾓﾛｺｼの粗収入は10ａ当り単収を1,000kgとして計算した。
注２）農業所得(1)は借地料支払い前であり、水稲のコストを10ａ当り960元、ﾄｳﾓﾛｺｼのコストを同310元として算出した。
注３）農業所得(2)は(1)から借地料を控除した額である。

経営規模をみると、E社からの大団地の借地を有するE4、E2、E3の各農家の規模が突出しており、20ha 以上である。F 社から借地をしているF1～3 農家は 3.0～7.0ha であり、これらはむしろ地域で一般的な規模拡大農家である。表出していないが、今後の規模拡大の意向については2戸(F2、E1)を除く5 戸がさらなる拡大を志向している。10a当り借地料をみると、以前の借地料 500 元からE社によって設定された 730 元に引き上げられていることがわかる(表 4-12)。

表 4- 12　調査農家の借入先別借地料水準

単位：ha、元

社	受け手	期間	借入面積	10ａ当り借地料	出し手	村同意
茂盛E社	E１	現在	1.7	800	村外	
	E２	現在	1.2	400	村外	○
		現在	29.0	730	E社	○
	E３	以前	1.3	600	E社	○
		現在	24.0	730	E社	○
		以前	10.0	500	村外	
	E４	以前	20.0	500	村外	
		現在	49.0	730	E社	○
茂盛F社	F１	以前	1.5	500	村外	
		以前	3.0	730	F社	○
		以前	5.2	730	F社	○
		現在	3.2	730	F社	○
	F２	現在	2.4	730	村外	
	F３	現在	6.5	730	村外	

資料：聞き取り調査による。
注）平均借地料価格は加重平均の数字。

作付けでは、E社は水田のみであるため水稲作付け率は 90%を超えるが、F社からの借地農家では比較的トウモロコシの作付割合が高い。E4 農家と F1 農家は精米業者との契約栽培を行っているため籾単価がそれぞれ 3.4 元、3.0 元と平均水準の 2.8 元より高くなっている。

粗収入をみると、最上層のE4農家（50ha）は籾の販売単価が高いこともあり、突出して 95 万元を示し、借地料を控除した農業所得においても 59 万元の高水準となっている。30ha 規模の E2・E3 農家の粗収入は 40 万元、同農業所得は 20 万元前後を示している。6～7ha 規模の F3・F1農家は粗収入で 10 万元前後、同農業所得で 5～7 万元を得ている。

調査農家では下層に位置する 2～3ha の F2・E1 農家は、粗収入が5万元前後、同農業所得で 1.5 万元程度を示している。先に示したように郷の1戸当たり純収入は2万元程度であるから、この層が平均的な所得階層とみられる。ただし、専業農家である。

なお、大規模層の E2・E3 農家では 20 万元、中規模層の F1・F2 農家では1万元程度の負債残高があるが、これは収入から見てさほど大きな負担となっていないと見ていい。

機械化も進んでおり、E4 農家は 2010 年に7万元クラスのトラクタ 2 台を導入しており、E3農家も同年に同じクラスのトラクタを導入している。両者には政府からの 30%補助が行われている。結局、トラクタを持たないのは F2 農家のみである。村内にある農民専業合作社が所有するトラクタも利用されている（注11）。所有している機械もトラクタの他にコンバイン、播種機などがあり、コンバイン所有農家は受託作業も行っている。

以上のように、茂盛E社による一括賃貸方式は零細不在地主連合と大規模農家との契約関係をもたらし、朝鮮族にとっては高い借地料水準とその確実な取得というメリットが、大規模農家にとっては団地的な農地の確保というメリットをもたらしているのである。茂盛F社の賃貸関係は相対にもとづくものであり、受け手農家の規模は 10ha 未満の水準にあるが、E 社による借地料水準の設定が一般化されることにより、朝鮮族のメリットがもたらされている。F 社においても E 社同様の一括賃貸方式が検討されており、この背景には借地料負担に耐えられる大規模農家との賃貸への移行が志向されていると思われる。こうした形態で朝鮮族集落においては、農地移動調整が行われているのである。

第 5 節　小括

1992 年以降、韓国への出稼ぎが可能になった中国東北部の朝鮮族は、経済的な理由や生活条件の改善のために出稼ぎブームに沸き、大量の挙家離村が引き起こされた。それにより、朝鮮族村では住民が急激に減少し、学校の統廃合と高齢化が進み、最終的には朝鮮族村の空洞化が進んでいる。

その結果、1998 年からの農地保有の 30 年間不変政策のもとで、多くの小規模不在地主群が形成されることになる。その離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に即して明らかにし、放出された農地を集積する借地農家はそのような性格を持っているのかが本章の課題であった。

本章で明らかにした借地農家の性格は以下のどおりである。まず準朝鮮族村の農地は社内貸付が多い反面、朝鮮族村の農地はほぼが社外貸し付けとなる。このように準朝鮮族村は社外へ一括賃貸方式で貸付する傾向がみられ、借地料水準とその徴収の安定性は朝鮮族村が上回っていることがわかる。規模としては、朝鮮族村の農地を借入している農家の面積が大きい。兼業状況を見ると5haを超える農家は専業的性格が強いが、5ha未満の農家は経営主または家族構成員の兼業が多くなることがわかる。

以下では、朝鮮族集落における農地調整のあり方を中心に本章の結論を整理してみる。農地の賃貸借関係を考える場合、集落内に離農跡地の受け手が存在するかどうかが分かれ目となる。一般に、貸借関係は集落内、集落外の順序で広がりを見せるからである。朝鮮族はその移民期から集団移民の形態を取り、あるいは事後的に集住化する傾向があった。これは戦前期には専ら朝鮮族が水田耕作を行ってきた点が背景にある。しかし、第二次大戦後に漢民族も水田経営に参入するようになり、混住化が一定の進展を見せてくる。前者が朝鮮族集落であり、後者が準朝鮮族集落である。

準朝鮮族集落においては、人口流出は主に朝鮮族で起きるから、その離農跡地は漢民族の残存農家によって吸収される（永豊Ａ社）。漢民族比率が小さい場合には、賃貸借は集落外にも広がる（永豊 B 社）。ここでは、既存の個別的な人間関係をベースに賃貸借関係が形成されるため、借地条件、借地料は多様性を示し、貸し手市場のもとでの借地競争も相まってその関係は流動的である。借り手の経営規模も 10ha 未満が圧倒的であり、国有農場地帯とは大きな開きがある（朴[61]）。

これに対し、朝鮮族集落においては農地は全て外部に賃貸されるため、不在地主にとって貸借の形成、安全性は極めて困難である。そのため、残存する集落代表がその調整に乗り出すことになる。永豊 C 社では集落が漢民族集落と混在する 2 重行政のもとに置かれている条件を生かして後者との借地料協定を結んでいる。そのことにより、比較的高い借地料水準と取得の安全性を担保することに成功している。さらに進んだ形態は茂盛村 E 社の事例であり、貸出先と交渉を有利に進めるために貸出先の選定、借地料、支払い時期などを社独自に決定している。また、社単位で農地の区画整理を行っており、借地農家として大規模経営農家を選定している（注12）。同様の動きは隣接する茂盛村Ｆ社でも計画されている。団地規模の賃貸借をうけた借地農家20ha以上層を形成しており、こうした貸し手側の対応は政策的に進められている規模拡大に寄与すると考えられる。

注

(注1)都市労働市場との関連では、朴他[58]の註 1 を参照のこと。

(注2)権[16]は朝鮮族の東北への移民および現段階の出稼ぎ状況について背景や動向を整理しており、有益である。

(注3)1940 年代までは純粋な朝鮮族村であったが、その後村民の合意により漢民族を受け入れている。

(注4)D4は 2008 年から市内、省外、シンガポールなどにおいて建築現場の仕事に従事したが、シンガポールでの半年間は騙されて給料も支払われず、斡旋費まで損をしている。

(注5)人口センサスでは、こうした転出者も農村の戸籍を持つ限り、出稼ぎとは区分されず、流出人口にカウントされることに注意が必要である。

(注6)D6 は経営が苦しく、30 年間鎮内の紡織工場で兼業したが、負債が累増し、長男が日本へ出稼ぎに行くことでやっと負債償還を行うようになっている。

(注7)農家の聞き取りによる。

(注8)1団地の聞きもらしがある。

(注9)やや古いが 2005 年の楼街郷における総収入1億 4,867 万元のうち、出稼ぎ収入は 5,000 万元である。

(注10)この社の下部組織として隊があるが(茂盛 E 社では 20 戸前後で7隊)、離村により機能していない。

(注11)農民専業合作社については、詳しい情報を得ることはできなかった。

(注12)同様の実態については、李[81]を参照のこと。

終 章 総合考察

第 1 節 各章要約

中国の改革開放から 30 年、中韓修好以来 25 年、朝鮮族は韓国ドリームを実現するため、様々な方法で韓国を訪れてきた。2007 年からは訪問者数は急激に増加し 2016 年末には 60 万人を超えた。滞在方法は親戚訪問を経た不法滞在から外国人労働者、同胞までと、短期的就業不可から時限、準永久的滞在へと変わっている。

農村を主な生活の場としていた朝鮮族が韓国へ大量に出稼ぎに向かった結果、①朝鮮族の生活の場は韓国の都市部へと変わり②韓国の建設、製造、サービス業に多く従事し、韓国の国民生産の 2.4%を補い③残された中国の朝鮮族の村は空洞化さらには消滅しつつある。

本論では中国の朝鮮族に焦点を当て、彼らの出稼ぎがどのような影響をもたらしたかを解明することが目的であった。そのため、1990 年代以降における中国朝鮮族の国内移動と韓国への移動の政策的背景、および政策の中で朝鮮族の出稼ぎとそのライフ、就業はいかなる様相を呈しているか、また、それに伴い中国の農村がどのように変わっていくのか明らかにすることを目的とした。

上述の問題を解決するために、まず第 1 章では中国全体、吉林省ないし朝鮮族の出稼ぎ現象と影響を整理した。

朝鮮族の 9 割は東北三省の吉林省、黒竜江省、遼寧省に分布していたが、1990 年代から東北部の朝鮮族の流失が見られ、北京、山東、広東等経済発展地域を含むその他地域の割合が 9%にまで増加している。特に流失が激しいのは吉林省と黒竜江省でそれぞれ 5%、6%の減少となっている。朝鮮族総人口も 2010 年度に初めて減少に転じており、その原因は出生率の低下と海外流失などが要因と考えられる。

このような人口流失は中国全体の出稼ぎ環境と関連付けられる。2010 年の流出人口は 2 億 6 千万人にも上る。農村労働力においては 20 歳台と 30 歳台の出稼ぎ率が高い一方、50 歳台以上の高年齢層の在村率が比較的高く、50 歳台以上の高年齢層が農村部の中心産業である農業を支えていると考えられる。

吉林省においても、人口の増加はわずかであるが、非農業人口比率は 39%から 46%まで増加している。産業別従業員者数も、第一次産業はほぼ横ばいであるが、都市部に需要の多い第三次産業が増加しており、農村を離れ都市部へ移動する人口が多数に上ると推察される。

第 2 章では受入側である韓国の政策的背景を朝鮮族の視点で整理した。韓国の経済危機に伴い労働力不足と内国人忌避業種が現れたことが朝鮮族を中心とする外国人労働者受入政策を打出しさせ、大量に存在する不法滞在労働力の合法化を促進した。不安定な生活を送っていた出稼ぎ者が政策緩和により徐々に滞在および就業面で安定をみせるようになった。これ以降、従来の単発的、ジャンプ式出稼ぎから長期的な就業、または移住の傾向も現れている。そして韓国の経済発展の各段階で労働市場の不足分を補い、建設業、製造業、サービス業、とりわけ中小企業での労働力不足現象を緩和させる存在となった。朝鮮族の就労は 2016 年には韓国経済活動人口の 2.4%を占めている。以前までは稼いだ資金は中国へ流出することが多かった。近年は挙家移住傾向により、韓国国内で資金の回転を活発させていることから韓国国内の経済活性化にも寄与しているといえるだろう。

第 3 章では朝鮮族の韓国出稼ぎ像を描いた。出稼ぎ労働者は 20 歳台から 70 歳台までと年齢層が幅広いことがわかった。1990 年代から 2000 年代初頭までは年長者のみが韓国での親戚

の招聘によって滞在が許可されたため、壮年層のみの出稼ぎであった。しかし、現在は 20 歳台の若者も渡航可能な制度に変わり、渡航者の子供も早くから韓国で教育を受けることができるようになった。また 60 歳台以上で身体的に就業できない老人も家族と一緒に韓国で生活していることが分かった。その結果、身体的に就業不可の老年層、幼年層も滞在し、家族ごとのマイグレーション現象が見られるようになった。その移動状況を定住、リターンマイグレーション、一時的なマイグレーションと 3 種類に区分した。

彼らは最初の短期滞在者から不法労働者への転落、外国人労働者、そして在外同胞として承認されることで、法的には質的な転換を成し遂げた。韓国での労働環境も全体的には安定しており、給与も上昇し、自営業を営み、雇用労働以上の所得を得る者もいる。これによって住宅環境も屋上、地下等の条件の悪い賃貸住宅から通常の全借住宅を借りる者が増えつつある。全借による賃借の存在はある程度長い期間の滞在を予定して韓国に滞在していることを示している。

このような朝鮮族の韓国への出稼ぎは、農村コミュニティが喪失する程の勢いで、続いている。その結果、中国側では離農跡地が賃貸に出され、比較的大規模な農家が成長を見せるなど、土地流動に伴う一連の影響が出つつある。

そこで、第4章では朝鮮族の離農跡地の賃貸借関係がどのように形成されているかを朝鮮族集落の形態に即して明らかにし、また、農地を集積する借地農家はどのような性格を持っているのかを課題とした。その性格をみると、まず準朝鮮族村の農地は社内貸付が多い反面、朝鮮族村の農地はほぼ全てが社外貸し付けとなっている。このように朝鮮族村は社外へ一括賃貸方式で貸付する傾向がみられ、借地料水準とその徴収の安定性は朝鮮族村が上回っている。規模としては、朝鮮族村の農地を借入している農家の面積が大きい。5ha を超える農家は専業的性格が強いが、5ha 未満の農家は経営主または家族構成員の兼業が多くなることがわかった。

第 2 節　考察

本論では中国の朝鮮族に焦点を当て、彼らの出稼ぎがどのような影響をもたらしたかを解明することが目的だった。

まず受入れ先である韓国側においては、朝鮮族の韓国出稼ぎによって労働力不足を補填してきた。とくに韓国国民が忌避する3D産業において労働力を補填し、朝鮮族は今日の韓国労働市場において重要な存在となっている。このような労働者の存在の背景には、韓国側が労働力受入規制を緩和し、労働者の一部においては永久的な滞在を可能とさせたことがある。現在、彼らは従来の3D 産業への就業だけではなく、安定的な事務職に就き、あるいは自営業を営み、就業範囲と立場を向上させている。そこで、朝鮮族の出稼ぎ期間も長期化になり、農地はほぼ耕作権を保有しているものの農作業は行わず、中国各都市での就業、韓国への出稼ぎを繰り返す者が大多数である。この中には、出稼ぎから定住までに繋がった者や、中国の都市部に戻る者もいる。このように朝鮮族出稼ぎ者を定住者、リターンマイグレーション、一時的なマイグレーションと分類できる。共通点としてはいずれも中国側の農地を貸出したまま、ほぼ放置していることである。

一方、送出元である中国の東北農村部では朝鮮族の不在化による深刻な農村空洞化現象が起きている。新中国の成立とともに、朝鮮族の大多数は東北地方の農村地域に集居ながら、主に営農活動を行ってきた。しかし、彼らの中国沿海地域や韓国への出稼ぎ、移動によって、朝鮮族を構成員とする村では農地は賃貸に出されている。事例として取り上げた村では、空き屋の増加と村民の不在により、単独の村としての存続が困難になり、隣接する漢民族の村に吸収合併さ

れている。特に永豊 A 社は、村民の長期不在と自然災害により、全社を移転しているうちに社内の朝鮮族はさらに消失しつつある。

このような状況の中、農地の保有権問題が懸念される。第一に、朝鮮族が安定的に賃貸借契約を継続する場合でも、1998 年から実施している「保有権の 30 年間の固定」制度の終了時に如何なる保有権の設定が行われるかが不透明である。第二に、出稼ぎ先の条件が変化し、朝鮮族の農家が帰村した場合、特に相対契約の場合には、農地の利用調整が難しくなるケースが発生するであろう。これは、担い手が完全に不在である内陸部からの出稼ぎ地域とは異なる東北地方の特徴である。何れにしても、保有権をめぐる法整備が必要である。第三に、農地の賃貸借関係の構築がまだ未熟である。準朝鮮族集落においては、個々の人間関係による賃貸借関係で、借地条件が不安定になっている。一方、朝鮮族村では社単位で代表が調整することで、ある程度安定した賃貸借関係を構築している。しかし、貸主に耕作権はあるものの所有権は集団所有であるため期限等不安定要素が残っている。貸出先としては規模拡大しても農地に係る投資には慎重に行う必要がある。

出稼ぎ移動、移住の主体である朝鮮族はコリアンドリームをもって祖先の故国へ向かったが、当初は不法労働者としての存在が多数を占めた。現在は滞在資格が緩和され、少数の定住者を除き、出稼ぎを繰返している。現在、彼らは韓国政府から「同胞」と承認されるものの、実質的に外国人労働者として位置づけされ、25 年が経過した現在でも「よそ者」扱いされ、生活、就業等に対する満足度が低く、今後の行方を保留している者が大多数である。このような問題を解消するためには、受入側としての社会福祉環境の整備、就業制限の取消し等が必要される。

一方の中国でも生活、仕事の主な舞台だった農村地域を完全に離れ、農地耕作権だけ保有している。そして、農村共同体を失いつつ、中国の大都市に居住するものは漢民族に同化され、アイデンティティーを喪失しつつある。朝鮮族は元の生活の場を離れ、中国の沿海地域や韓国へ移住するなかで、新環境と擦り合わせ、新しいネットワークを築き上げ、帰属感を作り上げる。彼らは中国で生まれ育ち、中国の教育を受けたが、一方では韓国に血縁者を持ち、憧れを感じ、出稼ぎ生活を繰り返している。その期間中に、彼らは中国と韓国という違う二つの社会に同時に帰属し、両方の影響を共に受けつつ、どちらにも完璧に帰属しない「境界人」の生活を過ごしている。その過程で、住居地と職場は頻繁に変えていくうちに新しい共同体が生まれる一方、元の農村共同体は消滅しつつある。しかし、その連帯感は必ずしも強くなく、中韓両国の人波の中に埋没させることが懸念されてるのである。

引用・参考文献

日本語文献

[1]石田浩(2003)『貧困と出稼ぎ』晃洋書房.
[2]伊藤正一(1998)『現代中国の労働市場』有斐閣.
[3]今泉慎也(2012)「外国人労働者受け入れに関する法的枠組み一韓国と台湾の比較を手がかりに」山田美和編『東アジアにおける人の移動の法制度　調査研究報告書』アジア経済研究所.
[4]大島一二(1996)『中国の出稼ぎ労働者』芦書房.
[5]許燕華(2011)「中国朝鮮族のトランスナショナルな移動生活：在韓出稼ぎ女性のライフ・ヒストリーから」『京都社会学年報』.
[6]許燕華(2015)「移動する中国朝鮮族―移動パターンの視点から」『21 世紀東アジア社会学』第 7 号:pp.100-116.
[7]金英花(2014)「中国朝鮮族の国際的な移動と子供の教育―出稼ぎの変容と留守児童の問題から見る家族生活」(宇都宮大学博士学位論文).
[8]金三民(1931)『在満朝鮮人の窮状と其の解決案』新大陸社.
[9]金松花(2011)「中国移民研究における移住システム論の意義」『奈良女子大学社会学論集』Vol.18:pp.133－150.
[10]国歳真臣(1970)「‘マージナル・マン’理論に関する一考察」『社会学部紀要』No.19:pp.55－61.
[11]倉田和四生(1992)「人口移動論」『社会学部紀要』第 65 号:pp.7－32.
[12]倉橋重史(1980)「マージナルマンの問題」『桃山学院大学社会学論文集』:pp.347－370.
[13]倉持和雄(1994)『現代韓国農業構造の変動』お茶の水書房:pp.54－56,64.
[14]権香淑(2001)「中国における‘朝鮮族’の研究序説－方法論的アプローチの考察」(研究ノート)『アジア研究』Vol.47　No.3:pp.81－105.
[15]権香淑(2011)『移動する朝鮮族』彩流社.
[16]権香淑(2011)「朝鮮族の移動と東北アジアの地域的ダイナミズムーエスニック・アイデンティティの逆説－」『北東アジア研究』第 20 号:pp31-50.
[17]厳善平(2002)『農民国家の課題』名古屋大学出版会.
[18]厳善平(2005)『中国の人口移動と民工』勁草書房.
[19]厳善平(2009)『農村から都市へ－1 億 3000 万人の農民大移動』岩波書店.
[20]厳善平(2010)『中国農民工の調査研究―上海市・珠江デルタにおける農民工の就業・賃金・暮らし』晃洋書房.
[21]蔡春花(2012)「訪問就業制による朝鮮族の出国労働の変化」『人間社会学研究集録』:pp.47-63、pp.121-143.
[22]坂下明彦・朴紅(1995)「人民公社解体後の個人農と農業諸団体の機能」『農経論叢』51 集:pp.13-24.
[23]佐々木信彰(2001)『現代中国の民族と経済』世界思想社.
[24]佐々木衛他(2001)『中国朝鮮族の移住・家族・エスニシティ』東方書店.
[25]佐藤忍(2008)「韓国の外国人労働者」『香川大学経済論叢』第 81 巻第 3 号:pp.159-194.
[26]佐野孝治(2010a)「韓国における女性外国人労働者の現状と課題」『商学論集』第 79 巻第 2 号:pp.67-94.
[27]佐野孝治(2010b)「韓国における外国人労働者支援システム」『商学論集』第 79 巻第 3 号:pp.47-81.
[28]佐野孝治(2010c)「外国人労働者政策における「日本モデル」から「韓国モデル」への転換―

韓国における雇用許可制の評価を中心に」『福島大学地域創造』第 22 巻第 1 号.
[29]佐野孝治(2014)「韓国の「雇用許可制」と外国人労働者の現況―日本の外国人労働者受け入れ政策に対する示唆点(1)」『福島地域構造』第 26 巻第 1 号.
[30]佐野孝治(2015)「韓国における「雇用許可制」の社会的・経済的影響―日本の外国人労働者受け入れ政策に対する示唆点(2)―」『福島大学地域創造』第 26 巻第 2 号:pp.3－22.
[31]重松伸司(1995)「国際移民研究の課題と動向―南アジア移民研究との比較視座」『国際開発研究フォーラム 2』:pp.265－275.
[32]白井京(2007)「韓国の外国人労働者政策と関連法則」『外国の立法』(231).
[33]白井京(2008)「韓国における外国人問題―労働者受け入れと社会統合」(国立国会図書館・調査および立法考査).
[34]白井京(2010)「韓国における外国人政策の現状と今後の展望:現地調査を踏まえて」『外国の立法』(243).
[35]鈴木江里子(2009)『日本で働く非正規滞在者』明石書店.
[36]宣元錫(2002)「韓国の単純技能外国人労働者受け入れ政策―制度・実態とその課題」『「世代間利害調整」ディスカッションン・ペーパー』No.70 一橋大学経済研究所.
[37]宣元錫(2006)「韓国における非専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換―“雇用許可制の導入:“研修生”から“労働者”へ―」『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究 Discussion Paper』No.2.
[38]宣元錫(2010)「韓国の「外国人力」受け入れ政策―「雇用許可制」を中心に一」『総合政策研究』第 18 号.
[39]高崎宗司(1996)『中国朝鮮族―歴史・生活・文化・民族教育』明石書店.
[40]高橋和(2014)「人の国際移動を巡る研究の動向―ヨーロッパにおける人の移動の自由と管理を中心に」(研究ノート)法政論叢第 58・59 合併号:pp.43-69.
[41]田嶋淳子(2010)「中国系移住者の移動をめぐる諸相」『ディアスポラ研究』第 4 巻第 1 号(第 7 集):pp.163-181.
[42]舘野晳他(1998)『聞き書き中国朝鮮族生活誌』社会評論社.
[43]中国朝鮮族青年学会(1998)『中国朝鮮像生活誌』社会評論社.
[44]趙貴花(2008)「グローバル化時代の少数民族教育の実態とその変容:中国朝鮮族の事例」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 47 巻:pp.177－187.
[45]趙貴花(2012)「高学歴中国朝鮮族の移動―先を見つめる子育てとハイブリッド・アイデンティティー」『Review of Asian and Pacific Studies』No.37:pp.47-63.
[46]鶴嶋雪嶺(1997)『中国朝鮮族研究』関西大学出版部.
[47]鄭雅英(2000)『中国朝鮮族の民族関係』アジア政経学会.
[48]鄭雅英(2008)「韓国の在外同胞移住労働者―中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析」『立命館国際地域研究』第 26 号.
[49]鶴嶋雪嶺(1997)『中国朝鮮族の研究』関西大学出版部.
[50]董彪・岡部守(2012)「朝鮮族出稼ぎと行方―朝鮮族農村の調査を通して一」『農村生活研究』55 巻 1・2 合併号:pp.53-60.
[51]董彪・菅沼圭輔(2010)「中国稲作における大規模借地経営の存立条件と問題点」『2010 年度日本農業経済学会論文集』:pp.486-493.
[52]徳田　剛(2007)「よそ者の社会学:近さと遠さのダイナミクス」(神戸大学博士学位論文).
[53]戸田郁子(2011)『中国朝鮮族を生きる－旧満州の記憶』岩波書店.
[54]馮文猛(2009)『中国の人口移動と社会的現実』東信堂.
[55]朴紅(2015)『中国国有農場の変貌－巨大ジャポニカ米産地の形成』筑波書房.

[56]朴紅・坂下明彦(1996)「中国東北における稲作貧困地帯の農村と農民」『農経論叢』52集:pp.169-180.
[57]朴紅・坂下明彦(1999)『中国東北地方における家族経営の再生と農村組織化』お茶の水書房.
[58]朴紅・坂下明彦・姚富坤(2012)「蘇南地域における農村企業の展開と出稼ぎ労働者－江村の追跡調査(7)－」『農経論叢』第 67 集:pp.83-95.
[59]朴紅他(2010)「中国東北における高級ブランド米の産地形成と農民専業合作社の機能:黒竜江省五常市を事例として」『農経論議』第 65 集:pp.101-115.
[60]朴紅他(2011)「中国東北の有機栽培米産地における生産基盤:黒竜江省五常市の事例分析(3)」『農経論議』66 集:pp.71-80.
[61]朴紅(2015)『中国国有農場の変貌　巨大ジャポニカ米産地の形成』筑波書房.
[62]花井みわ(2011)「中国朝鮮族の人口移動と教育―1990 年以後の延辺朝鮮族自治州を中心として」『早稲田社会学総合研究』第 11 巻第 3 号.
[63]春木育美(2010)「韓国の外国人労働者政策の展開とその背景」『東洋英和女学院大学「人文・社会学論集」』第 28 号.
[64]春木育美(2014)「日本と韓国における外国人政策と多文化共生」『東洋英和大学院紀要』:pp.17－27.
[65]韓景旭(2001)『韓国・朝鮮系中国人＝朝鮮族』中国書店.
[66]久永佳子(2011)「韓国における外国人労働者政策の変遷と支援活動の現状」『金城学院大学院学研究科論集』17 巻:pp.23－48.
[67]久永佳子(2014)「韓国における外国人労働者政策と支援活動―労働者送出国から受入れ国への転換」(金城学院大学大学院博士学位論文).
[68]松村高夫(1970)「日本帝国主義下における「満州」への朝鮮人移動について」『三田学会雑誌』Vol.63:pp.61－87.
[69]宮島美花(2015)「移動を説明する諸理論と,中国朝鮮族の移動・生活」『香川大学経済論叢』第 87 巻第 3・4 号:pp.185－216.
[70]森田桐郎(1994)『国際労働移動と外国人労働者』同文館出版株式会社.
[71]南亮進(1999)『流れゆく大河:中国農村労働の移動』日本評論社.
[72]文銀実(2017)「中国朝鮮族の経済発展にともなう国内外への移動と民族社会の再形成」(名古屋大学大学院　博士論文).
[73]孟健軍(2013)「中国の人口移動と経済発展－最新の人口センサスからの検証」『RIETI Discussion Paper Series 13-J-048』経済産業研究所.
[74]ユン　ファン(2011)「韓国居住朝鮮族移住労働者の法的・経済的社会地位研究」『ディアスポラ研究』第 5 巻第 1 号:pp.37-60.
[75]蘭信三(2013)『帝国以後の人の移動―ポストコロニアリズムとグローバリズムの交錯点』勉城出版.
[76]李英花他(2011)「中国出稼ぎ農村における農地流動化の特徴と展望」『農林業問題研究』47 巻 1 号:pp.108-113.
[77]李華(2013)「国境を超越し共生する朝鮮族家族:韓国移住労働による分散居住経験を中心に」『中央史論』36 集:pp.497-534.
[78]李華(2013)「トランスナショナルな中国朝鮮族家族の人類学的研究―韓国へ出稼ぎ移動を中心に」(東北大学博士学位論文).
[79]李海燕(2009)『戦後の「満州」と朝鮮人社会―越境・周縁・アイデンティティ』お茶の水書房.
[80]李海燕(2012)「中国朝鮮族社会に於ける土地改革と農業集団化の展開(1946-1960)」『相関

社会科学』第 22 号:pp.70.
[81]李明権(2004)「中国における農地流動化と農地配分の団地化－吉林省延辺朝鮮族自治州の実態分析を中心に－」『アジア太平洋レビュー』1 号:pp.2-14.
[82]労働政策研究・研修機構(2007)「アジアにおける外国人労働者受入れ制度と実態」『労働政策研究報告書 No.81 』.
[83]蘆相永(2012)「韓国における外国人労働者政策展開の焦点と多文化社会の模索」『大阪産業大学論集　人文・社会科学編 15』:pp.19－39.

韓国語文献

[84]安ゼショプ(2009)「ソウル市居住中国朝鮮族の社会・空間的連結網:技術的分析を中心に」『韓国写真地理学会誌』第 19 巻第 4 号:pp.215－223.
[85]安ビョンサム(2009)「超国家的移動現象による中国朝鮮族の家族解体研究」『韓国東北亜論叢』第 52 集:pp.153－177.
[86]安ビョンサム(2011)「中国延辺朝鮮族老人の生涯史研究」『ディアスポラ研究叢』第 5 巻第 1 号:pp.5－19.
[87]イ ギヒョク(2003)「政府の朝鮮族移住労働者政策とそれに対する NGO の対応:労働条件,国籍恢復,在外同胞法を中心に」(東国大学校修士学位論文).
[88]イ ギュヨン(2014)「雇用許可制 10 周年成果及び今後政策課題」『雇用許可制 10 周年討論会資料』.
[89]イ ギルナム(2010)「延辺朝鮮族人口減少と民族教育の萎縮危機」『韓国社会学会論文集』:pp.157－172.
[90]イ サンスク他(1993)「1950-60 年代朝鮮族の北韓移住と北・中協力」『北韓研究学会報』第 6 巻第 1 号:pp.359－377.
[91]イ ザンショブ(2011)「在韓朝鮮族の移住と集居地形成:ソウル市ガリボンドンを中心に」『全南大学校世界韓商文化研究団国内学術会議』:pp.3－20.
[92]イ ザンショブ他(2011)「韓国多文化時代朝鮮族移住労働者の社会的地位に関する考察」『全南大学校世界韓商文化研究団国際学術会議資料』:pp.389－405.
[93]イ ジャンショブ他(2011)「在韓朝鮮族の移住と集居地形成:ソウルガリボン洞を中心に」『全南大学校世界韓商文化研究団国内学術会議資料』:pp.3-20.
[94]イ ジュヒ(2014)「朝鮮族の韓国移住経験と正体性戦略―始華工団 S 工場労働者の職場を中心に」『都市人文学研究』第 6 巻 1 号:pp.177－209.
[95]イ ジョンファン(2001)「外国人労働者の賃金に対する公正性認識」『韓国人口学』通第 24 巻第 2 号:pp.179－206.
[96]イ ジョンファン他(2001)「外国人労働者の期待滞在期間に関する研究」『韓国社会学』第 35 集 4 号:pp.129－157.
[97]イ ジョンオン(2009)「朝鮮族同胞の民主主義経験と実践:韓国の在外同胞政策に対する抵抗と介入を中心に」『記憶と展望』通巻第 29 号:pp.305－561.
[98]イ ジョンオン(2012)「‘外国人’と‘同胞’の間のメンバーシップ:在韓朝鮮族社会の地位文化によるメンバーシップ獲得戦略」『経済と社会』通巻 96 号:pp.402－429.
[99]イ ジョンオン(2011)「在中同胞社会の差と疎通の文化政治:韓国内朝鮮族コミュニティの構成と交流」『民主主義と人権』第 11 巻 3 号:pp.213－247.
[100]イ ジンヨン(1999)「中国少数民族政策の理論的基礎に対する研究」『亜太研究』第 6 巻第 2 号:pp.277－298.
[101]イ ジンヨン(2002)「韓国の在外同胞政策:在外同胞法改訂の争点と対案」『韓国と国際政

治』第 18 巻第 4 号:pp.133－162.
[102]イ ジンヨン(2006)「1990 年代中国の民族及び少数民族研究傾向に対する研究」『北方史論叢』6 号:pp.327－367.
[103]イ ジンヨン他(2009)「在韓中国朝鮮族労働者集団の形成過程に関する研究」『韓国東北亜論叢』第 51 集:pp.99－119.
[104]イ ジンヨン他(2013)「韓国の次世代在外同胞政策」『民族研究』第 54 集:pp.22－44.
[105]イ ドンチュン(2005)「中国朝鮮族農業と東北亜農業協力」『全南大学校世界韓商文化研究団国際学術会議』:pp.85－92.
[106]イ スゥザ(2004)「移住女性ディアスポラ」『韓国社会学』第 38 集 2 号:pp.189－219.
[107]イ ズゥヒ(2012)「中国朝鮮族の韓国移住経験と正体性戦略―工場労働者と国籍恢復者を中心に」(漢陽大学校修士学位論文).
[108]イ ズゥヨン(2005)「韓国内朝鮮族女性移住者の家事労働経験」『韓国社会学会論文集資料』:pp.33－38.
[109]イ ズゥヨン(2004)「韓国内朝鮮族女性移住者の家事労働経験」(延世大学校修士学位論文).
[110]イ スンウ(2004)「中国朝鮮族の人口移動と戸籍制度」『全南大学校世界韓商文化研究団国際学術会議資料』:pp.347－366.
[111]イ ゼファン他(2005)「外国人労働者 H の生活と情報貧困」『韓国ビブリア』第 16 巻第 1 号:pp.181－202.
[112]イ ゼヨン(2014)「限時的朝鮮族労働者のトランス移住と enclave－大林 2 洞を中心に」『韓国社会学会』2014 後期社会学大会:pp.69-70.
[113]イ ソクジュン他(2014)「ソウル朝鮮族密集地間特性分析と政策的含意」『ソウル都市研究』第 15 巻第 4 号:pp.1－16.
[114]イム ソンスゥク(2004)「韓国内朝鮮族労働者の民族正体性再形成過程」(漢陽大学校修士学位論文).
[115]イ ソクズゥン(2014)「朝鮮族密集地の形成と成長に関する研究―ソウル市ガリボンドンと大林 2 ドン,ザヤン 4 ドンを中心に」(ソウル大学校修士学位論文).
[116]イ ゾンハク(2003)「朝鮮族の都市移住と社会適応に関する研究」(高麗大学校修士学位論文).
[117]イ チュンホ(2014)「韓国居住外国人移住者の正体性政治―移住者団体活動を中心に」(全南大学校博士学位論文).
[118]イ チャンホ(2013)「移住民日常の中での社会的連結網研究:フィリピン,ベトナム及び中国朝鮮族移住民の事例を中心に」『ディアスポラ研究』第 7 巻第 2 号:pp.109－136.
[119]イ チュンホ(2014)「在韓中国同胞の正体性の政治:団体の組織と活動を中心に」『亜太研究』第 21 巻第 3 号:pp.143－180.
[120]イ ミョンジン他(2010)「多文化社会と外国人に対する社会的距離」『調査研究』第 11 巻 1 号:pp.63－85.
[121]イ ビョンギ(2006)「延辺朝鮮族農村社会の人口移動実態とその示唆点」『農業経営・政策研究』第 33 巻第 3 号:pp.749－776.
[122]イ ヒョンジョン(2001)「朝鮮族の種族正体性形成過程に関する研究」『比較文化研究』第 7 集 2 号:pp.63－105.
[123]イ ヒョンウク(2013)「20－30 代朝鮮族の超国家的移住の特性:ホワイトカラーを中心に」『ディアスポラ研究』第 7 巻第 1 号:pp.103－129.
[124]イ ヘギョン(2006)「移住の女性化と超国家的家族:朝鮮族事例を中心に」『韓国社会学』第

40 集 5 号:pp.258－298.
[125]イ ボムジン(2005)「国内移住労働者の福祉向上方案研究―朝鮮族労働者と外国人労働者を中心に」(世宗大学校修士学位論文).
[126]イ ミエ(2008)「ガリボンドン中国街での朝鮮族女性の位置制に対する文化・地理的研究」(中央大学校修士学位論文).
[127]イ ミンズゥ(2007)「在外同胞の商業活動と正体性形成」(延世大学校修士学位論文).
[128]イ ミンヘ(2013)「朝鮮族移民者の文化適応,社会的関係網と健康関連生活の質の関係」『地域社会看護学会誌』第 24 巻第 4 号:pp.438－450.
[129]イ ミンホ(2012)「少数者として中国朝鮮族の移住史及び政治・社会環境変化による正体性変動」『人文科学研究』第 30 集:pp.321－350.
[130]イ メファ(2015)「中国朝鮮族の国際移動研究現況と展望―中国学界を中心に」『統一人文学』第 61 集:pp.501－522.
[131]イ ヨンシム(2007)「在韓朝鮮族移住労働者のための住居計画」『大韓家庭学会誌』第 45 巻 9 号:pp.15－26.
[132]イ ヨンジェ(2015)「韓国の在外同胞政策の過程と課題」『民族研究』第 61 巻:pp.4－25.
[133]イ ヨンミン他(2012)「中国朝鮮族のトランス移住とローカリティの変化研究」『韓国都市地理学会誌』第 15 巻 2 号:pp.103－116.
[134]イ ヨンミン他(2014)「ソウル市中国人集団の居住地特性と場所化研究:朝鮮族と漢族の比較を中心に」『韓国都市地理学会誌』第 17 巻 2 号:pp.15－31.
[135]尹豪(1993)「中国朝鮮族の人口動向」『韓国人口学会誌』第 16 巻第1号:pp.19－36.
[136]尹ファン他(2011)「韓国居住朝鮮族移住労働者の法的－経済的社会地位研究」『ディアスポラ研究』第 5 巻第1号:pp.37－60.
[137]尹ヨンド(2011)「朝鮮族超国的逆移住とポスト国民国家的規制国家装置に関する研究」『中語中文学』第 50 集:pp.185－216.
[138]ウ ミョンシュク(2013)「朝鮮族既婚女性の超国籍移住と生涯過程変動」『韓国社会学』第 47 集第 5 号:pp.139－169.
[139]エ ドングン(2012)「朝鮮族の都市移住適応と多民族関係」『ディアスポラ研究』第 6 巻 1 号:pp.39－60.
[140]オ ギョンヒ(2014)「‘中国朝鮮族’移住談論に現れたディアスポラの生活と正体性」『多文化社会研究』第 7 巻 1 号:pp.35－61.
[141]大田高子(2004)「在外同胞法改訂を囲んだ談論分析-朝鮮族に関する争点を中心に」『韓日民族問題研究』第 7 集:pp.123－166.
[142](1996)『外国人産業技術研修白書』中小企業協同組合中央会.
[143]郭スンジ(2014)「中国東北 3 省朝鮮族村現況研究」2014 在外同胞財団調査研究領域報告書 4.
[144]韓ジョンイル(2008)「中国朝鮮族集中村建設現況と 21 世紀発展展望」(全南大学校世界韓商文化研究団国内学術会議資料)『多文化時代グローバルディアスポラ』:pp.209－225.
[145]ガン ジンウン(2012)「ディアスポラと現代延辺朝鮮族の創造された共同体」『韓国社会学』第 46 集 4 号:pp.96－136.
[146]ガン スゥオク(2013)「中国朝鮮族の歴史的形成と正体性」『ディアスポラ研究』第 7 巻第 1 号:pp.89－101.
[147]ガン ゼシキ(2000)「中国朝鮮族世界の変化と民族正体性に関する研究」『亜太研究』第 7 巻:pp.192－212.
[148]金イルグォン(2003)「韓国滞在中国朝鮮族の生活実態に対する研究―九老区ガリボンドン,

安山市元谷ドンを中心に」(中央大学校修士学位論文).
[149]金イソン(2003)「外国人勤労者の雇用等に関する法律」『法制』2003.9:pp.80－92.
[150]金ウォンホン(2014)「朝鮮族女性の経済活動実態と人力活用方案」『経済・人文社会研究会中国総合研究　協同研究叢書 14－69－02』.
[151]金エギョン(2006)「中国朝鮮族研究の韓,中比較:研究機関,研究者及び研究傾向を中心に」『東亜研究』第 50 巻:pp.309－343.
[152]金元石(1992)「中国朝鮮族の遷入史に対する研究」『東西研究』第 25 集:pp.211－238.
[153]金強一(2000)「中国朝鮮族社会地位論」『アジア太平地域研究』第 3 巻 1 号:pp.1－26.
[154]金原徹(2003)「国内外国人労働者の効果的管理制度に関する研究」(東新大学校修士学位論文).
[155]金建佑(2012)「建設業に従事する外国人労働者の産業災害分析及び予防対策」(忠州大学校修士学位論文).
[156]金洪周(2012)「中国の少数民族政策と在中僑胞の正体性」(嶺南大学校修士学位論文).
[157]金春善(2006)「中国朝鮮族史研究現況と課題」『中央試論』24 号:pp.139－160.
[158]金昌石(2003)「在中同胞の出入国と滞留管理に関する研究」(西江大学校修士学位論文).
[159]金ズゥヨン(2012)「吉林地域韓人定着過程で現れる文化的保存と併用」『東北亜歴史論叢』37 号:pp.81－104.
[160]金スンヤン他(2008)「低熟練外国人労働者の社会的排除と政策的対応」『亜太研究』第 15 巻第 2 号:pp.1－30.
[161]金ゼギ(2005)「中国朝鮮族農村集居区解体危機と‘集中村’建設」『統一問題研究』通巻第 44 号:pp.111－143.
[162]金センホ(2001)「中国内モンゴル自治区朝鮮族の社会的地位」『中央アジア研究』第 6 巻:pp.257－275.
[163]金テファン(2010)「外国人労働者の法的地位に関する研究」(東国大学校修士学位論文).
[164]金ゾンショブ他(2014)「農業雇用労働力受給実態と対応方案」韓国農村経済研究院.
[165]金ソンハク(2004)「在外同胞の移住と正体性及び韓民族共同体活性化方案に関する研究」(明智大学校修士学位論文).
[166]金泰国(1996)「中国での朝鮮族歴史研究」『東北亜研究』96-Ⅰ:pp.125－141.
[167]金テグ(1998)「中国朝鮮族歴史上限線問題」『全州史学』第 6 集:pp.193－203.
[168]金闘燮(2012)「延辺朝鮮族人口の最近変化:1990 年,2000 年及び 2010 年中国人口センサス資料の分析」『中蘇研究』第 36 巻第 4 号:pp.121－149.
[169]金ドゥショブ(2013)「延辺朝鮮族社会の最近変化:社会人口学的接近」『韓国人口学』第 26 巻第 2 号:pp.111－145.
[170]金花善(2012)「朝鮮族農民の非農化と国際移住:延吉市 M マウルの事例を中心に」『中央試論』36 集:pp.149－186.
[171]金ヒョンソン(2010)「韓国滞在朝鮮族の密集居住地域と定住意識―ソウル市九老・永登浦区を中心に」『社会と歴史』第 87 集:pp.231－264.
[172]金ビョンホ(1991)「中国朝鮮族人口と分布問題に対する研究」『東亜研究』第 22 集:pp.131－163.
[173]金ビョンホ(1997)「中国朝鮮族の社会経済問題―朝鮮族の農村経済と農民問題を中心に」『民族と文化』第 5 集:pp.221－229.
[174]金ビョンホ(2000)「中国朝鮮族農村社会の危機と対策」『アジア太平洋地域研究』第 3 巻 1 号:pp.27－59.
[175]金ビョンホ(2003)「中国朝鮮族人口移動の現況と当面の問題」『全南大学校世界韓商文化

研究団国際学術会議資料』:pp.107－120.
[176]金ファソン(2009)「中国非農化過程で現れた朝鮮族マウルの移民母村化と女性の移住」(梨花女子大学校博士学位論文).
[177]金ヘラン(2009)「中国と韓国の朝鮮族政策が朝鮮族正体性に及ぼす影響」(全南大学校修士学位論文).
[178]金ヘラン他(2010)「中国朝鮮族の超国家的移動と正体性関連研究」『全南大学校世界韓商文化研究団国際学術会議資料』:pp.217－227.
[179]金ボンショブ(2009)「韓国在外同胞政策 10 年回顧と展望―研究史展開を中心に」『民族研究』第 37 集:pp.6－72.
[180]金ワンベ他(2008)「1930 年代満州の朝鮮族マウル共同体-黒竜江省五常県朝鮮族マウル形成過程を中心に」『東方学志』144 巻:pp.33－73.
[181]グ ウンギョン(2006)「外交人労働者の生活の質に影響を及ぼす要因に関する研究」(ソウル女子大学校修士学位論文).
[182]グ ジヨン(2008)「1930 年代満州の朝鮮族マウル共同体-黒竜江省五常県朝鮮族マウル形成過程を中心に」『東方学志』144 巻:pp.33－73.
[183]グ ジヨン(2011)「移動する人々と国家の拮抗関係―中国朝鮮族と国籍に関する考察」『東北亜文化研究』第 27 集:pp.15－39.
[184]グ ジヨン(2013)「地球化時代朝鮮族の移動と定住に関する小考」『人文研究』68 号:pp.297－330.
[185]グァク スンジ他(2014)「中国東北 3 省朝鮮族マウル現況研究」『在外同胞財団調査研究領域報告書 4』.
[186]熊谷正秀(1992)「中国吉林省永吉県の朝鮮族」『亜細亜研究』第 88 号:pp.211－226.
[187]グァク ゼソク(2011)「訪問就業 5 年満期による在外同胞滞在資格(F-4)拡大適用可能性模索」『ミドリ』第 6 号:pp.98-111.
[188]グァク ゼソク(2012)「包容と排除の同胞政策と発展課題」『多文化社会研究』第 5 巻 1 号:pp.33-73.
[189]高志詠(2003)「中国朝鮮族正体性変化分析」(全南大学校修士学位論文).
[190]黄ジョンミ(2009)「‘移住の女性化’現象と韓国内結婚移住に対する理論的考察」『ペミニズム研究』第 9 巻 2 号:pp.1－37.
[191]黄有福(1997)「韓・中修交と朝鮮族の未来」『亜細亜文化研究』第 2 集:pp.107－118.
[192]権赫秀(1993)「1920-30 年代の東北地方朝鮮族農民の経済状況に関して」『明知史論』第5号:pp.95－107.
[193]権テファン他(2004)「中国朝鮮族大移動と共同体の変化―現地調査資料を中心に」『韓国人口学』第 27 巻第2号:pp.61－89.
[194]権テファン他(2007)「世界化時代中国朝鮮族労働力の国際移動と社会変化」『韓国社会学会論文集』:pp.537－550.
[195]厳海玉(2015)「中国朝鮮族の移住と関連した中国国籍法の現行課題」『Ilkam Law Review』Vol.30:pp.3－28.
[196]崔ウギル(2005)「中国少数民族政策の進化:‘民族区域自治制度’の変容と改革・解放初期朝鮮族社会への適用を中心に」全南大学校世界韓商文化研究団国内学術会議資料:pp.243－267.
[197]崔ウギル(2001)「南北関係と中国朝鮮族社会:韓国滞在朝鮮族青年に対する意識調査を中心に」『ディアスポラ研究』第 5 巻 1 号:pp.21－35.
[198]崔ウギル(2011)「中国朝鮮族移住史研究のための試論」『全南大学校世界韓商文化研究

団国際学術会議』:pp.275－285.
[199]崔ドンギュ他(1996)「外国人産業技術研修白書」『中小企業協同組合中央会』.
[200]崔ドクギョン(2001)「在韓中国朝鮮族の生活形態及び生活の質に関する研究」『韓国家族資源経営学会誌』第 5 巻 1 号:pp.1－13.
[201]崔峰龍(2004)「中国朝鮮族の移住史と族譜」『東洋禮学』Vol.12:pp.3－8.
[202]崔ユンジ(2006)「中国延辺朝鮮族農業人生活実態調査」『Korean J. of Ag. Extension』Vol.13 No.1:pp.185－193.
[203]崔ヨム(2010)「中国少数民族政策に関する研究―朝鮮族を中心に」(平沢大学校修士学位論文).
[204]崔ヨン(2011)「韓国と中国の在外同胞ネットワーク政策比較研究」『中国研究』第 52 巻:pp.665－689.
[205]シム ボクシル(2006)「中国延辺朝鮮族のライフスタイルに関する実証的研究」『韓服文化学会』第 9 巻 1 号:pp.43－53.
[206]徐京錫(1998)「朝鮮族詐欺被害の実態と対策」『被害者研究』Vol.6 No.1:pp.51－65.
[207]徐ゾンギョン(2014)「中国同胞の帰還と韓国社会の課題」『ディアスポラ研究』第 8 巻第 1 号:pp.71－94.
[208]徐ミンギュ(2013)「韓民族ディアスポラ分析研究」(崇實大学校博士学位論文).
[209]ジョン インショブ(1999)「'在外同胞の出入国と法的地位に関する法律'の内容と問題点」『ソウル国際法研究』第 6 巻 2 号:pp.301－321.
[210]ジョン サンファ(2006)「中国朝鮮族の正体性形成及び構造」『全南大学校世界韓商文化研究団国際学術会議資料』:pp.77－89.
[211]シン ミョンジキ(2011)「ガリボンを囲んだ脱領土化と再領土化」『ローカリティ人文学』6 号:pp.47－90.
[212]ズゥ ボンホ(2006)「中国朝鮮族社会の変化と課題」『韓国東北亜論叢』第 41 集:pp.149－172.
[213]ズゥ ボンホ(2005)「中国朝鮮族社会の現況と課題」『東北アジア文化学会国際学術大会資料』:pp.166－173.
[214]スン ボンギュ(2014)「韓民族ディアスポラの文化併用研究―中国朝鮮族と在日コリアンを中心に」『民族文化論叢』第 56 集:pp.329－357.
[215]ゼン シンウク(2002)「中国朝鮮族の過去,現在そして未来」『韓国政策科学学会報』第 6 巻第 1 号:pp.75－92.
[216]ゼン ゼホ(2008)「世界化時期韓国在外同胞政策の争点と対案:在外同胞法と二重国籍を中心に」『韓国と国際政治』第 4 巻 2 号:pp.99－134.
[217]ゼン ドクズゥ(1999)「韓国の在外同胞政策:金ヨンサム政府を中心に」『韓国民主市民教育学会報』第 4 集:pp.195－204.
[218]ゼン ヒョンゴン(2006)「母国の神話,労働力の移動,そして離脱:朝鮮族の経験に対するディアスポラ的解釈」『韓国東北亜論叢』第 38 集:pp.135－160.
[219]ゼン ビョンズゥ(2012)「外国人労働者の社会的排除が心理的福祉感に及ぼす影響」『韓国コンテンツ学会論文集』Vol.12 No.12:pp.237－247.
[220]ソン ギョンヨン他(2004)「韓国の外国人労働者制度に関する研究」『論文集』Vol.14:pp.137－155.
[221]孫春日(1993)「中国朝鮮族の上限と遼寧・河北の朴氏人たち」『梨花史学研究』第 20・21 号集:pp.79－99.
[222]孫春日(2008)「解放前後在満朝鮮人社会の動向」『満州研究』第 8 集:pp.181－197.

[223]張善花(2006)「中国共産党の朝鮮族政策(1927-1949)」(順天大学校修士学位論文).
[224]趙ガンヒ(1998)「中国黒竜江省朝鮮族の家族と親族生活―五常市民楽朝鮮族郷新楽村の事例」『民族文化論叢』第 18・19 合集:pp.291－311.
[225]趙フンユン(1996)「中国の朝鮮族」『民族と文化』第 4 集:pp. 8－64.
[226]張ゴンザ(2003)「中国の少数民族政策と朝鮮族の正体性確立に対する研究」『社会学研究』第 20 巻 1 号:pp.269－300.
[227]張ヘギョン(2003)「外国人労働者家族関連政策比較研究」『韓国女性開発院研究報告書 240－7』.
[228]張ユンス(2006)「中国朝鮮族文化生活と民族文化」『韓国東北亜論叢』第 39 集:pp.97－117.
[229]鄭ヨンコク(2014)「韓国の在外同胞政策に関する研究:グローバル在外同胞政策の樹立と展開を中心に」(国民大学校大学院博士学位論文):pp.110.
[230]ナ ヒョンウク(1999)「中国朝鮮族の社会構造変化」『現代社会科学研究』Vol.10 No.1:pp.53－84.
[231]佟琢(2007)「教会活動を通じてみる中国人労働者の移住と定着―大丘市を事例に」(慶北大学校修士学位論文).
[232]朴ウ(2011)「韓国滞在朝鮮族団体の変化と認定闘争に関する研究」『経済と社会』通巻 91 号:pp.241－268.
[233]朴ギョンヨン(2013)「中国朝鮮族一人の女性口述者の生活と家族史を通じてみたディアスポラの哀歓」『多文化と平和』Vol.7 No.2:pp.68－106.
[234]朴ギョンヨン(2014)「一人の朝鮮族女性の家族史を通じてみるディアスポラ経験と生活史:1932 年生朴スン玉の人生を中心に」『アジア研究』Vol.17 No.3:pp.1－36.
[235]朴ギョンヨン(2014)「朝鮮族ディアスポラ口述生涯史研究現況と方法」『亜太研究』第 21 巻第 1 号:pp.71－108.
[236]朴建華(2012)「改革開放以後朝鮮族の離散現象と正体性問題」(嶺南大学校修士学位論文).
[237]朴光星(2004)「世界化と中国朝鮮族社会が直面した新しい挑戦」『在外韓人学会学術大会資料』:pp.177－195.
[238]朴ジョングン(2011)「中国朝鮮族正体性の決定要因:社会人口学的特性を中心に」『朝鮮大東北亜研究所』Vol.26 No.1:pp.149－174.
[239]朴振フアン(1995)「中国黒竜江省の稲作と朝鮮族」『農業経済研究』第 36 集:pp.197－236.
[240]朴ゼビン(1989)「在中僑胞の人口学的位置」『予防学会誌』第 22 巻第 1 号:pp.14－24.
[241]朴センヨン(2007)「中華人民共和国東北地域に居住する朝鮮族の歴史的正体性」『高句麗研究会』29 集:pp.477－501.
[242]朴センヨン(2008)「中華人民共和国の朝鮮族歴史的正体性作り:朝鮮族関連研究成果を通じてみる中和人民共和国の歴史認識とそれに対する批判」『高句麗研究会学術叢書』:pp.1359－1423.
[243]朴相淳()「外国人産業技術研修制度に関する研究」『法務研究』:pp.511－616.
[244]朴治正(1993)「中国の少数民族政策と朝鮮族の将来」『中国研究』第 12 集:pp.5－36.
[245]朴昌昱(1996)「18 世紀80-20 世紀初《間島》と中国朝鮮族問題に対する中韓両国間の争端」『東北亜研究』96-Ⅰ:pp.43－69.
[246]朴チョヨン(2009)「朝鮮族ディアスポラ正体性教育に対する研究」『全南大学校世界韓商文化研究団国内学術会議資料』:pp.215－252.
[247]朴ノンフ他(2007)「外国人労働者の滞在および帰国支援に関する研究」労働部、京畿大学

産学協力団:pp.21.
[248]ハン　イルスゥク(2011)「中国同胞移住高麗労働者経験研究」(ソウル基督大学校博士学位論文).
[249]ハン　ゾンウ(2008)「安山市元谷ドン移住民の領域化過程」(韓国教員大学校修士学位論文).
[250]バン　スオク(1999)「中国の少数民族政策と延辺朝鮮族社会」『在外韓人研究』第 8 号:pp.379－404.
[251]バン　ミファ(2013)「在韓朝鮮族の実践戦略別帰属意識と正体性」『社会と歴史』第 98 集:pp.227－257.
[252]バン　ミョンソク(2011)「建設業に従事する外国人労働者の産業災害分析及び予防対策」『2011 年大韓安全経営科学会　春系学術大会資料』.
[253]ヒョ　明哲(2009)「世界化時代朝鮮族共同体の進路」『民族学研究』第 8 巻:pp.81－96.
[254]ヒョ　明哲(2011)「朝鮮族共同体と正体意識」『統一人文学論叢』第 52 集:pp.307－328.
[255]薛東勳(1998)「中国朝鮮族詐欺被害の原因と対策」『被害者研究』第 6 巻 1 号:pp.67－102.
[256]薛東勳他(2005)「外国国籍同胞雇用が国内労働市場に及ぼす社会・経済的効果分析」韓国労働部.
[257]薛東勳他(2006)『結婚移民者家族実態調査および中長期支援政策方案研究』ソウル女性家族部.
[258]ベ　ギュシキ(2013)「中国朝鮮族青の移住と労働市場進出研究」『経済・人文社会研究会中国総合研究　協同研究叢書 13－45－12』.
[259]ミョン　ボズゥン(2014)「外国人密集地域及び周辺地域の社会的分節に関する研究」(ソウル私立大学校修士学位論文).
[260]ミン　ジスン(2013)「居住地域の外国人比重が外国人に対する社会的距離感に及ぼす影響」『韓国人口学』第 36 巻第 4 号:pp.71－94.
[261]ムン　ゾンファン他(2015)「ディアスポラの再移住と定着戦略-中国青島の専門職に従事する朝鮮族を中心に」『大韓政治学会報』第 23 集 1 号:pp.139－166.
[262]ムン　ヒョンジン(2008)「韓国内朝鮮族労働者の葛藤事例に関する研究」『国際地域研究』第 12 巻第 1 号:pp.131－156.
[263]ムン　ヒョンジン(2014)「紅光村を通じてみる朝鮮族移住と定着史研究」『中国と中国学』第 21 号:pp.1－25.
[264]ヤン　エザ(2004)「外国人労働者の適応に関する研究―光州広域市を中心に」(光州女子大学校修士学位論文).
[265]ユ　ミョンギ(2002)「民族と国民の間:韓国滞在朝鮮族の正体性認識に関して」『韓国文化人類学』12785:pp.73－100.
[266]ユン　インジン(2004)「中国朝鮮族の人口移動と都市共同体:青島事例研究」『韓国社会学会資料』:pp.405－409.
[267]ユン　ヨンヒ(2011)「外国人労働者の心理的安寧感に関する研究」(韓南大学校修士学位論文).
[268]ヨ　スゥギョン(2005)「韓国滞在朝鮮族の葛藤と適応」『人文研究』第 48 集:pp.243－277.
[269]李今喜(2008)「朝鮮族と漢族労働者の韓国での職業,文化適応に関する研究」(梨花大学校博士学位論文).
[270]李サンウ(2007)「改革期中国朝鮮族社会の正体性に対する考察」『東亜研究』第 53 集:pp.425－460.
[271]李承祐(1997)「韓中修交以後朝鮮族に対する中国の民族政策研究」(漢陽大学校修士学

位論文).
[272]李振翎(2002)「朝鮮人から朝鮮族に:中国共産党の延辺地域掌握と正体性変化(1945－1949)」『中蘇研究』通巻第 95 号:pp.89－118.
[273]李成日(2014)「朝鮮族研究の現況と課題―韓中日 3 国を中心に」『国際地域学論叢』第 7 巻 1 号:pp.89－112.
[274]李勳求(1931)『満州と朝鮮人』平壌崇實専門学校経済学研究室.
[275]李ファ(2012)「国境を超越して共生する朝鮮族家族:韓国移住労働による分散居住経験を中心に」『中央試論』36 集:pp.497－534.
[276]李ファ(2012)「移動,帰還と村落:中国朝鮮族農民の移動に関する事例研究」『統一人文学論叢』第 54 集:pp.57－81.
[277]李ボンチョル(2014)「訪問就業制と雇用許可制の比較と問題点および改善方案」『東アジア』第 13 巻第 2 号.
[278]劉秉虎(2001)「在満韓人の国籍問題研究(1881－1991)」(中央大学校修士学位論文).
[279]林梅(2008)「国家と民族のはざまの歴史―中国東北地域の朝鮮族農民」『社会学部紀要』第 106 号:pp.85－99.
[280]林善玉(2004)「中国での朝鮮族の地位と役割分析」(高麗大学校修士学位論文).
[281]林東圭(1999)「不法滞留外国人減少のための研究」(成均館大学校修士学位論文).
[282]盧青錫(2007)「中国朝鮮族の法的位置に関する研究」『高麗邦楽』第 48 号:pp.385－402.
[283]呂弼順(2013)「中国延辺農村地域の朝鮮族人口減少と地域性変化」『韓国地域地理学会誌』第 19 巻第 4 号:pp.668－682.
[284]Hyung Seo Han(2007)「韓国で外国人増加に従う社会的問題と雇用政策の変化」『社会行政学会発表論文集』:pp.191－207.

中国語文献

[285]吉林省官馬山村(2009)『吉林省社会主義新農村建設モデル村申請表』.
[286]吉林省民委経済発展処(2017)「吉林省 2015 年民族郷経済社会発展綜述」.
[287](2009)『輝南年鑑 2005－2007』吉林文史出版社.
[288]金喜成(1996)「朝鮮族出国ブームの透視」『満族研究』第 1 期.
[289]金元石(1993)「中国朝鮮族遷入史述論」『民族研究』1 期.
[290]金元石(2003)「中国朝鮮族の含意」『中国辺境史研究』.
[291]金春善他(2010)『中国朝鮮族通史(下)』延辺人民出版社:pp.123-124.
[292]金炳镐(1993)「中国朝鮮族民族郷社会状況簡析」『満族研究』第 4 期.
[293]姜龍范(1998)「清政府の朝鮮移民政策」『延辺大学学報』第 2 期.
[294]姜龍范(2000)「清政府移民実辺政策と中国朝鮮族の形成」『社会科学戦線 4 期.
[295]姜龍范(2000)『近代中朝日三国対間島朝鮮人の政策研究』黒竜江省朝鮮民族出版社.
[296]姜龍范(2001)『中,日が"間島朝鮮人"領事裁判権の矛盾対立』『延辺大学学報』第 34 巻第 1 期.
[297]姜龍范,崔永哲(1999)「"日韓合併"と間島朝鮮人の国籍問題」『東疆学刊』第 16 巻第 4 期.
[298]黄有福(1993)「中国朝鮮移民史研究」『中央民族学院学報』4 期.
[299]周靖程(2005)「晩清東辺道地区朝鮮族遷入研究」(中央民族大学修士論文).
[300]徐基述(1987)「建国前黒竜江省朝鮮族問題初探」『黒竜江民族叢刊』04 期.
[301]徐明勲(1985)「朝鮮族遷移東北過程初探」『黒竜江民族叢刊』03 期.
[302](2008)『中国第二次全国農業センサス資料総合提要』中国統計出版社.
[303](2012)『中国人口センサス 2010』中国統計出版社.

[304]趙興元(2004)「民国前期中国政府の延辺朝鮮移民政策」『東北史地』第 12 期.
[305]孫春日(2001)「論偽満時期日本が無籍朝鮮人に対する就籍処置」『延辺大学学報』第 34 巻第 4 期.
[306]孫春日(2002)「論清政府対犯禁朝鮮墾民の土地政策」『満族研究第 3 期.
[307]孫春日,朴興鎮(2000)「清代越界朝鮮人編入華籍争いと中国国籍法の制定」『延辺大学学報』第 33 巻第 2 期.
[308]孫春日,朴興鎮(2000)「民国時期東北朝鮮族“二重国籍”問題の始末」『東疆学刊』第 17 巻第 4 期.
[309]孫春日,朴興鎮(2001)「偽満州国《国籍法》の難産と在満朝鮮人の国籍問題」『東疆学刊』第 18 巻第 2 期.
[310]朱凌(2004)「論 1909 年以前延琿地区越墾朝鮮流民入籍問題」『東北史地』第 9 期.
[311]衣保中(2002)「近代朝鮮移民と東北地区水田開発史研究」(南京農業大学博士学位論文).
[312]衣保中(2002)「朝鮮移民と近代東北地区の水田技術」『中国農史』第 21 巻第 1 期:pp.37－46.
[313]宋健(2016)「近代朝鮮墾民移居東北と水田開発」『遼東学院学報』第 18 巻第 6 期.
[314]崔慶植(2004)「グローバル化背景のもとでの思考:中国民族政策および朝鮮族歴史,現状と未来」(中央民族大学博士学位論文):pp.28,pp.65.
[315]曹善玉(2005)「改革開放後の東北三省朝鮮族の海外移民問題初探」『研究と探討』No.1.
[316]曹善玉(2010)「試論近代朝鮮人移居中国東北の原因」『南洋問題研究』143 期:pp.62－72.
[317]張愛花(2003)「論清末民初の朝鮮族国籍問題」『大連民族学院学報』第 5 巻第 4 期.
[318]趙剛(2001)「解放前東北朝鮮族国籍問題研究」『延辺大学学報』第 34 巻第 1 期.
[319]董玉芝(2009)「中国朝鮮族農村人口流動およびその新農村建設模式」『延辺大学学報』第 42 巻第 4 期:pp71-76.
[320]任東権(1989)「人類学と民俗学の関係」『民俗研究』第 10 期:pp.23－27.
[321]朴昌昱(1995)『中國朝鮮族歷史研究』延邊大學出版社.
[322]朴昌昱(1987)「中国朝鮮族の遷入及其歴史上限問題」『朝鮮族研究論叢』第 1 集.
[323]朴福蘭(2012)「清朝封禁時期朝鮮人犯越事例研究」(延辺大学修士論文).
[324]李賢淑(2002)「清初中国朝鮮族の来源及び行方」『亜細亜文化研究』第 6 集:pp.405－416.
[325]盧貴子(1992)「中国朝鮮族歴史上限の探討」『黒竜江民族叢刊』第 3 期.
[326]廉松心(2009)「グローバル化背景のもとでの思考:中国民族政策および朝鮮族歴史,現状と未来」『朝鮮族農村経済の現状と発展対策研究』.
[327](2012)『楼街郷統計資料本 2011』楼街郷政府.

英語文献

[328]F.C.Jones(1959)『1931 年以後の中国東北』(中国語訳)商務印書館.
[329]E.G.Ravenstein(1885)「The Law of Migration」『Journal of the Statistical Society of London』Vol.48 No.2:pp.167－235.
[330]Simmel G,Soziologie S.509.Park R.E()[Human Migration and the Maginal」.
[331]Simon Pedro Izcara Palacios,Yasutaka Yamamoto(2017)「trafficking in us agriculture」『Antipode』Vol.49 No.5:pp.1306－1328.
[332]Stonequist,E.V.(1937)『The Marginal Man』:pp.217.
[333]Lind.H(1969)「Internal Migration in Britain」Jackson.J.A.(ed)『Migration』:pp.74－98.
[334]Robert E.Park(1928)「Human Migration and the Marginal Man」『American Journal of

Sociology』Vol.33　No.6:pp.881－893.
[335]Robin Cohen(1997)「Global diasporas:An introduction」『Lodon:UCL Press』.
[336]William Safran(1991)「Diasporas in modern societies:myths of homeland and return」『Dispora』Vol.1　No.1.